

平成24年第8回（12月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質 問 者	質 問 事 項	頁
1	2	岩田 清	1. 辰野町の生活保護制度について 2. 中山間地域の過疎化対策について	2
2	1	永原 良子	1. 安心・安全のまちづくりについて 2. 自然エネルギーの推進について	18
3	13	宇治 徳庚	1. 町税を取り巻く環境と滞納問題について	30
4	11	宮下 敏夫	1. 平成25年度予算編成について 2. 人口増対策について 3. 福寿苑閉苑に向けての取組み状況について	43
5	3	根橋 俊夫	1. 国民健康保険制度の改革について 2. 町社会福祉協議会の事業及び事務局体制の拡充強化について	58
6	9	成瀬 恵津子	1. 新辰野病院について 2. キャリア教育推進プラットフォーム設立について	75
7	12	三堀 善業	1. 介護予防センターの活用について 2. 森林環境整備について 3. 若い人の自殺について	87

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質 問 者	質 問 事 項	頁
8	5	中谷 道文	1. 県道伊那辰野停車場線及び下諏訪辰野線の騒音対策と取組みについて 2. 町の人口減少化と歯止め策について	101
9	4	堀内 武男	1. 国民健康保険事業の運営について 2. 辰野町道路行政について 3. 荒神山スポーツ公園の活用について	116
10	7	船木 善司	1. 水森かおり歌謡紀行11の「辰野の雨」による観光振興について 2. 水資源について	132
11	10	中村 守夫	1. 町立辰野病院患者満足度調査について 2. 平成24年度重点施策について	146

平成24年第8回辰野町議会定例会会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成24年12月10日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	小沢辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬元広
住民税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋
産業振興課長	中村良治	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	林康彦
教育次長	向山光	病院事務長	赤羽博
福寿苑事務長	宮原正尚	消防署長	林国久
両小野国保診療所 事務長	宮原修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬辰夫

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤誠
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第5番	中谷道文
議席第7番	船木善司

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第8回定例会8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。4日、正午までに通告がありました一般質問通告者11人全員に対して、一般質問を許可してまいります。質問答弁を含めて、一人50分以内とし進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席2番	岩田	清	議員
質問順位	2番	議席1番	永原	良子	議員
質問順位	3番	議席13番	宇治	徳庚	議員
質問順位	4番	議席11番	宮下	敏夫	議員
質問順位	5番	議席3番	根橋	俊夫	議員
質問順位	6番	議席9番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	7番	議席12番	三堀	善業	議員
質問順位	8番	議席5番	中谷	道文	議員
質問順位	9番	議席4番	堀内	武男	議員
質問順位	10番	議席7番	船木	善司	議員
質問順位	11番	議席10番	中村	守夫	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席2番、岩田清議員。

【質問順位1番、議席2番、岩田 清 議員】

○岩田（2番）

おはようございます。師走の衆議院総選挙真っ只中ということでございますけれども日々の行政、及び議会活動は着実に足を地に付けて前進して行かなければならないと思っております。さて通告にしたがいまして2つの課題について質問いたします。まず始めに辰野町における生活保護制度の運用状況についてであります。今回の質問するきっかけになりましたのは、去る10月25日平出地区で母子が死亡した事件であります。

一部新聞報道では無理心中ではないか、という記事も見られました。55歳になる息子さんと82歳になる母親との二人暮らしであったと聞き及んでおります。11月に厚生労働省は、全国で生活保護を受けている人が本年度8月時点で213万人に上り、4箇月連続で過去最多を更新したと発表しております。受給世帯数で見ますと155万5,000世帯で、こちらも過去最多ということになっております。世帯別の内訳で見ますと、65歳以上の高齢者世帯が全体の4割を超え、県地域福祉課の調査によりますと8月時点における県内の生活保護受給者は1万1,381人ということになっております。デフレ不況の影響もあると指摘される中、1万人をオーバーするのは昭和58年以来、28年ぶりということでございます。辰野町は町長が福祉を最重点施策の一つとして取り組んでおり、多様な福祉制度の運用、社会福祉協議会や地区社協の充実、介護予防センターの建設や世代間交流センターの建設などを進めて来たことは多くの町民が実感しているところであります。しかしこの福祉サービスの細かな網を潜りまして、悲しい事件が起こってしまいました。そこで質問したいと思います。生活保護制度の現状、特に国4分の3、地方4分の1という負担比の比率も含めまして、町長はこの生活保護制度についてどのように認識しておられますか。まず総論的な所見を伺いたいと思います。

○町 長

皆様おはようございます。傍聴の皆さんも雪の中、早朝からお出かけいただきまして心からお礼を申し上げます。それでは第1日目、一般質問の第1日目。質問順位第1番岩田清議員の質問からお答えをさせていただきたいと思います。まず、ご指摘の生活保護ということでありまして、日本の一応総体的な考え方でまいりますと憲法がございまして全ての住民、国民は一定の文化生活、また最低限ではあるけれども生活をしていくことにつきまして国民一同に協力するというところで、一人の権利が認められていることによるわけでございます。したがって該当する方等、これがあくまで本人申請によるというふうなことでございまして、もちろん申請できる方、あるいはできない方、そのことが知らない方等々ございますので辰野町の場合もどこの場合もそうですが、民生委員さんが各地区毎にお願いをしてありまして、その皆さんがそういった方々のお手伝いと言いますか状況を代わりに町の方へ、あるいは社協へと連絡する、あるいは相談に乗る。あるいはまた最近では地域的な繋がり、絆という形の中でご本人がそういったことできない場合には代わって誰かが連絡をしてくれると、こういうふうな形もあるわけでありまして。しかしこれ町でお相手をして決定ということではなくて国の決定という

ことでありますので町の方で該当する方、申請があれば一通りの簡単な調査を申し上げて、またそれに至った原因につきましては追求しないことになっておりますので、現状を把握して福祉事務所の方へ連絡し、福祉事務所の専門官が担当をしてその生活保護の該当なりや、ということを決め、そしてさきほど言ったように憲法に基づいて一定の額で贅沢というわけにはいきませんが、また基準もございませうけれども、預金があつてはいけなかつたとか、あるいはまた車を持っていては一応いけなかつたとか、保険もあつてもいけなかつた、いろいろな規定があるわけでありませうが、そういった規定に合うようにして車も例外によっては認められることもあるわけでありませうが、持ち家は一応良いようでありませうので、そういった形の中で決定をして、そして保護をしていくということでありませう。しかし生活保護はその方を一生そうしていくっていうんじやなくて、ある一定の収入が入るまでということが基準でありませう。高齢者の皆さんの場合には決定すればそのままずっといくことが多いわけでありませうが、若い皆さん方にはやはり仕事を斡旋することも行政としてはできませんけれども、ハローワークへ行っていただくとかいろいろなこともまた、探せるような意欲を持っていただく。ただ該当したからお金を出すだけでなく、非常にこれあの現在、国会でも問題になっているようでありませうして、段々増えてきている。またその中に浸ってしまう。またそのことが大変苦勞を伴うなんである一定の額が来ますので楽になってしまう。そういったことにならないように指導も入つてまいりますし、さきほど言ったように人間は自分で仕事をし、稼いで生きていくことの基準に戻せるような方向付けはしていくということでありませう。一応総論、概論的におきましては一応生活保護という対象は、対象者に対してはそのような規定があるところということを今、申し上げたところであります。

○岩田（２番）

町長のご回答をいただくまでもなく、一番力を入れてた辰野の部門でございませうけれども、日本社会の全体的なお互いにお互いを支え合う隣組の美風とか、家族制度の崩壊、更にはですねトータルな地域コミュニティーが崩れていくと。こういう形の中で起こつたことだとは思ひませうけれども、ここで更に各論に移りたいと思ひませうけれども、今回の本当に不幸な事案につきまして、生活保護制度の適用を含めて具体的な救済はできなかつたのでしょうか。保健福祉課で情報とそれからですねその対応についてお聞きしたいと思ひませう。

○町 長

個人のことになりますので、あんまり具体性でお話できる部分とそうでない部分とあるわけではありますが、一応ご質問でありますので概要的に私どもで申し上げ、担当課の方で詳しく申し上げたいと思いますが、誠にああいって惨事がありまして、残念なことでございます。一応、その方は担当の民生委員さんにご相談されたようでありまして、民生委員さんから町の方へも連絡があり、町の方も社協の方へそういった貸付金があるという、まず第1段階は対応したとこのように把握しております。担当課長から詳しくお話を申し上げます。

○保健福祉課長

今、町長が申し上げましたとおり町の方に連絡があって、社会福祉協議会の暮らしの資金の活用というようなものを勧めさせていただきました。ちょっと暫くしてから、親子で社協の方に出向いてお金を借りられたということでもあります。お母さんの方からの民生委員さんの方には、借りられて良かったというような電話が、お礼の電話みたいなのがあったようでございます。したがって「ああ、まあ良かったかな」というような状態で、気持ちでございましたらまあ、ああいってちょっと事態に今なってしまったということになります。やはり生活保護の申請につきましては、できるだけ最初に今できる施策っていか制度を使って自立をしていただくというのが大事、どこにも基本条件でございますので、それでとりあえず対応できたってというような状況で、町の方は判断をしていたということでございます。

○岩田（2番）

プライバシーの関係もありまして質問、この程度にしますけれども、いずれにしても、第一段階として社協の方で補助金と言いますかお助け金というもの。それから次のステップで生活保護とこういう形になると思いますけれども、辰野町全体をみますと生活保護を受けておられる被保護者というのが数字的にはどのくらいになっているのでしょうか。ここ数年の経過も含めてご回答願いたいと思います。

○町 長

まずご指摘の内容も段々分かってきたわけでございますが、今回のこの件でなくて一番問題点は国全体のそういった方々の掌握、あるいはまた相談に応じた時の対応に問題がある。今回の辰野の件ではないですが、北海道の事件がございました。該当者が直接市役所の担当者と話をしたと。しかし話をして、遂にそのことを申請しなかったといっ

た事件があって非常に気の毒な結果になったという女性の親子の事件がございました。その中でインタビューが報道によって担当者、あるいはまた関連の方、社会福祉協議会、あるいはまた北海道ですから道の福祉事務所等の話がございましたが、私もその時にびっくりしたんですけれども、国の法律では申請、あるいは相談があった時に「こういうことがあればこうです。こういうことがあればこうです。こういう条件があればこうです。こういった制度もあります」と言うだけで「あなたは該当してますから申請してください」という勧めができないという、これは大きな制約があるようです。ですから担当者が当然、その方該当したろうと思いますが結局、通り一遍の説明だけで、しかしそういう時は相当、心も疲弊しているわけだと私は思いますので、もう少し親切に対応しないと。「ああ、そうですか」同時に正確に沢山のことを把握できる心の状態でない状態の中でサッサッサッと一通りの説明を受ける。「あなた申請してください。申請にはこういうものがありますよ。印鑑ここへ押してください。該当するわけですから」というようなことを言うてはいけません。ここに私は大きな問題点があるんじゃないかなっていうことで、これから県の問題、国の問題に取り上げていかなきゃならんと、こういうことは自分でも認識をいたしております。辰野町の場合はお蔭様でさきほど言ったように、第1回目の段階、社協での生活資金の借入が1回なされたということでもありますので、ホッとしている。その点ではホッとしているところであります。さて該当に関しましては辰野町の場合には、現在102名69世帯というようなことで、保護世帯数を掌握しております。

○岩田（2番）

保護率の方はどうなっているんでしょう。

○保健福祉課長

保護率でございますけれども、パーセントでなくてですねパーミリでお願いしたいと思います。1,000人あたり何人か、っていうことでお願いしたいと思います。辰野町の場合は4.9パーミリ。1,000人あたり4.9人ということでございます。上伊那全体では、3.0パーミリ。長野県では辰野町はちょっと多くて5.3パーミリというような状況でございます。

○岩田（2番）

人口比でございますけれど1,000人の内5人前後が必ず住民の、国民ですか、5人前後が受けられているということでございます。それで今、町長の答弁にもございました

ように23年度でも100名以上の方が被保護者となっており、増加傾向にあることは注目しなければなりません。デフレ不況という先行き不透明の社会に加えて、少子超高齢化の波が辰野町にも容赦なく訪れており、一人暮らし、二人であっても老々介護の世帯などが急速に増えている現状があります。全てを行政に頼るいわゆる「おんぶにだっこ」の時代ではないということも十分理解しておりますけれども、まず第一にですねそういう危機的な状況にある形の中で高齢者世帯、あるいは一人世帯の安否確認ってというようなことが大事だと思いますけれども、このへんのところを地区社協などをお願いしているのか、そのへんのところですね情報収集についてはどういうふうになっているんでしょうか。

○保健福祉課長

特に心配されるのが一人暮らし老人っていうのが一番だと思います。民生委員さん56名の方をお願いをしております、要援護台帳っていうものができております。一人暮らしの方、また高齢者の世帯の作成を援助というようなことで現在500人くらいの状況を把握しております。やはり常にこの皆さん方の情報を、新しい状況でキャッチをしていく。高齢者の方ですのでいつどうなるか分かりませんので、町の方では民生委員さん、それから保健師、社協、福祉事務所、これを5つでチームを組むって言いますか、勉強会と言うか、情報の共有っていうのを図っております。これは年2回やっておりますので、かなりの状況については掴んでいるという状況でございます。

○岩田（2番）

いろいろ考えていただいているようで結構なことですが、例えば、ボランティアでされている木曜日ですか、「ほのぼのランチ」でも私が何人かのお年寄りに伺いますと「食事を、弁当を取るという形のことだけでなく、1週間に1遍来ていただけるので、もし私が何かあっても1週間の中では分かる」というようなことを言われるお年寄りもいます。いろいろなアイデアを出す中での確かなですね、情報をですね要望するものであります。さて、2番目に移りますけれども、さきほど町長が一部国の姿勢という形の中で述べられましたけれども、保護申請について水際作戦ということが大きな問題になっておりました。これは一部地方自治体で取られた、さきほど町長も申されたケースもあったんですけれども、保護申請の受付窓口で福祉事務所においてですね、この申請を拒否することで生活保護の受給を窓口で阻止するという問題でございます。大体、窓口で言われる3つのパターンがあり、1つは「住まいがないので受けられませ

ん」これは実は住民票がなくてもその届けた所を住所にできるから、その福祉事務所を住所というか、居所ですね、にして届け出る。それから2つ目は「あなたは働けるから受けられません」と。「だから先にハローワークに行きなさいと」というような言い方。これは先にハローワーク行く必要なくて、働けば働いた分だけ差し引かれる形になるんで、これは順序を問わないと。それから3番目は「家族に養って貰いなさい」と。これは当然家族は扶養、お互いに扶養するという義務があるという形ですけれども、実際に扶養されてなければ生活保護の絶対条件ではないんですけれども、こういう形で窓口で断られた不幸なケースになることもありますけれども、我が町の保健福祉課ではこういうことの相談を受けたことがありますかどうか、お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長

保健福祉課の方の窓口につきましてはですね、ちょっとこんなような対応をしております。生活保護の申請については、これは町の窓口に来た場合には町の方で相談を受けて、本人の申請の意思によって福祉事務所の方へ上げて行って福祉事務所で調査、面接を相談をして、で決定になっていくというような状況になります。町の方の場合はですね、まず、生活保護の相談に乗る前の時点、生活保護っていうのはやっぱりほかの制度を最優先で適用をして、それでも、っていう場合に生活保護になるわけですので、窓口の方ではですねそのへんの状況、特に生活保護の申請に来られる。本人が生活保護の申請に来たって言ってくれば良いんですけれども、まず相談の段階で非常にデリケートな問題でございますので、生活保護制度をいきなり押しつけるっていうわけにはこれは絶対いきません。したがって相談をする内容等を聞く中で、対応していくということですし、やはり来ていただいた方の気持ちも考えなきゃいけないし、尊厳みたいなものもありますのでそのへんは非常に、こう言うてはいけませんけど抽象的に幅広く柔らかく聞いて行って、本人の気持ちがどんなふうな状況かっていうのを把握をすると。その中で生活保護、っていうことが良いだろうっていうことになればそこで話を聞いてきます。ただそれは、ある程度中程度の町の段階では相談を受けるというような形にしております。したがって、すぐ生活保護っていうのは頭に入れて就労だとかっていうような話にはならないと思いますので、やはり生活保護っていうものをちょっと横に置いといた段階で就労だとか、そういうような相談をすることは生活相談というようなことであると思いますし、社協の方でもそういう相談をしておりますのでそんな態勢で臨んではおります。

○岩田（2番）

我が町の保健福祉課では弾力的な形で、いろいろなケースを見極めながら本人のプライド、プライバシーも尊重しながらやっていただいているということでございますけれども、結局、福祉事務所でもこういう形を取らざるを得なくなったのは保護率の異常な増加やニュースでも話題になりました不正受給の問題があり厚労省が適正実施の推進、生活保護における適正実施の推進ということを通達してからの影響があるとされておりますけれども、引き続き3番目の質問に移りますけれども、生活保護法の精神及び原則が遵守されているかということでございますけれども、これ憲法の25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということで生存権の保障と国の社会的使命についてここで規定しており、これに基づいているわけです。さきほど以来、国側の問題、受給者側の問題などこの制度が抱えるいろいろな深刻な問題が、課題がありますけれども、生活保護法の第1条にありますように憲法の基本理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、必要な保護を行い最低限の生活を保障するという人道的な制度の筈であった筈であります。町長はよく自助・公助・共助の精神を提唱されておりますけれども、この制度の基本理念についてどのような評価をされておりますかお聴きしたいと思います。できれば福祉行政に長らく携わってこられた副町長の所見もお伺いしたいと思います。

○町 長

生活保護法の精神に則って今、生活保護法が国で行ってるわけでありまして、今、岩田議員もご指摘のとおり非常に増えてきている。悪用も出て来ている。ごまかしも出て来ている。そういう中で、国の方も財政的な問題がありまして、この額を減らそう、厳しくしようという動きが国会で論じられております。しかし、まともに受給していく人たち、さきほど言ったように正常な状態の中で申請できる方は良いですが、そうでなくて相当疲弊、心が疲弊、精神的にも参っている状態で相談に来られる方もあるわけありますので、非常に、自分が申請しようと思ってるんでなくて行政の方で少しリードしないと、そのまま「ああ、そうですか」で帰ってしまうというようなこともあるわけで非常にそこんところが混迷、混濁している状況が現在あります。こういった中で、やはり大きな基準がございまして4つの基礎原理というのがありまして、まず国家責任、減らすことです。憲法を守っていくためには、それから無差別平等の原理、それから最低生活の原理。働いた方がやはり、少しは豊かな生活に近づくような状態ですから最低限っ

というのはその意味が出してるわけであります。それからまた保護、補足の、補足制の原理というものもあります。またもう1つは原則としては申請法の原則であると。さきほど来、言っているとおりであります。また基準、基準及び程度の原則、どの程度までと。その次は必要、即応の原理。それから世帯単位の原理と。この4つの原理と原則、それぞれ4つずつのことに基づきまして適用しながら進めている。しかし、やはり正常な状態で働き場所があるならば働いて稼いで、より豊かな生活に近づけると。こういう原理原則という方向を進めているということであります。同時に弱い状態であれば、今度は医療保護の方の関係も適用するようになっておりますし、そうでない場合は、しかしまずすぐ国だとか、行政でなくて自分たちの家族はどうなのか。一緒に暮らしているのか、別であるならば別の方では協力させていただけないのか。親戚縁者はどうだろうか。こういうようなことも一応福祉事務所の方では進めていくようであります。最終段階で、すぐこの生活保護でなくて、最終段階でというような形を国の方はドンドン言ってきました、さきほどのように悪用とか乱用を避けるようには進めております。であるから逆に言うと非常に窓口で冷たく見えるような対応になってしまう。そこが今、論点でありますので全国的にもう少しその人たちの心理カウンセラーぐらいは横へ付けて、それから聞いてあげないと、本当に正しい申請の意思があるかないかが見えない。そういうことの中で行政もたまたまそこへ当たった担当員が勝手な解釈をしてしまう中で不幸も起こってしまう、とも事実でありますのでそのへんも検討しなきゃならないとこのように思っております。ご指名でありますので、副町長ほかからお答え申し上げます。

○副町長

私が社協にいた時に、事務局長で3年ほど経験しましたが、その中で生活保護に対するやり方って言いますか、申請に持っていくという前の段階の相談はかなり月、数件は受け付けておりました。その中で若干感じることでありますけれども「生活保護」一言で言いますけれども、生活保護の中には、ただその段階にはいろいろなそれぞれの個人の悩みやら状況がそれぞれ一人ひとり違うということを感じました。1つは本当にリストラに遭い、職を失って生活に本当に食べるものがないという状況の人。それから本当に働かなくて医療を本当に受けられないっていうような、そういった困った方。または一方では自分の生活に対する甘さって言いますか、そういった捉え方、取り組みの中でやはり生活苦に陥っていったというケース。そういった中でどんな対応が良いのかと

いうのをそれぞれ相談しながら決めていくわけなんです。その中で暮らしの資金というものをお貸ししたりというようなこととってまいりましたけれども、本当にそれぞれのケースに対してこちらの方で判断して次の段階どういったら進めたら良いのかと、どういふふうに持っていったら良いかっていうことを、その人の場になって考えるということがやっぱり一番重要なことかというように考えてます。そういう中で一般的には、民生委員の方、あるいは保健福祉課、それから福祉事務所の方、いろいろな医療の関係の方も、「あるいは」っていうことの中でいろいろのケースの中で、その人のケース検討を何回か実施していきます。そういった中で最終的に生活保護になるのか、やはりその人にとっては金銭管理をもってったらいいのか。あるいは成年後見人制度を取り入れたら良いのかとか、そういった判断をしながら進めていく。生活保護だけっていうんじゃなくて、その下の段階がやっぱり一番やっぱり取り組みは重要なことであるっていうんで私はその3年間、社協にいた時につくづく感じたことであります。以上であります。

○岩田（2番）

よく分かりましたけれども、いずれにしても生活保護という特殊な情報ではございますけれども、その制度も町民に対して具体的に提供していくことが必要じゃないかなと思います。4、5の質問は関連していますので一括して質問しますけれども、我々が意外と知られていません、生活保護の種類、それから支給額、それから世帯別などについて我が町はどうなっているのかご報告いただくと同時に、特徴についてご説明いただきたいと思えます。

○保健福祉課長

それではお答えをいたします。生活保護をですね、扶助については8つあります。その内どれか1つを受けているだけでもその家庭は生活保護家庭とこういうことになります。その8つと言いますのが生活扶助、これはあれですね食費だとか被服費とか、光熱水費、一般的な生活費含めたものでございます。それから住宅扶助、医療扶助、教育扶助、介護扶助、生業扶助、出産扶助、葬祭扶助と。この8つがございまして殆ど生活扶助と医療扶助、この2つで概ね93%くらいは生活と医療扶助で構成をされております。それでは生活扶助費がどのくらいかという今ご質問でございましてけれども、標準の3人世帯、33歳のお父さん、29歳のお母さん、4歳の子ども3人世帯の場合月額14万1,350円でございます。これは辰野町の実額の額でございます。それから高齢者の単身世帯、68歳の方、お一人暮らしっていう場合には1月あたり6万5,210円。それから高齢者の

夫婦世帯、例えば68歳と65歳の高齢者ご夫婦の場合には9万8,620円ということがございます。なお医療扶助につきましては、医療機関に掛かった場合には自己負担ゼロということで、みていただけるような形になっております。それから、辰野町の保護世帯の特徴なんでございますけれども、さきほどちょっとお話がありましたように、高齢者世帯と障がい者の方、この世帯を含めると大体75%くらいになります。あとですね、母子世帯っていうのが10%で辰野町は上伊那の中で一番母子世帯の数が多いということです。その他の世帯が15%。これ例のリストラ等によって失業してしまって生活保護受けているというようなことがございます。辰野で母子家庭数が上伊那で一番多いっていうことで、私も20年くらい前にやっぱり生活保護担当していた時があります。ときたま辰野町の場合には、ほかの医療圏、要するに諏訪岡谷圏だとか、それから塩尻松本圏から峠を越えて来るといような状況で、他の郡内からの転入者が辰野に来て生活保護を受けるというケースが比較的多いのかなっていうふうに思います。あと、上伊那全体の方でやはり例の20年のリーマンショック以来、離職だとかリストラ、要するにリストラによって経済的困窮になっている方が増えてきているというのが、現在の辰野町の生活保護の状況でございます。

○岩田（2番）

辰野町の特徴について説明していただいたんですけども、時間も押してますので6、7へ移りますのでお願いします。6、7も関連性がありますから一緒に質問させていただきますけれども、さきほど課長の説明の中に医療扶助というのがございましたけれども、この生活保護の全体の費用ですね、年間3兆7,000億円ということがございますけれども、この半分が実は医療費になっていますね。この背景には医療扶助には一切自己負担がない、どんな高額な治療を受けても無制限に無料ということで、逆にそれが膨らんでいるという制度上の矛盾が出てきて各政令指定都市の首長の方から「ジェネリック薬品を原則的に使用しなければならない」といような要望いろいろ出てきてますけれども、国の方では不正受給や不適切受給の対策として「罰則の引き上げ」と「指定医療機関への指導や検査の強化」ということを言われてます。このへんの国策の現状も踏まえて、町長はトータル的にこの不正受給そのほかについてどう考えておられるか、最後まとめてご答弁いただきたいと思います。

○町長

今回の選挙でもこの件が論じられているところでもあります、一部で。このことは生

活保護の世帯は窓口で医療に関しましては自己負担なし、ということになっております。これで医療費が今ご指摘のとおり非常に膨大になってきている一原因にもなっていることもありますし、それだけで済んでいるなら良いんですけども、やはりこの医療費を削減という大きな使命がありまして、国全体で。その中でこの件も一部負担、これから一部負担をいただいたらどうだろうということで、こういった生活保護者に対しても一部負担を掛けるというような動きも若干見えてきております。同時にまた薬の方もジェネリックに指定しちゃうとかですね。これが良いのかどうかよく分かりませんが、そういうふうな動き、それからまた医療機関でも特に利益的にですね、利益的に動いているような医療機関ではあまりそういったことは多くはないようですが、若干見られるようでもありますけども、結局個人負担がないので医療機関としては取りっぱぐれがないっていうことになります。100%国からくれるということで、過大治療をする可能性も出て来てる、ということでこれも実は国会の方で問題になっております。本人が一部負担にすれば本人のこともあるので、適正な医療の中で範囲で留めるというような考え方もありますけれども、全額国でくれますから安心して過大な医療治療を行ってしまうというケースも中にはあるようでもあります。こういったことからやはり生活保護者であっても一部負担、ですから国もお金ないからそういうふうに冷たくなっただけでなくて、そういった悪用的に動く所が生活保護者以外にも出て来ていると。関連で出てくる。そういうことを防ぐために一部負担ということで、わけの分からんぐるぐる周りを今やっているようでもありますけども、それならそれで生活保護費をもう少し上げてあげないと、そういった病気をお持ちの方で生活保護の方はとても大変になる。また辛い惨事が増えてしまうと、こういうような形になりますので、そのへんも合わせて検討していかなくちゃならないとこんなふうなことであります。結構、受給者の中であとで分かったことで、発覚したことでありますけども、年金を受給しながらそれを申告しなで生活保護をいただいた方もあると。あるいはまた働いて自分で得たものに対しまして収入の未申告、であってないことにして受給していた。それからもちろんそういったことがあって申告しても過少申告してたと。また労災の補償等々も受けながら未申告であったとかそういうようなことが段々出て来ております。ですから一つの制度、一面的に可愛そうだからこうだ。可愛そうだって、可愛そうとかそういうんじゃなくて国としての義務ですから、さきほど言ったように憲法で謳われておりますのでやっていくんですが、それが悪く悪用されないようにしながら、となると段々厳しくなる。厳しくなると精神状態が

参った方が行った時に結局跳ね返されてしまう。このへんをどういうふうに整合性を持って的確に臨んでいかなきゃならないかということがこれからの課題だと思いながら、答弁にさせていただきます。必要あれば課長の方からもお答え申し上げます。

○岩田（2番）

町長の方からは末端行政を預かる者の苦しみという形の中でいろいろお話を伺ったわけですが、とりあえずですね現行法の下で、血の通った運用を要望してこの項の質問を終わりたいと思います。

それでは時間も押しておりますので、次の中山間地域の過疎対策ということについて伺いたいと思います。中山間地域とは役場行政や議会でも頻繁に使用している行政の特殊な用語でありまして、一般の町民には意外と馴染みが薄いんですけれども、これは都市的地域及び平地農業地域以外の土地を指す行政用語で、一般的には「平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域」と定義してあります。食料・農業・農村基本法の中でも地理的条件が悪い、それから農業の生産条件が不利な地域となっております。まさに、辰野町の農業地の実態そのものを表す言葉かなとも思います。そこで3つのポイントから質問したいと思います。まず農業ですが、農業では林業の問題も大きな問題でございますけれども1点だけ、耕作放棄地がこの地域、目に見えて急速に拡大しています。耕作を放棄しても法律上、私調べましたところ農業委員会に届け出する義務もないということでございます。現在の実態とどのような対策が取られているか伺いたいと思います。

○町 長

次の質問であります。中山間地域に対します過疎化対策という切り口の中からはまず荒廃地、農業、農地の放棄地と言いますか荒廃地ということでありまして、同じことだと思います。これに対しましては、20年度から実施を実際にはしてるわけでありましてけれども、当初は平成20年度で124ヘクタールであります。ここへ来ましてまた調査の中によりますと111ヘクタールぐらいということで、若干こう動いたり減ったりしながら結果的には減っていく方向に現在あるのが事実であります。小野地区だとか、伊那富地区、こう分けた状態におきましては課長の方からお答えを申し上げたいと、こんなふうにしてるわけでありまして、結局農業従事者、担い手、跡継ぎ不足、人口減によりまして跡継ぎがないということもありますし、またほかの仕事に就いてしまっただけで農業をしない。「兼業でも良いから守って欲しい」と私は叫んでお願いをしているわけでありまして

が、なかなかご苦労もかかることだということで、仕事した方が実入りが良いとかいろんなことがあります、重なってきてやってるわけでありまして。しかし自給自足率を上げたり、日本の国力のためにはどうしても農地を守っていかないといけないし、今度TPPの問題等もその質問は展開することはないだろうと思いますので、簡単に申し上げますけれども、簡単に受けると日本の農業はもっと荒廃してしまうことも事実であります。何とかそうでないTPPというようなことを考えなきゃならないというようなことで国中上げて大問題、現在なっていることは事実であります。そういう中で高齢化してしまったのもう、できない。それを守るために営農組合、営農センター、町が持ちまして作れない所の農耕地を借りて、大きくしてやれる人がやっていくとこういう方法も今、国の施策でもあるし、町の施策でもありますので、農協さんにも入ってもらって進めてるところであります、なかなか遊休荒廃地が減っていかないというのが現状であります。課長の方からもお答えを申し上げます。

○産業振興課長

それでは調査の関係でありますけれども、平成20年につきましてはさきほど町長のとおり124ヘクタールでありまして、平成21年につきましては108ヘクタール、平成22年が110ヘクタール、23年が109ヘクタール、24年が111ヘクタールということでありまして、23年に比べまして若干増えているわけでありまして、地区におきましては小野地区では2ヘクタールほどの減少、それから伊那富が増えておりまして、これは農道道路の西側の部分におきまして若干増えているというようなそんな状況であります。沢底地区等におきましても取り組みをしていただきながら、減少しているような状況であります。対策でありますけれども、国の事業等を積極的に導入しながら基盤整備ですね、生産される水路、あるいは農道等の関係の整備を強化していくということで昨年度から国の農業体質強化、あるいは農村災害というようなそんな部分での事業を取り入れながら、整備をしてきております。また中山間地域におきましては、直接支払事業、それから農地水保全管理支払交付金事業というようなそんな事業も取り入れながら、地域の方々に保全対策をしていただいているような状況であります。以上です。

○議 長

岩田議員、質問時間があと3分を切りましたのでよろしくお願いします。

○岩田（2番）

はい。農業に対しては放棄地が減っているということで今伺いました。いろいろな対

策が取られているようですけれどもより一層、精励していただきたいと思います。続きまして福祉ですけれども、さきほど安否確認につきましては保健課長の方から丁寧な対策について伺ったところでございますので、飛ばしまして3番目の教育でございますけれども、川島小学校の次年度入学者ゼロを受けてさきの議会で船木議員が質問されたと思いますけれども教育委員会はほかの小学校からの転入を積極的に認める対策を打ち出しております。その後の経過と実効性についてお伺いしたいと思います。

○教育長

はい、お答えをします。現在の1歳の子どもたちの数は平成30年に入学をする1年生になるわけですけれども、町全体の数としては現在の7割か8割くらいになってしまいます。非常に少なくなってくわけですが、特に今ご指摘の川島小学校では隣り合う学年2つの学年を足し算して8人以下だと複式学級というふうになってしまうわけですが、これからずっと川島小学校は複式学級が続くという現状であります。この前から申し上げましたように、通学区の特例校ということで町内に在住ならば、どこにいても川島小学校へ受け入れますよという教育委員会規則を作りましたので、現在「是非おいでください」というプロモーションビデオを作ってあちらこちらで機会ある毎に見ていただいているとこういうことでございます。各小学校2回ずつ今、説明会をいたしましてお願いをしているところでありますが、学校側の作ったプロモーションビデオとそれから地域やPTAの皆さんがどんな学校支援をしているかっていうプロモーションビデオと2本作ってございます。これを是非見ていただいて川島小学校小規模校としての良さに惚れてここへ行きたいという人は是非行ってもらいたいなど、こんなふうに思っているところであります。現在のところではまだ希望者は出て来ておりません。以上です。

○議 長

質問時間があと1分を切りました。質問をまとめてください。

○岩田（2番）

それではまとめの質問になりますけれども、中山間地が限界集落、これは限界集落というのは65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ、出払いなどの社会的共同生活の維持が困難な集落と定義されておりますけれども、この限界集落の本丸である中山間地の過疎対策として今、いくつか伺ってきたんですけれども町長としては総論的にどういう形でもって臨まれているのか、これをお伺いして質問を終わりたい

と思います。

○町 長

限界集落っていうのはある学者が作った言葉であまり良くない言葉だと私は思っております。過疎とかいう方がまだまだ良いんでしょうけども、何かねえ、もう生きてく限界、その町の限界がもう見えているような状態というようなことを言うと余計そうなってっちゃうんじゃないかと、こういうふうに思いますが、そんな言葉の問題は良いんですけれども町の場合には町全体が限界集落ではありません。場所によってそういった地域は、過疎とかいうような形の中が少し見える所もちろん部分的にはあるわけではありますが、そうならないように、またその地のあるいは地区の特性を活かしていただいて、またできるだけ大都会の皆さん方にも呼び掛けて、やはりそういう所で暮らしたという。その代わり土地と農耕地を若干、沢山あたえると、嫌になって帰っちゃうようでありますので若干作れる、川島のクラインガルテンぐらいの、ああいった貸し地でなくて実際に買う。私の友だちなんかでもそっち行って暮らしたいっていう人がいるからまた紹介すると。その代わり農地と家を買うからというような人もあるようであります。同時にそっくり都会からこちらへ越してくるんでなくて2世帯で2つを自分で持って暮らしていくと。二重住居という人もあるようでありますので、そういった方々にもまた来ていただくとかいろんな手を打っていかなくちゃならないだろうと思います。いずれにしましても学校の問題も私も是非一つそれが何とか、川島小学校の場合、具体的であります。来年度の25年度の入学生1人でもいれば、あとは繋がっていきそうです。2人、3人、2人とか1人とかですね。ここの所ゼロにしてしまうと入学式のない学校になってしまう。何としても1人以上欲しいということで教育委員会の方をお願いをして今、教育長の言ったとおりそういった施策を取ってもらってるわけではありますが。しかし学校っていうのは誰が決めたんですかね。30人とか40人とか我々の頃は50人いましたが、それが1クラス。それが本当に一番良いのかどうか。例えば100人じゃいけないのか。大学みたいに300人の講義なんて、それがいけないのか。じゃあ5人や1人や2人ではいけないのか。一番良いのはやはりその方、その子どもをしっかりと目をとおして行き届いた教育、1対1が良いに決まっていますね。このことをもう少し強調し、謳って切磋琢磨はモンテッソーリで1年入れば5年6年みんな上もいるわけありますから、そういうふうな上の子が下を、こう昔のガキ大将みたいな形で育ってって自分が6年になればまた下の子をまとめながら、少し威

張りながら遊びへ連れていったり、お山の大将みたいなことやったりしながら育てていく、こんな理想的な教育する所ないだろうと。こういうことでやっていきたいと思imasuので、その今の良さを川島小は活かしていくと。同じようにそういった地域はその良さをもっとアピールをして働きかけていく。辰野から移住しても良いですし、大都会からも来ても良い。こんなようなことを考えて総論的な話ですが答弁に代えさせていただきます。

○議 長

時間が来てますので終了してください。

○岩田（2番）

以上で質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席1番、永原良子議員。

【質問順位2番、議席1番、永原 良子 議員】

○永原（1番）

通告にしたがいまして2点について質問していきたいと思imasu。安心・安全のまちづくりについてまず質問します。さきに岩田議員の方で生活保護のことについては詳しく質問されましたので、私の方では生活保護を受けられない生活困難者について質問していきたいと思imasu。今、私たちの暮らしはどうでしょうか。若い人の就職はなかなかなく、正規社員にはなかなか付けず非正規社員が多く本当に収入はとて少なく、生活が大変な若者が大勢います。また、働き盛りの40代から50代、子どもの教育費なども一番掛かる世代が急なりストラにあって収入がなくなってしまう、生活が本当に大変だっている現状があります。また年金者生活者においては年金が年々減る一方で、収入は減少、その上取られる税金は支払う税金は上がる一方、とて生活が大変になってきています。また男性介護者や独居老人、老々介護、認々介護など生活困難者の環境は本当にさまざまです。そこで質問します。今辰野町において、生活保護を受けられない生活困難者に対する町の取り組みはどのようになっているか質問します。

○町 長

質問順位第2番の永原良子議員の質問にお答えを申し上げます。さきほどの岩田議員と同じような質問ではありますが、質問の形を変えてほかの部分のご追求であります。結局、生活保護の対象者になれない方ということだろうと思imasuが、その基準に合わ

ないということであります。そして、その方に対してどのような行政支援、応援をしているかということでありますけれども、現在辰野町の場合は基本的には生活保護から外れても相談には乗るようになっております。ケースワーカーが生活支援相談を行っています。どの時点でもお話に来ていただきたいと。そのことによりましては健康であれば、ハローワークを、あるいは病気であればそれなりの施設をと、こういうふうなことであります。ただ給料が減ってきたとか。今、年金の方もまた少し減らされてるとか、実入りが必要に減って来ていることは事実であります。これに対して町はどうするかと言われましても、これは日本全体の問題であり下手するとリーマンショック以来の世界恐慌一步手前の状況でありますので、そうならないようにみんなが各国が努力しているわけではありますがどのように各市町村でできるかと言われましても、これはなかなか至難の業であるし、できればやるんですができない状況であります。ただ相談に乗って方向間違っていたら不幸な目に遭わないようなふうにということで、例えば起業をしたり仕事をして起こしてみたい、自分で起業する。その場合には商工会の方へ。農業をしてみたい、それは専門家の農協さんの方へ。ある一定のレベル以上の、また知恵ぐらいは町の方でも付けられますので、それから専門的な知恵を付けていただく。ただ町が「あそこへ行きなさい。ここへ行きなさい」というこの指定はできないことになってます。「あそこの会社へ行って話してみたら?」「ああ、ダメでしたか」「じゃ、今度こっち行ったら」この仕事はやってはいけないことになってます。これはハローワークとか専門機関があるというこの意味であります。ですけどそういう方向を行ってくださいということではありますので、具体的なあの会社この仕事やってみたら失敗しましたか、じゃこの借金、町が少し立て替えてやりましょうと、こういうことは一切できませんので、いろんな専門機関に紹介することはありますので、同時にまた心のケア等いろいろのこと福祉の方も進んでますから、そういった面で適用であればご相談に乗ると、こういうことでもあります。担当課長の方からお答え申し上げます。

○保健福祉課長

生活保護を受けられない生活困難者、やはり生活の相談に乗ってやるっていうことが一番かなというふうに思います。町の方は窓口に来られた皆さんについては必ず相談に乗るような形を取っております。そうした中でこれから先の自立を目指しての方向付けというようなことで、各方面の資格、有資格者がおりますので、その中で相談しながら方向付けを見出していくというようなことになるかなというふうに思います。どうして

も役場の窓口ではある程度さきほど申し上げましたように、中程度の相談に乗っております。いろいろ踏み込んだ部分もあるもんですから、そういうことが嫌がる方も中にはいらっしゃいます。そのへんの状況の中で、これは生活保護に該当しそうだという方だけは福祉事務所の方をケースワーカーと交えて、相談をしていくというようなことでございます。したがって窓口の方に、とにかく来ていただいて相談してもらおうということが一番大事なことかなというふうに思います。

○永原（1番）

今、生活相談が一番だということだったんですけども、本当に一番私も必要だになってというのは生活相談に親身になって乗るってということが、町の仕事として本当に大事じゃないかなっていうふうに思います。それで、生活相談の実態についてですけども、今課長の方から話があったように窓口に来てもらうってことが前提なんですけれども、なかなか本当に困ったりして本当にお金に困ったりすれば車で来るってこともなかなか大変ですし、車に乗れないって場合もありますし、そういう点、町の方ではその電話相談とか、こちらから電話があれば出向いて相談を聞きに行くっていうそういう運用の仕方ってうか、そういうことの実態はどうでしょうか。質問します。

○保健福祉課長

今の電話相談の部分についてもいくらでも出向きますし、またやはりこういう時代の中でちょっとしたサイン、非常に生活が困ってるってサインをとにかく町としても見落とさないってことが今、大事かなっていうふうに思ってます。この前の平出のこともありましたので、とりあえず実行していることといえば滞納の関係、滞納についてはこのあと何かご質問あるようですけども、要するに困って滞納しているって家庭もあります。実際に滞納整理に行かれた方がそちらへ行って相談する中で、これはちょっとしたサインがあるのではなかろうかっていうような場合は、保健福祉課の方に連絡をちょっといただくようになってます。特にですね水道料、それから国民健康保険税ですか、そうした部分についてはそうしたサインが出やすいかなっていうふうに思っておりますので、一応そんな面も含めて電話相談だとか、お宅へ出向いての相談ってようなことも当然これはやっていかなきゃいけないってことです。今でもやってないわけではないんですけども、今後ともそれはやってく予定でございます。

○永原（1番）

今現在もそういう出向いたり、電話相談、または訪問相談みたいなのも実際的な数字

的にはどのくらい現状としてはあるんでしょうか。

○保健福祉課長

あのちょっと今数字を持っていないんですけども、介護保険だとか、それから保健師が対応している中で、出てって相談を受けているというのは、かなりあると思います。

○永原（1番）

本当にきめ細かいっていうか、その本当に大変に生活が大変になってくると、気持ちももう荒んできたり、こう動くエネルギーもなくなってきて本当に困ってしまうと思うんです。それで役場にですね、相談に来て今現在、私もちょっと付き添って生活保護の相談とかも何件、数件するんですけども、窓口でデリケートなことでするので窓口じゃなくてちょっと違った所でね、相談できればありがたいかなってそういう本当に困った時のそういう窓口じゃなくて、ちょっと部屋、部屋っていうか囲った所とかそういう実態はあるのでしょうか。

○保健福祉課長

今役場の保健福祉関係の所で相談をする、全く個室になった部屋がございます。今、生活保護とかっていう相談については、そちらの方へご案内をして相談を承っているというような状況になっております。1階の奥の方にありますので。

○永原（1番）

1階の奥の方にあるってことなので、そこに窓口に相談に行けばそういう相談はそちらの方でプライバシーを守っていただきながら、きめ細かな相談ができるっていうことなんですけれども、さきほどもソーシャルワーカーさんが一緒にやっていただけるってことですが、保健福祉課の方にはソーシャルワーカーさんがいらっしゃるってことですね。

○保健福祉課長

ケースワーカーは福祉事務所のケースワーカーです。生活保護の担当の者が現在2人ほどおりますので、そちらがまず相談に乗って必要あればその福祉事務所のケースワーカーに来ていただいて、一緒に相談を受けるということでございます。

○永原（1番）

本当に仕事のこととか、それから病気のこととか、生活支援のこととか細かい本当にその人その人にさきほど副町長がおっしゃったように、その人その人によって本当にケースが違うってことで、親身になって滞納の問題とか、税金を払う時の困ったこ

ととか、そういう相談を本当に親身になってやってっていただきたいと思います。あと社協の貸付制度について少し教えていただきたいんですが、社協の方も貸付制度があると思うんですが、実態はどのくらい辰野町の人で運用しているか、現在どのようにやっているかをお聞きします。

○社会福祉協議会事務局長

社協の方での貸付制度ということでありまして、現在町の社協の方で行っておるのは、さきほども話がありましたが「暮らしの資金」という、これは一時的な貸付の部分であります。また、町の社協が窓口になりまして県の生活福祉資金の方の取扱いも行っております。あと、相談を受けながら急遽この2、3日の生活の物資の方の関係でというものもありまして、それにつきましては緊急援護費ということで食糧の方を購入したりということがあります。以上です。

○永原（1番）

社協の貸付制度ですけれども期限が決まっていますよね。そういうことも本当に決まりついでというものがあるんですが、なかなか仕事が借りたけれどもその間に、生活している、その借りた生活した間に仕事がなかなか決まらなかったり、一応、貸付ですので返さなきゃいけないので仕事が決まらなとなかなか返せないということなんですが、収入がないと。そういった面でもうちょっと、きめ細かにその支援をするっていうことに対して、やっぱ支援をするっていうことはもうちょっと幅を広げて期間をその仕事が見つかるまで収入が入るまで期間を延ばすとか、今の貸付金をもう少し増やすっていう考えはないでしょうか。

○社会福祉協議会事務局長

金額を増やすとかそういうことはちょっと今のところ考えてないですが、相談の内容につきましては、さきほど来から言ってますように、それぞれの相談の内容を聞きながら、またハローワークなどへの、いわゆる職業の一覧表ですかそういうのを提示しながら少しでもその人のためになるような方策は取っているつもりであります。

○永原（1番）

相談に乗るっていうことも一つですが、実際に町として本当に困った人に町の仕事としてやるっていうことは予算を付けてお金を付けるか、人材を付けてその人のために町民のために困っている町民のために予算を付けるか人材を付けて、何かその親身になってやるっていうことが本当に、さきほども岩田議員も言ってましたが憲法25条で書いて

あるように、本当に生活を守る。住民の生活を守るっていうことで一番大事なことだと思いますのでその点、もう少しきめ細かな安心・安全のまちづくりになるようにやっていただきたいと思います。やっぱり何かあった時にいろいろな制度があったり、援助があるっていうことが安心っていうことに繋がると思いますので、是非その点をやっていただきたいと思います。次に移ります。

自然エネルギーの推進について質問します。現在、昨年の中東の原発災害で原発が、原発労働者や、あと広い範囲の周辺地域とその住民、更には放射能廃棄物によって遠い未来にわたる人類と生態系を被ばく、汚染することが明白になってきました。目先の快適さ、儲けのためにこのような犠牲を強いることは私は絶対許されないと考えております。私たち日本共産党は1995年の原子力基本法制定に反対し、原発の安全神話に警笛を鳴らす国会論戦を続けてきています。広範な市民の運動と連帯し、即時原発ゼロの実現を目指し行動しています。今、原発に替わる新しいエネルギー開発に国家予算を振り向けることが不可欠だと思います。そこで質問いたします。町長は今のこの原発についてのどのような考えでいらっしゃるかお聞きします。

○町 長

今、お話の中で一政党の活動状況等が述べられた中での質問が出ました。現在衆議院選挙中ですので影響がございますから、あまりそういった点を具体的にこの論議することはあんまり芳しくないだろうと、こんなふうを考えます。ただ一般常識論の中で今、各選挙に臨む政党等もそれぞれの見解でこの問題は捉えていますけれども、そういった政治的な選挙的なことでなくて、選挙終わればまた論戦しても良いでしょうけども、やはり安全なエネルギーを開発するべきだと。それに向けていろんな知恵を結集すべきだと、こういうことは国民誰でも考えてることじゃないでしょうか。当然、私どももそのように考えてます。そのぐらいにこの問題はしていただきたいと思います。以上であります。

○永原（1番）

以前、私も、今年ですね、全国の、アンケートがありまして町長さんが、アンケートに答えてるインターネットで見たのがあるんですけども、原発について町長さんはこれからどのように考えてるか、そこをちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

○町 長

前にもいろんな機会で、あるいはまたこの議会等でも類似の質問が出てお答えをして

と思いますし、さきほども今、掻い摘んで申し上げた、安全なエネルギーを発見すべく国民、世界の人類はそういう方向をお互いに誰でも、そのとおりだと思ってるわけがありますので努力していくべきだ、とこういうふうに思ってます。さきほどのとおりであります。

○永原（1番）

原発をめぐる国等の現行についての町長の意見はそういうことですね。次にいきます。原発事故を想定した町の地域防災計画の見直しについてですが、この問題は昨年今、町の原発事故が昨年あった時点で地域防災の見直しをしているってということで同僚議員の質問に対してあったんですが、その防災計画の見直しの進捗状況を教えていただきたいと思います。

○総務課長

私の方からお答えをさせていただきます。昨年の3月の東日本の大震災、それから6月の栄村の長野県北部の地震災害、そして松本で、あっ6月は失礼しました、3月が栄村で6月に松本で地震の大きな発生がありました。それらを受けまして、長野県でもですね防災計画、長野県地域防災計画を見直してまいりました。その中で長野県では6項目の整備を行った1つの中に、その原子力災害対策編というものがございます。県の方でもその防災計画に追加をされたところではありますが、町でもですね並行してその盛り込む必要があるだろうと、浜岡原発から150キロメートルという中で直ぐにということではないですけれども、1日経って風向きが変われば、もう長野県の方に入るというようなことの中で、その計画の中に盛り込もうということで計画を進めてきました。そして7月ですね町の防災会議におきまして案をお示しをさせていただきます、ご検討いただき、ご意見をいただき、そしてパブリックコメントの手続きを取る中で、整備を今、進めてきたところでありまして、で並行してですね長野県の防災計画もできてきておりましたので、それと整合取るためにですね県の方へも協議をしてその返事をいただいたところでありまして、今、ちょっと体裁だけをお持ちしましたが、これがですね今度今議員さんのお手許にある赤本というものに替わるものでありまして、その案が今できているところでありまして、これをですね県の指摘等を踏まえて、差し替えをしてやればですね、できるわけではありますが今そちらの方急いでおりますが、ここで選挙が入ってまいりましたので、近い内に議員さんのお手許にもですね一応防災原子力の災害対策っていう災害対策用にそんな厚いものではありませんけれども、今お手許に届かせ

ていただけたと思います。またそれをご覧いただきましてですねご指摘をいただければ毎年、これは見直しをしているものでありますので、また訂正を加えていきたいとそんなふうに考えてます。よろしく願いいたします。

○永原（1番）

近い内にそれは公表されるっていうことでよろしいでしょうか。

○総務課長

はい。

○永原（1番）

はい。町民に対してのこのお知らせとか防災計画の周知みたいなものは、どのようにやってく予定でしょうか。

○総務課長

これはですね第2章、3章あたりがですね住民の方に知ってていただきたいものであります。2章はですね原子力災害が発生した時のその住民の方の安全確保についてであります。3章はですね、そのあとのですね事後処理の復旧に向けた対応と言いますかそういうものであります。その前段ではですね、原発事故の場合には核が拡散されるという中で、避難場所というのはですね鉄筋コンクリートの建物とかそういうものが必要になるわけでありまして、それでそういうものは到底そのためにですね構築をすることは無理でございます。避難所もですね、自宅の中での待避ということになって、あとは輸送手段ということになりますし、それでまたセシウム等が出ればですねその錠剤を確保しなきゃいけない、ヨウ素の錠剤を確保しなきゃいけないということで、なかなか具体的にですね準備をするということが非常に難しいような問題もあります。でありますので、とりあえず避難ということの中で住民の皆さんに情報を提供して行って、情報を受けた住民の皆さんがどう行動をしていただくかという部分を周知をしていかなければいけないと思います。それについてはですね、この地域防災計画はですね、関係の各団体、消防団、奉仕団、そして各自主防災組織、各区長さん、各議員さん、そういう皆さんにですね、できるだけ多くお配りをしてそれぞれの部署部署で自分たちの責務をですね認識をしていただいて、それで対応していただくという中で防災訓練をですね毎年1遍、総合防災訓練という形でやっていただいているわけですので、住民の方もそちらに参加をしていただいて、そしてその中で自分の取るべき行動を意識をしていただく。そういうことで啓発をしていきたいとそんなふうに考えております。

○永原（1番）

その防災計画ができてから町民に周知徹底したり、各団体に周知徹底して避難場所とかそういうこともやっていくっていうことでしょうか。

○総務課長

この防災計画はですね、いろんな災害がありますので、その災害毎にそういう避難をしていただくというわけでありますが、さきほど申し上げましたようにこの原子力災害対策ということにつきましては、なかなか難しい広範囲に及ぶ大きな被害でありますので、町単独でこうするということは大変厳しいものがあります。県と連携をしながらそういうことで、そういう事態になった時に住民の方はもう、避難をしていただくような、県外に出ていくようなそういう避難というようなことが最善策になるんじゃないかと思えます。ですのでそういう所をですね、認識をしていただきたい。そんなふうなことでありますので、具体的にですね核シェルターを作るとかそういうところの災害対策にはならないと思えます。以上です。

○永原（1番）

原発事故を想定した町の地域防災計画ですので、きちんと訓練もしたり、周知徹底してこないと、急に来た時に本当に右往左往して凄いいことになってしまいますので、きちんとここでしたら浜岡とか北陸の方とかいろいろありますので、原発が、きちんと周知徹底して訓練に臨んでもらいたいと思えます。項目を言わなくてすみません。自然エネルギーの推進について、質問をする中でいろいろ原発のことを言ったんですが、私は原発は本当にもうここで即時中止にさせていただきたいっていうことで、エネルギーの地産地消への取り組みについて質問します。現在、原発も大飯原発1基の稼働であります。そのほかは全て日本の中では原発は中止っていうか停止しております。その中で辰野町としてですね、これからエネルギーの転換期に来ていると思うんですけども、エネルギーの地産地消への取り組みは辰野町はどのように考えてるか町長にお伺いします。

○町長

さきほどの原子力の問題でありますけれども、今年の総合防災訓練でありまして、NBC訓練っていうのをやった筈でございます。NはNuclear即ち原子核的な被害の問題、あるいはそこからどういうふうにするかというようなこと。BはBiologicalっていうことで生物的な問題。CはChemicalですから化学、生物的、化学的、劇毒物、これに対しましても総合的にさきほどはマニュアルを今作っていきたいと、こういう状況であ

りますので、お分かりをいただきたいと思います。それから、町としましてどのようなエネルギーの地産地消ってということなんですけれども、それは発明されることによって例えば海辺じゃなきゃできないもの。今、波ですね、波の動きによって電気が発電できるというようなことの一つの研究もされておりますが、波のない所はできないわけですからあまり地産地消っていうに拘らずに人間の知恵を、総集してその地域だけでもってやってその地域だけでやりなさいなんてことは不可能でありますので、できるだけそういう言葉でお互いに研究するとかこういうふうなことはとても大事だろうと思います。とりあえずほたる童謡公園へ水力発電を今作りまして、若干の電気を点けてあるいはまたトイレの電気か何かが応用できるかどうか、てことで少しアピールの段階にしていきたいとこんなふうに思います。前に辰野町が山を使って風力発電に対してどうかという研究だけいたしました。常にどの時間帯、取っても風速6メートル以上の風がないとこれは設置しても合わないということで、ある会社が研究したんですがどうしても最低6メートル以上確保できないということで、これはその会社も断念したわけありますので、それが良いかどうかの論議までは辰野は至らなかった。強い風はあるんですが無風の時も無風っていうのは風速6メートル以下ぐらいの問題の時も多い。したがってしてもそれもダメだろう。そういうようなことで何とか。あとは水力ということでありましてけれども、何とか辰野へもダムがないわけじゃありませんけれども、その用途自体が多目的でない。ただ治水のダムということでありまして、その水の利用ができないというようなことになっておりますが、実際にはそこから抜いてその川へ戻すんですから同じことじゃないかと私思いますので、そういったこともまた研究の段階にして、あの規模だとか小水力の範囲を脱しないと思いますけれども、それでも個人で水車回す程度の問題の何百倍っていう発電力はあるわけありますので、そんなことも研究し、また専門家にも相談したり、そのほかのエネルギーも何か取れないか。太陽光ってということで今いろいろとやっていただいておりますが、補助金も町も出しているわけありますし、ここでまた追加補正予算の方をお願いしたいと思いますが、そういう該当の方がおりますので、そこへも積極的にパネルを積んでいただいて、この補正を認めていただければその補助金等々を使いながら、そういった積極的な予算にしていきたい。じゃ、全部の家がパネル乗せれば、地産地消でその1件の家庭は全部賄えるかってったらとんでもない話なんです。ですからやっぱり大きく発電して余分にしなきゃいけない。一番お願いしたいことは、科学者もいっぱいいるわけありますので、辰野っていうんじゃ

なくて世界的にも日本的にも、電気を作っちゃったらためとく所が欲しいんです。電気作るともうサーッと逃げ、僅か蓄電あるいはバッテリーっていうようなものもありますのけれども、放つとくとドンドン逃げてっちゃいます。しっかりためておくことができれば深夜電力か何かのものをためておいて昼間使えば十分そんなに大きなエネルギー、原子力なんか使わなくても、今ある水力ぐらいでも十分間に合っていくんですけれども、作ったら直ぐ飛んでって直ぐ使わないと、もう電気はそのまま消えてしまうと、こういうことでもありますので、蓄電の方ももう少し考えてもらいたいなあ、発電ばかりでなくて。というようなことでまた発電以外にもいろんなエネルギーっていうか見解でいきますと、力というもの。エネルギーですから、そういったものをまた発見していくということも、とても大事だろうとこんなように思います。担当課長からお答えします。

○住民税務課長

それでは現在辰野町で自然エネルギーへの補助金等の取り組みについてご説明いたします。住民税務課の関係では、太陽光発電システムの設置補助金の方を交付しております。ご存知かと思いますが1キロワットあたり3万5,000円で上限を14万円に定めております。現在11月現在で66件ほどの申請がございます。さきほど町長申し上げましたように、ここで資金不足になっておりますので、12月議会で補正をお願いしているところでございます。また産業振興課の方では辰野町森のエネルギー推進事業補助金交付要綱によりまして、木質バイオマスへの補助金を制定しております。現在24年度におきましては問い合わせが今1件あるところでございます。それから町内におきましては公共施設での太陽光発電は町民会館ほか、介護予防センターなど12の施設で行っております。また民間での同じような施設につきましては8施設がございます。それから平成24年度におきましては、長野県で自然エネルギーの本格展開の信州自然エネルギー元年と位置付けまして、取り組みを始めております。その中で1村1自然エネルギープロジェクトの指導ということがされております。また、この要綱の方に合うものが辰野町におきましては辰野病院の方へ太陽光の発電システムを設置しておりますが、これはグリーンニューディール基金事業というものの採択によって行っておりますけれども、この事業がその1村1自然エネルギーに対象だということで、今年度県の方に申請登録を行う予定でございます。以上です。

○永原（1番）

辰野町でも太陽光発電システムの今、おっしゃったように設置補助金制度も予算では

700万あったのが、もう66件ということで今議会で補正で350万円出されているんですけども本当に住民、町民の人もその補助金制度があるおかげでそういうことにも、設置するっていうふうが増えてきていますので、是非今後ともそのエネルギーの地産地消っていうことで、進めていっていただきたいと思います。県としても自然エネルギー推進事業っていうことで、さきほど課長さんの方からお話があったように、1村1自然エネルギープロジェクトを進めているわけですが、それには本当にお金の補助っていうことではなくて、1村でそのエネルギーその1エネルギーをやるっていうふうにするというふうないろいろな指導とか、人材の派遣とかそういうものが来て、広めて推進できるっていうふうな事業ですので是非、それももう少し普及していただいて市町村の革新的、かつモデル性の高いその事業を行っていただきたいと思います。辰野は特に小水力のエネルギーが適しているんじゃないかなって私は特に思いますので、辰野には得意な方もよく新聞報道でされてますので、そういう方にも指導していただきながら是非この県の自然エネルギー推進事業の方にも関わりながら、辰野の地産地消のエネルギーに対してやっていただきたいと思います。ほかにも太陽光発電のほかにも、ペレットストーブとか薪ストーブとかそういう太陽熱利用っていうものもありますので、そういうことにも補助をするっていう考えはないでしょうか。

○町 長

バイオマスのペレットストーブにつきましては、上限10万円ということで補助をしたいと。購入する場合ですねストーブを。あとのペレットを買う時の補助ということはないですけども、そういったことで考えて現在進めております。そのほかまた細かいこと言い出しゃこれは切りがないんですけど、地産地消ったって辰野町の全部の電力を辰野町で作るって無理ですよ。ちょっと1補助になっていく。家庭でも使う時に電光板を造れば一部は良いと、しかしそれで日本全体の電力会社のため、電力を廃止できるからできないですよ。何分の1か良く計算をしていただきたいとこんなふうに思いますが、しかしやらんより良い。やらんより良いし、電力はどんどんこう増えてますので、需要が、それを少しでもカーブ止めるということは良いです。言葉では良いです。言葉では地産地消のような考え方を進めていくことっていうことはとても大事なことでありますが、自分たちで電気を作り出せば自分の町は賄えるなんて思ったら大間違いで、もしそうであるならとっくにやっています、どこでも。そう小水力で全部賄えるんだったらとっくにできちゃってるでしょう。そんなもんじゃないです。エネルギー、不滅の原則で莫

大なるそのそういった電力っていうものは、相当の大きな発電機を回して、でかいものでも造ってゴンゴンと回してやっどどの何分の1になるかぐらいであります。しかし、考え方は良いんでそういう中からまた新しい安全エネルギーを生み出すような、むしろその今のところ発電というものに対してはですね、結局プラス、マイナスの磁場を切ってる。ドンドン切ることによってプラスマイナス、プラスマイナスが出てくわけですから、その抵抗、大きなものほど磁力が大きいものほど大きい発電しますので、もの凄い力があるんです。ですから水車チョコチョコ回すぐらいでは、とんでもないそれは鶏小屋の電気が点けれる、点けるぐらいだっというふうに判断をしててください。でも言葉は良いもんですから、そのような考え方はドンドン進めますし、町もそういった補助金を取っていきますので是非、いらんことではありますが錯覚のないように、大事な自然エネルギーを開発をお互いしてこうこういうことで、お分かりいただきたいと思ひます。以上であります。

○永原（1番）

全てを賄うっていうことでなくてそういうふうなことを進めてくってということが私は大事だと思ひます。本当にエネルギーこれからは本当に原発をなくして転換していく時期だと思ひますので、エネルギーに対してもっと行政は地域の森林整備や環境保全、産業育成、雇用創出のためにも政策的にもそういう点でも雇用も生まれたりしますので是非、辰野町の全部のエネルギーを地産地消っていうわけではありませんが、そういう方向で転換して積極的に県とも関わりながら援助をいただきながら、そういう方向でいってエネルギーを地産地消のエネルギーをやってく、っていう方向でやっていただきたいと思ひます。以上で質問を終わります。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時50分といたします。

休憩開始 11時 41分

再開時間 11時 50分

○議 長

進行いたします。質問順位3番、議席13番、宇治徳庚議員。

【質問順位3番、議席13番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（13番）

消費税がにわかにクローズアップされてまいりまして、そうした関連で町税を取り巻

く環境、それからその実態、先行きを重点的に質問させていただきたいと思います。去る10月22日、23日の両日、広域連合議会の研修としてですね、日本を代表する観光立町「箱根町」の観光行政を視察してまいりました。人口は1万4,000人、一般会計は平成24年度予算総額が約88億円、内、町税が62億円で72%にあたる42億円が「固定資産税」ということですから、総収入の半分を固定資産税が占めているという、まことに羨ましい限りの町です。その結果、自主財源比率は何と83.4%の財政力を誇っております。また歳出においては誘客宣伝事業などの観光費として約5億円、6%が計上され、世界に向けて観光地箱根が発信されて、年間2,000万人の観光客を呼び込んで、その内の20%に当たる420万人が宿泊客だと言うことでございます。そのおもてなしに当たる飲食店と旅館業の人たちが町の人口の54%を占めており、結果として1日当りの宿泊客は、1万2,000人換算ということですので、実質的な人口は約、毎日が2倍の3万人近い町になっている、いう計算になります。まさに箱根町はスーパー観光地であるということを知りました。しかしそれでも今年の3.11以降はさすがに客足が鈍っているとのことでございました。今日は観光の内容ではなく、税収という観点から箱根町の例を引き合いに出させていただきましたが、我が辰野町の平成24年度一般会計予算は約76億円。町税の収入見込み額を含めた「自主財源比率」は30%台ですから箱根町の半分以下ですが、これがいわば一般的な普通の町のレベルじゃないかというふうにも思います。バブル崩壊後20年、その間の景気低迷の中にあっても、箱根町のような絶大な財務内容を誇る町があることを再認識しました。景気といえば4年前のリーマンショックが今だに癒えない状況下で、円高が直面している大手家電メーカー、パナソニック・ソニー・シャープ・NECなど、どこも5,000人から1万人のリストラを断行し、地元では先週有力企業が倒産するなど、このまま消費税の増税が実施されれば、今でさえ低迷する景気に水をさし、大量の失業者が生まれる事態も危惧され、税を取り巻く環境は一段と厳しさを増すかもしれません。そこでまず町長にお尋ねいたします。消費税の増税は町にとって、どのような影響をもたらすかという点についてお尋ねしたいと思います。

○町長

それでは質問順位第3番の宇治徳庚議員の質問にお答えを申し上げます。今、箱根の話がありましたけど、まさに私も同感でありまして羨むべき固定資産税等が入ってくる所だなあと。軽井沢辺りがどんなふうになるのか分かりませんが、いずれにしても特別な所なんだ、しかし何とか私どもそんなことできないかなということ

で先日の広域の観光視察の中で私も感じたところであります。さて今お話がありました消費税ということですが、消費税は町にとってどういう影響を及ぼすかということですが、消費税の中の一部がこれは町の方へ転換されて入ってくることは、これは事実であります。また詳しくは担当課長からお答え申し上げます。ただあとは消費税が増えたという形になってきますと、町に即、収入に対してどうなるかということですから、これは持ち込みに入ってくるということは間違いありません。GDP国内ドメスティックな総生産の中で、国民消費、国民消費っていうのが60%も占めてます。ほか企業の設備投資だとか、いろんなことが中にあるわけでありまして、60%のこの影響がそこへ出るだろうということですから、上がった分だけ結局、各個人は消費税上がった分だけお金が減るということになってきますので、必需品を買ったり、住宅が後回しとかそんなようなことは分類はされてくると思いますけれども、積極的な物の消費値が拡大するということになりませんので、その分が国の方全体のまた景気を押し下げる原因になってくる。そうしてくると結果的に消費税の一部は来たといいたしましても、辰野町ほかの所得の問題も各会社等がやっぱり給料が上がらないというような現象もいっぱい出てきますので、派生的に町の住民税の方には入ってくるけれども、こっちが入らないという、行って来い、プラスマイナス、マイナスが出て来るだろうと私はそういうふうに現在見ているところであります。担当課長の方からお答え申し上げます。

○まちづくり政策課長

消費税がですね8%、あるいは10%に上がった時のですね、シミュレーションでありますけれども、現在消費税5%の内ですね1%が地方への還元となっております。その内の2分の1がですね市町村へということになっております。それがですね、それからですね地方交付税のですね財源にもなっているのも事実でございます。現在の5%がですね、まず8%に引き上げられますとですね、地方消費税交付金につきましては現在の当初予算では2億円でありますけれどもこれがプラスの1億4,000万円。それから10%だと2億4,000万円ほど増えるの見込んでおります。これはですね1%消費税が上がった場合にですね、1兆7,000億円という試算で計算をしております。それから地方交付税につきましてはですね、まだ配分額がはっきりしてきませんので増えるだろうとは見込んでおりますけれども、それについては不透明であります。それから、この地方交付税でありますけれども現行ではですね、財源が不足しております、現在どういう処置をし

ているかと言いますと、臨時財政対策債といういわゆる借金をしてですね、その穴埋めをしているということでもありますので、この臨時財政対策債が今後どうなるかということもですね不透明であります。現在臨時財政対策債につきましては、ここ数年4億から5億で推移しておりますけれども、こちらについても不透明であります。それから、今自動車業界におかれましてはですね、自動車重量税、自動車取得税、ていうものですね廃止を要望しているような動きありまして、もしこれがですね廃止っていうことになりますとですね、譲与税、それから交付金が減ってしまうということでもあります。24年度の予算ではですねこの自動車重量譲与税、あるいは自動車取得税交付金につきましては1億円でありますので、これが全くなくなるというようなことになります。それから一方歳出に目向けてまいりますとですね、義務的経費であります人件費ですとか、あるいは交際費などを除いたですね一般管理経費にですね、消費税が当然上乘せとなってまいります。23年度ですね決算ベースでこれ一般会計でございますけれども、5%アップしますとですね歳出の方でも当然3億円ぐらいは増えてくるだろうというふうに見込んでおります。したがいまして、さきほど町長申しましたとおりですね町財政への影響につきましてはですね、現時点ではですね総合的に判断することはなかなか難しいのかなというふうに思っています。以上です。

○宇治（13番）

国の税と社会保障の一体改革の下で、増税分の使い道っていうのは社会保障の財源に充てると、そして財政の健全化を図るといふ旨の議論が3党合意によってですね公共事業への道も開かれて「コンクリートから人へ」と。私の考えでは「コンクリートも人も」ということなのかなというふうに考えております。地方にとって公共事業は一概に罪悪視できない一面もあります。むしろバブル崩壊後も巨額の財政資金が都市部の公共事業に投入され、結局は総額一千兆円に上る借金を増やただけで、持続的な成長に繋がらなかったわけでありまして。その反省と責任は誰も取らないどころか、再び過去の同じ方向に向かおうとしているのではないかという気もしてなりません。そして、社会保障の改革の姿は後付けとなって、ようやく国民会議がスタートしたものの、先行きは不透明であり結局は駆け引きによる妥協の産物に終わるような心配もするわけでありまして。それにも増して消費税増税は日本の企業の90%を占める中小企業や自営業の経営、そして低所得者や生活困難者を直撃しかねないということでもあります。このことはやがて町税収にもマイナス要因となって、結果として新規事業はもとより維持管理事業にも金が

回らないというようなことが一段と表面化してくるような心配もあるわけであります。ところで町税、即ち町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税は平成20年度の約30億円をピークに平成23年度決算では、24億円へということで3年で約6億円20%の大幅減収となっております。この点についてお尋ねしたいと思います。町税3箇年の推移で落ち込みの大きい税項目の主たる要因は何かということでお尋ねしたいと思います。

○町 長

次の質問でございますが町税の主たる原因ということは、まずこういった世界的一步、世界大恐慌の一步手前ですね、これは現在。それを乗り切るために欧州、米国、日本、中国がちょっとほかの考え方でいけないうですけれども、それら全体でこう力合わせないと大恐慌が来る。リーマンショックでこう戻ったりしますが段々、段々悪くなってきましたので、というふうな影響の下であります。何とかこれくり抜けて少しでも右肩上がりの勾配を付けるようにいかなきゃいけない、っていうのが一番大事なところでありますが、そんな中で当然所得が減っております。それぞれの合計の。今度は公務員、国家公務員の方もようやくですよ。今まで何十年も地方の方へ押しつけて来た。行革、行革。ようやくここでほんの僅か、国家公務員の方も一般の民間ベースと比べて報酬が高い、俸給が高いということで、報酬じゃない、俸給が高いということで少し見直しに入るようであります。また地方へ、下げてる所へまた地方へ押しつけて来る。こんな感じも見えますが一般の住民の皆さん方の稼ぎも減って来ております。企業も倒産が増えて来ております。働く場所が非常に前よりも減って来ております。そういう状態でありますから人口減も日本中、同じようなカーブ下降線を辿ってくる中で、地下の下落もあります。地下が下落してまいりまして、したがって固定資産税が下がります。しかし新しい住宅着工等がドンドン増えてくればそれをクリアして、またそちらの固定資産税上がるんですけども、住宅の建設度がマイナスになってきているんです。というようなことが全部こう絡み合ってきて、まずは要するに町税として入る部分がマイナスになるということをお尋ねでございますので、所得も固定資産税もともに下がってきてると、こういうことでもあります。詳しくは課長からお答えいたします。

○住民税務課長

では、過去3年間の推移で特に落ち込みの大きい税目につきましてご説明申し上げます。個人の住民税につきましては、20年から21年におきましては約1,500万円ほど。21

年から22年につきましては約2億円弱。22年から23年につきましては1,000万円ほどと減収となっております。こちらにつきましてはやはり今町長の方から申し上げましたように、平成20年度のリーマンショックが一番大きい原因だと思われまます。また団塊の世代の退職によりまして全体的な所得の低下、それとそういったことによりまして中途退職者も多かった。また再就職が難しい。そういったことが原因かと思われまます。法人町民税につきましては20年から21年のところでは2億6,000万円ほどの減収、21から22につきましては、ここでプラス6,000万円ほどです。それから22から23年が400万円ほどプラスとなっております。この20から21の大きい2億5,000万円ほどの減収につきましてはやはり個人住民税と同様な景気低迷によることが原因だと思われまます。また円高、それから世界的にはそういった企業の中の中国への依存の流れの中で企業の業績の悪化が原因かと思われまます。また21年から22年若干、プラスになっておりますが実はここは20年度の予定納税の方が若干多かったということで、プラスになったということでありまして、業績が良かったという部分ではございません。それからもう1項目は固定資産税でございます。20年から21年にかけては約5,000万円。21年から22年につきましても4,000万円。22年から23年に関しましては約3,000万円こういったことで減収が続いております。やはり固定資産税それから都市計画税につきまして連動しておりますけれども、リーマンショックの影響が大きく個人の方が住宅取得にやはり足踏みをしているということかと思われまます。また、法人の関係では設備投資という動きが全くないような状況になっておりまして、償却資産の増加というものが落ち込んでおりますので、こちらの方がこれに影響していると思われまます。土地につきましては今、町長申し上げましたように地下の下落によりまして、毎年約3%づつ落ちているということでございます。そういったことが主な要因かと思われまます。以上です。

○宇治（13番）

ご説明いただいたとおり、私も確かにリーマンショックの影響がいろいろに出ているなというふうに感じております。企業の業績が低迷し、労働者の失業や所得の減少そして人口減少に加えて、このところ原発事故の影響による電気料金等の値上げは、直接・間接に税収減となる大きな要素と言えるのではないかと思われまます。そうした背景の究極の姿が町では滞納金問題ではないでしょうか。企業も個人も納税の義務は十分分かっていても、追い込まれた結果は滞納であり、積み重なるとそれは滞納繰越金となるわけで、平成23年度決算では現年度と過年度で税収に占める割合は約7%の1億8,000万円とい

う多額の未収金が発生しております。この未収金に対しての延滞金の徴収額は約 440 万円レベルですから、1 億 8,000 万円のたかだか 2.4 %に過ぎないわけであります。過年度分の滞納繰越金に力を入れているということであっても、徴収率は 16.6%ということで、この数字を高いとするか低いとするか、はたまた相手があるから限界とするか、見方はいろいろあるかと思いますが、結果の数値で見るとあまりにもギャップは大きいのではないかというふうには私は考えます。続いてお尋ねいたします。高水準の滞納額に対し延滞金の徴収率が低い原因は何だとお考えでしょうか。

○町 長

町は末端公共行政でありまして、そういう中での国税あり、県税あり、そして市町村民税ということになります。その段階で、滞納されて払えない状態で滞納されてる。まじめな方だというふうには判断してまいりますと、さあ、あとその「滞納した分も払いなさい、滞納金も払いなさい」という。そうするとそれだけの能力がないという話にもなりますよね。滞納金、本金、元金、元金自体も繰り延べでこういくわけです。それに対して滞納金加算すると非常に増えていきますが、結果的には全額払う能力ない、じゃあゼロで良いか。いや、払えるだけ払って欲しい。っていうようなことで分納制約その他を進めたり、あるいは県と一緒になったり大口の場合には町も関わってやっていくわけでありまして、ちょっと悪質な場合とかそういうことはちょっと別にしまして、いずれにしても滞納金制度でありますので、滞納金はいただくようにいたしておりますが、現実的に滞納、そうやってきますと滞納金と延滞税、内入れしてもらったお金は延滞税にもいかなない場合もあるんですね。そうすると元金を減らしていくよりしょうがないと。こういうふうな技術的な話をしながら、そちらの方へ参入していくような方法を取って元金を減らしていかないと両方が増えていっちゃいます。ということで、まずは元金、元金という考え方を職員が持っておりますし、またそれで正しいと思いますので、それからあとまた滞納金ということでもあります。決して滞納金を取らないということじゃありませんが、交渉段階によって、とにかく払わないより払ってもらおう。ということでまず元金を優先させていると、こんなようなことの現れだろうとこんなふうには思います。担当課長の方からあればお答えいたします。

○住民税務課長

只今申し上げましたように、基本的にはやはり本税の方を最優先ということでございますので、どうしても少額な入金になった場合にはその金額が延滞金にも満たない場合

があります。ですけれども延滞金の方にそれを入金することによって、本税が減っていかないという現象になりますので、やはり本税の方を最優先して入れているということと、それからやはりそのさきほどからの話にも関連いたしますけれども、どうしても滞納額が増えております。経済的な問題が多いと思いますのでそういった中で、分納誓約、それから中には僅か、僅かって言うか一括で入れていただけるといような話に持ち込めるようなケースもございます。そういった場合はその時点で金額がその非常に多ければまた別ですけれども、そこの中で頑張ってお本税の方を一括で入れていただけるとい方になれば、その分納誓約とかその納税相談の中で、じゃあ僅かでもその分は若干延滞金につきましては正規のそういった利率よりも若干低く、とかっていうことで、本税の方の延滞を一端切るというように形に持ち込みたいがために延滞金の方がなかなかその水準的には低いというような結果になってしまう場合がある、そういったことの積み重ねかと思えます。

○宇治（13番）

確かに向こうにはいろいろな事情がありますので、さきほどの話のとおり個々のそれぞれの対応しなきゃいけないというように思いますけれども、実は平成17年に制定された「町税等の滞納に対する特別措置に関する条例」第3号ということで、町税等っていうことの中に1つは町税そのもの、2つ目は介護保険料、そして3つ目、上下水道の使用料4つ目、保育料、5つ目、住宅使用料が含まれております。その目的は「町税等を滞納し、かつ納税等に著しく誠実性を欠くものに対し納税を促進するための特別処置」と記されております。また条文の中には「町税等に係わる督促及び催告を、また滞納者の財産の差し押さえ、換価、換価代金等の配当その他滞納処分に関する手続きを厳正に執行しなくてはならない」とあり、更に「町長は必要があると認めるときは滞納者の氏名・住所を公表することができる」とあります。もちろんそれは「あらかじめ審査会の意見を聴くこと」とされております。そこで町長にお尋ねいたします。平成17年制定の町税等に対する滞納処置に関する条例の、この厳しい文言の実施事例というのはあるのでしょうか。もしないとすればその理由等をお聞かせいただければと思います。

○町 長

それでは滞納者の悪質な場合ですね、悪質な場合に氏名公表ができることになっているという条例を作りました。このことも年数をかけて相当いろんな審議会、あるいは委員、議会の方でも論議した結果、この氏名公表は悪質な場合よろしいということで条例

にしたものであります。現実的にそこまでに至る事例は現在のところありません。そんなような状態ではありますが、この条例は相当慎重に検討した上で住民理解の下で決定されてますので、今後も執行していきたいとこんなふうに思っておりますが、現状ではそういうことでもあります。

○宇治（13番）

実はこの条例の制定時を知る住民の中には「ちゃんとやっているのか」というふうに私も問いかけられた方もあります。実際に実行されても判例では勝てない、といった実例もあるようです。当時の当局の強い思い入れや意気込みは、行間からも読み取れますけれども、果たして実行されない条文がそのままあったり、不利な判例があったり、上水道を止めるのは道義的に無理があったり、近年では極端なプライバシーの保護の風潮といったご時世にあって、極めて先進的な条例ではありますけれども、残念ながら機能していないように私は感ずるわけであります。それはこの間に滞納金はどんどん増加している今日の実態に照らすと、条文とのギャップを感じざるを得ません。条文が全てとは申しませんが、お尋ねをいたします。平成17年制定のこの条文を見直した方が良いというふうに考えますけれどももう一度町長の見解をお尋ねいたします。

○町 長

さきほど申しましたように、相当いろんなケースを考えて作った条文でありますので、簡単に適応してないからといって条文を取り戻すということとはできないというふうには考えております。と申しますのも、これがあるから抑止力になっているという部分もあります。実際にもう払えない、何をしても、これは悪質な場合ですからね。払えて払わない人ということですから。これを進めていく段階では、まず悪質だと見た場合には事前に本人に氏名公表する旨を通知いたします。今でもそれは通知いたします。悪質な場合は。しかし条例によりますと本人の弁明をする機会を与えるということで、それも入っております。なお、そこで町よりいろんな審査会の諮問等ありましたり、諮問機関の意見を聞いていよいよダメな場合に公表するわけではありますが、そこまで至る前にこの条文があるがためにですよ、そこまで至る過程があります。至るまでの過程の中で分納誓約するとか、それでは一部払いますとか。これからも段々払っていきますとか、中には全納しますとか、全部納めるとかいろんなことがありますので、この条文のおかげで、この条文は直ぐ適用でなくてその段階進めていくわけですから、一発でポンと行くんじゃないです。進めてく段階でそこまで至らなくて抑止力と結果的になっているとい

う効果があるわけでありますので、これは町としましてはこの必要な条文であろうと現在は思っております。

○宇治（13番）

確かに抑止力的な機能もあるかもしれませんが、故意による滞納に対しては厳罰をもって対応すべきことは当然として、私の申し上げたいのは全体的に徴収率を抜本的に向上させるためには、何か方法があるんじゃないかという気もするわけであります。例えば顔見知りの役場の職員が行くよりも第三者を依頼するとか、あるいはその道の経験者を活用するとかってというようなことも、1つかというふうにも思います。その点です、平成23年度からスタートしている広域連合による徴収業務の共同化についてですが、県と市町村が連携して滞納整理に当たるといことで大口滞納者に威力を発揮することが期待されてるといふう聞いております。ちなみに、長野県内の市町村税の徴収率は平成10年度までは全国でも上位10位以内にランクされていましたが、以降年々低下してこの10年経過した平成20年度では30位まで落ち込んでいます。下から数えた方が早い、いわゆる悪い状況にあるということであります。そこでお尋ねいたします。県地方税滞納整理機構との連携の実態状況と、更なる協力で徴収率を上げることはできないでしょうか。

○町 長

県との共同の、この督促ないし、また整理にあたりまして実際の該当者の所へ行くわけではありますがそれ相応の効果はかなり出て来ていると私は踏んでおります。詳しくは担当課長の方からお答え申し上げます。

○住民税務課長

平成23年の6月の1日に発足いたしました県の地方税滞納整理機構との連携でございますけれども、年度当初に辰野町では7件の事案を依頼いたしました。金額では860万円に対しまして507万5,000円という金額で徴収がされました。その内、3件は完納ということで59%の成果がございました。非常に効果が大きかったと思います。県内の中でも上位の効果を上げたと思っております。また移管予告ということで、7件を上げる前には概ね10倍、70件から80件くらいの所に「移管しますよ」という通知を出しました。そういったことによりまして効果が大きく出ております。今後も引き続き平成24年度、今年度に対しまして7件、今上げてございます。ただ年度の途中でございまして今金額的なことが申し上げられませんが引き続き25年度に関しても7件くらいとい

うことで予定をしております。それから滞納整理機構とは別でございますけれども、長野県の中に地方事務所単位の中で設置しておりますけれども県の徴収、県税徴収対策室というものがございます。そちらでは県税ですので県民税、町民税が一緒になって町県民税と申しますけれども、それにつきましては県のこちらの対策室と各市町村が連携してその町県民税等の徴収率を上げるために、一緒に活動しております。そちらの方もまた引き続き、連携しながら徴収率の方を上げるように努力したいと思っております。以上です。

○宇治（13番）

今の実績をお聞きしてですね発足したばかりですけど、徐々に成果を上げていただいているということで是非、継続してほしいなというふうに思います。今や生活保護受給者はさきほども話が出ましたが、全国で8月時点で213万人と過去最大となって辰野町でも100人を超えてると聞きました。低迷する景気の中、雇用の劣化は深刻さを増しており、それ故に生活困難者が急増している一方で、都市部ではこの制度を悪用している受給者もかなりいると報道されておりますが、税においても意図的な滞納者には厳正に対処すべきだというふうにも考えます。ところで、町税において不納欠損額というものが平成23年度決算でも滞納徴収額を上回る650万円発生しております。この点についてお尋ねいたします。毎年、滞納繰越金とは別に不納欠損金が発生しています。どのような内容から欠損金扱いとされているのか、お尋ねいたします。

○町 長

これは法律の規定がございまして、例えばその行為、要するに滞納ということが始まった行為からですね5年間、請求もなければ入金もない、こういう状況が続くと時効が成立し、これはもう不納欠損として要するに徴収することもできない不納欠損に落とさなければいけないことになっております。そういうことで不納欠損ということですが、町の場合は実際にはそれはさせないために、途中で督促を行います。督促を行ったり、分納誓約で一部お金入れてもらったり、あるいはそれが入らなくても督促を重ねたりして、時効をその時点その時点で中断してます。したがって時効何年ずーっと経っても辰野はそういった意味で時効になって不納欠損にすることは不会です。しかし不納欠損があと課長の方からお答え申し上げますけれども、やむなきに至った場合、この時効に関係なく、例えばもう身寄りも何も全くなって亡くなっちゃったとか、それからもうどこにも行って、居場所が分からんことはないんですけれども分かってもらうど

うしようもないとか、いろんないろいろな状態が出てきますよね。そういうこと、誰も相続してないとかいろんな場合になってくると、番やむなきに至った場合にこれは不納欠損に落とさなきゃいけないでしょうし、ということでいろんなケースがありますが時効とあるいは時効は中断させて時効させないようにもっていきますが、それ以外の無理かなぬ事情での、もう実際に督促することも無理、集金することも無理という時点に至った場合に関して不納欠損ということでもあります。一応、調査期間を取って慎重に不納欠損で落とさせていただいてるところということでもあります。詳しくは課長の方からお答えいたします。

○住民税務課長

それでは只今、町長が申し上げたとおりではございますけれどもまず、滞納繰越金というものは、その現年度の中でその現年度の中にお金が入らなかったものをまず滞納繰越金と申しますけれども、それとは別に不納欠損金ということで処理されるこの不納欠損対象についてご説明いたします。只今、町長申し上げましたように、通常5年間、滞納をし続けた場合、そのまま不納欠損になります。しかしこの間には5年間なあんにもしなくてという場合がその執行停止で不納欠損というものになりますけれども、そういった滞納整理、督促、滞納整理等、何もせずに5年間経過する事例は、うちとしては1件もございません。この5年間の間には調査等を実施いたします。納付に近づけるような納税相談等を行っております。その段階で分納誓約、また差押という行為を行いますので時効というものが中断され、5年というものが6年になる人もあれば、永遠とこう続いていくわけです。でその、その年度に執行停止から3年、5年間を経てから、それから3年を経過したものをいわゆる不納欠損の対象といたします。その3年を経過する間ですけれども、滞納金が徴収できないと判断されたりするそういった場合でございます。それから執行停止から3年を経過しない場合につきましても、もう全く滞納金を徴収できないと判断されるものがございます。個人で言われれば破産をしてしまったとか生活保護同等の生活、また納税義務者が亡くなってしまってそのあと相続人がないっていったような場合が、それに該当いたします。それから法人の場合でありましたら、倒産してしまったとか解散してしまった、そういったケースでございます。それ以外には辰野町よりも更に上位の行政機関で、例えば税務署、それから長野県等でこれは諦めたってというようなものにつきましては停止となります。ああ、不納欠損処理をすることにします。またその執行停止につきましては、今言ったように生活保護による生活

よりも更に低い方、そういった者には即時で執行停止をするということにしております。こういう順序を追いまして執行停止を掛けて不納欠損ということで処理を行っておりますので、毎年の不納欠損で落とされる金額はそれぞれ18年から5年経ったら23年に全部落ちるっていうわけではなくて、その間に執行停止掛かったり分納したりしてますので、完全にもうだめって判断ができてから、それから3年経った場合と即時で落とす場合と2種類ございますけれども、その経過を辿って不納欠損処理をさせていただいております。以上です。

○宇治（13番）

いろいろ手続を踏んでそういう形になっていることがよく分かりました。大きな経済変動や社会情勢に対応することは、さきほども町長言われてますが末端行政では無理がありますが、その影響をできるだけ小さくするために、滞納問題は常に少額のうちに対処すべきだというふうに考えます。現在町ではこの仕事に携わる職員は臨時が1名とのことですが、本来的でないイレギュラーな仕事とはいえ、大きな財源確保の側面もあるわけで、それには単独で判断し行動できる中堅以上の正規ベテラン職員を集中的に2、3人投入するというような必要性があるんじゃないかというふうに私は考えます。一方で経験豊富な徴収アドバイザーの配置や、税や料金徴収の法律的知識を向上させるなどの職員研修を積み上げることも大事なと思います。同時に納税者の意識高揚も大切で、さきほど説明いただいた滞納者本人の徴収報告書を記入した分納誓約書などは、今以上の対応が求められるんじゃないかというふうにも思います。更に踏み込んだ管理をするためには、どうすべきか是非研究改善が待たれるとこだというふうにも思います。そこで最後にお尋ねいたします。徴収、滞納徴収率を上げるために人材の投入で強力に進める必要があると私は考えますけども、町長の見解をお聞かせ願います。

○町 長

行革の中で、やらないわけじゃないんですけども各所が少人数、少数精鋭みたいな状態になってきております。したがってこういった徴収部門も若干そういったきらいはあるんですが、やらんわけじゃありません。しっかりやってくれております。ただ本人が大変であると。どこの職場も大変だということではありますが、例外的なことは別にいたしまして、そのようにご判断いただきたいと思います。いずれにしても、専門に行く人材をむしろ養っていく必要があるというふうに考えております。やはり徴収経験者等々のノウハウがある人材の確保も今後は効果的であるので検討はしてみたい

と思います。人数を増やすんでなくて、そうした方にも協力してもらおうとこういう意味であります。あるいは臨時の形で協力してもらおう、いろんな方法があります。また県の地方税の滞納整理機構がございますので、職員を派遣するという事で今後1、2年後の要請がありそうですし、町の方も出さなきゃいけないかなと、そういったことも帰ってきますと相当のノウハウも身に付けてきますので。ただやたら恐ろしい人間になるとこういう意味じゃなくて、やっぱり取り方、お願い仕方、また分納の誓約の仕方、またお願いの仕方それぞれみんなありますからそういったノウハウ、良い意味のノウハウを身に付けていきたい、ご指摘のとおりできるだけその部門は強化する部分にしていきたいとこんなふうに考えております。以上であります。

○宇治（13番）

厳しい財政状況下で、こうした滞納整理業務は大変ご苦勞の多い仕事だと思いますが、税の公平性の確保という使命感に燃え、組織を挙げて取り組んでいただき本年度以降、徴収率が年々目に見えてにアップすることを期待して、私の質問を終わりといたします。

○議長

只今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 29分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。ここで、まちづくり政策課長より質問順位3番、宇治徳庚議員の質問への答弁について発言したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

○まちづくり政策課長

大変申し訳ありません、さきほどのですね宇治議員の地方消費税の試算の所ですね、1%アップに伴いまして1兆7,000億円と申し上げましたけれども、大変申し訳ありません、2兆7,000億円ですので訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長

進行いたします。質問順位4番、議席11番、宮下敏夫議員。

【質問順位4番、議席11番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（11番）

それでは、あらかじめ通告してあります質問項目に沿って質問していきます。まず、はじめに平成25年度予算編成についてであります。今回の予算編成は例年と異なり矢ヶ崎町政として今任期最終年度を迎えるわけでありまして、平成25年度予算編成は大変大きな意味を持っているものと思われまます。そこで質問します。任期最終年度、厳しい財政見通しの中、予算編成の基準となる基本方針をお伺いします。

○町 長

それでは質問順位4番、宮下敏夫議員の質問にお答えを申し上げてまいりたいと思います。最初は25年度予算編成につける重要施策、方向ということでございますが、まだまだ不透明な点もありまして、ここで政府与党がどのようなことになるのかということでもありますし、その国の方針も見なくてはならないという中での予算編成大変流動的な所も若干は出てくるとこんなふうにも考えておりますが、町の基本姿勢といたしましてはまずは重点施策であります、にぎわいや活気に結びついていくような施策を是非、打ち、もって安全安心なまちづくりということを基準にしていきたいと思っております。そんな中でも人口が日本中減っているわけでありまして、このカーブをできるだけ急速にならないようにしていく。あるいはまた平らにもっていく。できれば上に右肩上がりになれば良いというふうなことを理想といたしながら、その施策に対しましても何とかしていきたいとこんなふうに思っております。いずれにしましても、細分化の中では人口、今のように対策、子育て支援、それに関連いたしますけれどもそういうことでありますし、防災力の方も向上していく必要がありますし、今まででは想定外だったものも大分現実に起こるということになってまいりますので、そのへんも加味しながら防災力の強化等を図ってまいりますし、また道路網の整備は今も続けておりますけれども更にまた引き続き大きく展開をしていき、そしてこの辰野の良さ、即ち4方向3方向に向いている所の良さを何か享受できるような、またそれが町にとってプラスの方向に働くような、そんなまちづくりを考えていきたい。同時にまた財政力に対しまして財政健全化ということでもあります、大分おかげさまで健全化も更に乗り越して良い所へ来ておりますので、これを更に推進していくとこんなことであります。健全化するにはお金使わなければ一番良いですが、使えば財政力、健全化はなりません非常にこう矛盾した部分でありますけれどもできるだけ、町のお金でない補助金等その補助金もできるだけ町の負担金の少ないできれば国の100%とか、県の100%とかそんなような事業を取り入れながら、

町の基本方針に沿って良い事業の展開をしていくとこういうふうなことを考えて、現在おります。

○宮下（11番）

只今、重点事業として防災面、それから道路、それから特に人口増対策等が挙げられましたけれども防災、道路等については今までの継続、今までも進めている事業でありこれは継続として途中でやめるわけにはいきませんので、しっかりとこの事業にも力を入れていってもらいたいと思います。特に今回挙げられたこの、にぎわいのあるまちづくりということで人口増対策については何としてもこの25年度には力を入れていかなければならないと思います。そこで私の挙げました人口増対策についてであります。町ににぎわいや活気を取り戻す最重点施策として、人口増対策に25年度は取り組むべきと考えます。質問します。町が進めようとしている、人口増対策としてのソフト・ハード両面の基盤整備の具体策は何か。また今までに取り組んでいる職員を中心としたプロジェクト会議での具体的な提案等も含め、今どのように進められているかお伺いします。

○町 長

空き家対策もありますけど、人口対策っていうのはやはり新しい住宅地の提供、また新たによそから来て住んでもらう。辰野町の中の移動では人口が増えないということありますから、できるだけその政策を進めていくわけですが、ご存知のとおり辰野町はいつも言っておりますが、是非一つこれを根本に置いといていただきたいし、我々もそれを解決してかなきゃなりません。262箇所の埋蔵文化指定地があります。この解除、あるいはまた調査、莫大な費用と年数を要します。どっか何か良い所ってやると必ず埋蔵文化があるっていうのが辰野町の特徴であります。またそれに合わせて、農振法の農地調整区域がべったりであります。これまた解除するにも、また広く解除すると大変国まで行かなきゃなりません。とても時間も掛かるし理由も聞かれますし、一旦、農振という形の中で指定をしてそれなりの補助をいただいて農業用地としての道路や、また圃場整備やあるいは水路の整備が行われてきているわけでありますので、それを「はい、嫌になった止めた、宅地」っていうことになると国の方も「それはおかしいじゃないか」とそういうことを必ず言ってきます。しかしそれをしないとこの辰野町は伊那谷の始まる所、中央アルプス、南アルプスの始まる所、谷の始まりですから非常に狭い所あります。しかし利便性はありまして岡谷へも諏訪へも、また松塩地区、塩尻の方へも抜けてますし、もちろん上伊那の中にもあるということで、何とか特性を活かせないか。

まあ至難の業じゃないんですけれども、そういう中でやはりそれで諦めては衰退一途になりますので、めげず今のような大きな難点をクリアしながら時間と費用も掛かるわけでありまして、また適地も非常に少ないわけでありまして是非そのへんを進めていくとこういうようなことで考えております。それに対しましては前には辰野へ来て新たに住宅を造ってくれた方に対する住宅助成金等はどうかということも今検討しておりますので、このへんはまず調査が大事であります。財政がどうだなんていうことは2番目になってまいります。本当にそれが必要かどうか、それやれば本当に良いのかどうか。ちょっと今調査を進めているところであります。その調査が良いということになれば、じゃあ財政的にいくらまで助成を出せるかというふうなこと。財政的な縛りも出て来ますけれども、できるだけほかのことをよしても、こちらの方へ振り向けるというような姿勢も持たないと助成金殆ど出てまいりませんので、ほかのことよすって言うても完全に止めちゃうわけじゃありませんので、どうかそういうふうなことでちょっと方向性の切り替えを、またそうなってきましたらお認めいただければとこんなふうにも思っているところであります。また、医療費、子育ていろいろございますが、どのへんまで医療費を無料化、子どもに対してですね。高校生ぐらいまで必要であろうかというようなことも今模索中であります。また保育料の軽減等もやはりあそこへ行けば暮らしやすい町だと。なぜかって、いろんな負担金が少ない、若干でも少ない。じゃあ、たくさん子ども産んで育てていこうとこんな気になってくれれば良いんですが、こんなに上手くいくかどうか分かりませんが、いずれにしましてもそういったところ等々を検討するところということでございます。

○宮下（11番）

まず、町民一人ひとりがこの町に愛着を持ち、安定した暮らしがもてる町にしなければなりません。特に若い人たちへのソフト・ハード面での支援強化により、将来に向けて夢を持てる町にすることが最重要課題であります。それには魅力ある施策を掲げることにより、若い人達が地元で結婚、町内に定住し安心して子育てができる環境づくりが必要であります。人口増対策事業への思い切った予算付け、事業への反映が必要と考えます。「辰野町は子育てへの支援はこれだけ充実しているんだ」という情報を発信することが大切であります。質問します。さきほど医療費の減額等の答弁が町長にありましたけれども現在、子育てへの支援としてどのような保護者負担の軽減施策を進めているか、補助、助成等も含めて実態をお伺いします。

○町 長

これからでなくて、現状でいいわけですね。現状をお知らせすれば良いわけですね。

○宮下（11番）

はい。

○町 長

はい、じゃあ課長の方からその点をお答えいたします。

○教育次長

それでは現在、町の方で行っております子育て支援としての保護者負担の軽減策としていくつかご紹介したいと思います。まず各学校への教材費の交付ということで、これは1人当たり1,100円を交付をしまして教材費の補助にしております。それから、総合的学習への費用負担ということで各校10万円プラス人数割ということで町の一般会計ということは、両小野小学校を除いておりますが150万円を予算計上しております。両小野小学校へも同水準の補助をしております。それから音楽、演劇鑑賞への補助、これは一人当たり450円。それから要保護、準要保護児童、あるいは生徒の就学援助ということでこれは経済的に援助の必要な児童の、あるいは生徒の家庭への補助ということで小学校で528万8,000円予算化してございます。今年度、これは50万円の増額補正をいただいた額でございます。中学校の方が472万5,000円、それから特別支援教育就学奨励費として小学校に74万3,000円、中学校へ50万6,000円、更に中学校での武道必修化に伴う柔道を選択したわけですが、この柔道着につきまして備品として購入し貸与するという形の中で、保護者の負担をしないで済むようにしてございます。更には全国大会へ出場するような文化、あるいはスポーツでの大会があるわけですが、これについては保護者負担を少しでも軽くするために30万円の補助を予算化してございます。それから保育園関係では、保育料の引き下げを22年4月に行っておりまして既にこれはそれ以前からの制度でございますけれども、第2子以降については半額、第3子以降については保育料無料という形で対応してございます。それから幼稚園の方へ就園しているお子様に対しましては、幼稚園就園奨励費として500万円、これも24年度に補正をいただき、155万円の補正をいただいて現在500万円の予算でヨゼフ幼稚園の方に通っているお子さんの家庭へ補助をしております。更にヨゼフ幼稚園の運営の補助として幼児教育振興補助金50万円。こういった形でそれぞれ子育て支援に伴う保護者負担の軽減策としてやっております。

○宮下（11番）

只今、各学校、保育園に対する補助の説明をいただきましたが、こういう一つひとつについて保護者、あるいはPTAの役員、それから保育園の保護者等はこれだけ補助をしてもらっているということをあまり細かく理解されていないと思います。町民もあまり理解されていないと思います。町も財政が厳しい中、これだけをしてるというようなことをもっと理解してもらえそうなPRが必要であるかと思います。それによって

「辰野町はこれだけ子育てに応援してるよ」というようなことにより町内外からまた辰野町へ子どもとともに住みたいということも考えられますので、是非せつかくこういう補助金、助成等をやっていることを知ってもらうこともまた大切かと思っておりますので、また広報等でも、またPTAの会合でもこういう現状を理解してもらう、説明して理解してもらうことも大切なことではないかと思っております。それでは次に今、子どもを持つ世代は殆どが核家族化され、共働き家庭など昼間留守家庭となる子どもの放課後の居場所づくりが求められております。こうした保護者を支援する制度として、放課後こども教室、放課後学童クラブを設置し、放課後及び休日の子どもたちが安心して活動できる場を確保するための事業があります。この制度の活用を促し、充実させることが大切だと考えます。質問します。平成19年に厚生労働省及び文部科学省から全ての小学校で放課後子どもプランの取り組みを奨励されております。お尋ねします。今取り組まれている、町の放課後子ども教室、放課後学童クラブの現況についてお伺いします。

○教育次長

それでは私の方からご質問のありました放課後子ども教室、それから放課後学童クラブの現状について報告をいたします。放課後子ども教室につきましては両小野小学校に設置されておまして、現在町で直接雇用しております3人の臨時職員によって運営されております。両小野小学校の空き教室を利用しております。国からの補助金をいただきながら、事業費24年度の予算ベースで581万1,000円という形でありまして、時間は放課後から夕方6時半まで。受け入れ対象の児童は小学校1年から4年生までということで当初登録は53人です。保護者の負担につきましては無料でございます、おやつ代700円を除いて無料でございます。それから放課後学童クラブでございますが、これはたつのご学童クラブ運営委員会へ委託をする形で、いわば公設民営という形でやっております。当初は平成元年に只今申し上げました、たつのご学童クラブ運営委員会の民設民営という形でスタートしたわけですが、途中から町の方がここへ委託

料をお支払いしながらやっているとこの形でございます。この学童クラブにつきましては、たつのご西学童クラブとたつのご東学童クラブでございまして、たつのご西の方は人数が多くなっておりますので西小学校の空き教室とそれから旧宿直室の2つの部屋で行う形になっております。合わせて69人。こちらには南小学校とそれから川島小学校のお子さんも来ております。それから、たつのご東学童クラブでございまして、こちらは東小学校の旧宿直室を利用して35人が利用しているということでありまして、いずれも時間は放課後から夕方7時まで、対象は小学校1年から6年まで。こちらの方は有料でございまして入所料が1世帯3,000円、それから保育料として月額8,000円。2人目以降は4,000円という形で延長料金もございまして、7時半まで受け入れる場合には延長料金もございまして、それから、おやつ給食代として月額1,200円でございます。こちらにつきましてはさきほども申し上げましたように、町からの委託ということで予算額で842万4,000円、県からの補助が予算額で489万円ということでございまして、ここにつきましては国の予算配分ということもありますし、それから子どもが増えてきておる関係で23年度の決算で言いますと、決算額で1,045万円。それからこれに対する県の補助が632万2,000円という形でございまして、只今申し上げましたように、放課後子ども教室と学童クラブでは有料である、あるいは無料であるというようなところで扱いが違っておりますけれども、放課後子ども教室、両小野の方ですがこれは文部科学省の所管でございまして、それから学童クラブにつきましては厚生労働省の所管でございまして、こちらへんの所管の違い、それから特に放課後子ども教室につきましては塩尻市でも実施しておりますが塩尻市北小野のお子さんも通っている両小野小学校につきましては、塩尻市の制度に合わせて無料という形で行っているという現況でございまして、以上です。

○宮下（11番）

今、小野の子ども教室と辰野西小、東小の学童クラブ、別な組織でやっているわけですが、この料金と言いますか保育料に大きな開きがあります。小野は殆ど無料ということで辰野の学童クラブは月額8,000円から9,000円近い保育料を払っているわけですが、たまたま小野から辰野へ転校してきた保護者から聞かれました。「なぜ、こういう差があるのか、ただ文部省と厚生労働省の違いだけならば、こっちの辰野学童クラブも文部省の管轄に入って子ども教室にしたらどうか」というような親からの意見を聞きました。私もその時、なんでこの差があるかということを知りたかったわけですが、その点、町はどう捉えているかお聞きします。

○町 長

これは行政、小野は特殊な所でありまして、一つの地域が塩尻市と辰野町で運営していることはご存知のとおりだと思います。したがって小中学校だけでなくて病院も下水もそれぞれ半々と言いますか、ある部分を持ちながら両方で一体的に一部事務組合を形成してやっているとということでもあります。したがって辰野の方式を塩尻に認めさせることも多々あります。今回は塩尻の方の方式に合わせて欲しいということで合わせたということでもありますので、それを一律辰野町全体の今度は各小中学校に应用することはこれ難しいことでもありますので、そういったまあ本当に豊臣秀吉の頃からの特殊な所であり天下領であったと。まあ別にそれはそのへんはどうでも良いんですが、というふうな特出する所がありますから両方の行政を鑑みる中での、どちらか一方を取らないといけない。中間を取るってわけにいきませんので辰野の方の方式、向こうの方式、相絡み合いながらやっているとこういうことでお分りをいただきたいと思います。次長の方で何かあればお答えしますが。

○教育次長

只今町長申し上げたとおりでございますけれども、もう1つは設置された目的がですね、さきほど議員お話がありましたけれども、子どもプランの中で統一をしていくってというような文部科学省と厚生労働省との話はあるわけですけれども、具体的なものとして下りて来ているというふうにちょっと捉えておりません。学童クラブにつきましては保育所と同じように、要は保育に欠けるって言うかですね放課後の子どもの保護者が勤めてる等の事情で家に帰る、家へ帰る場所がない。したがって放課後家庭生活と同じような環境を整えるというのが学童クラブの設置目的になっております。これに対して放課後児童教室の場合は、いわゆる保育に欠けるとか、いわゆる鍵っ子みたいな形ですね家に帰れないということではなくて、放課後の子どもたちの時間を作る空間を設ける。遊んでも良いし、勉強しても良いしってというようなことでそこらへんの設置目的が違っておりまして、したがって学童クラブ、厚生労働省の設置しております学童クラブの現在辰野町で行っていただいているサービスもですね、長期休業にもお預かりをするというようなこともございますし、時間も放課後児童教室に比べて長いというようなことで、サービス内容もかなり中身が違っている部分もございます。その部分が8,000円の料金の差で良いかどうかというのはまた議論は別でございますけれども、学童クラブの方がより手厚く中身の濃い保育がされてるということだけは申し添えておきたいと思

いますので、よろしく願いいたします。

○宮下（11番）

今、教室とクラブでは中身が違うということは私も承知していますし、また保育の延長時間、また休日等をみてもらえるのも学童クラブの方だということも承知しています。そこで、そういうことでやむを得ないと思うんですけれども、できればその小野の方も時間、あるいはいろいろな条件もあるけれども殆ど希望する人は入っているようにも聞いております。それであるなら、南小学校には学童クラブ、教室がないわけですが、たまたま南小の場合は西小へ学童クラブ希望する人は来ているようですが、南小もそういう条件を緩和した小野と同じような教室を設ければ、多くの子どもたちがその遊び、あるいは子どもたちとの、ちょっと聞いてみますと南小の子どもたちはじーちゃん、ばーちゃんたちが結構一緒に暮らしている人がいるから、放課後の学童クラブとまた内容の違って家へは帰れるけれども、そういう友だちとの遊び場が欲しいという声もありますので、教室、学童子ども教室の方を設置できればある程度の人数が集まって子どもたちのためにもなるのではないかと思います。また特に北大出、羽場地区はアパート等も多くなっておりますので、そういうことも子育ての支援として重要ではないかと思えますけれども、南小へのどちらかの設置を、の考えはあるかどうかお聞きします。

○町 長

南小につきましてはやっぱり希望者がどうであるかということをもまず先に調査することであり、作ったら「はい、どうぞ」っていうものではないと、こういうふうに思っております。大体本来こういった設置は要望があって実際にそれだけ1人2人では無理ですけれども、やっぱり大人が関わってちゃんと責任をもって、費用を掛けてやるわけですからどのぐらいの希望者があって実際に入ってくれるのか、それに対する学校教育に対する福祉政策として、取り組むものでありますので検討はしてみたいと思っております。さきほど来のお話でありますけれども名前のとおり、両小野小学校の方は放課後保育とか放課後教室ということで放課後を、ということであくまでそうです。それで西小、あるいはまた東小で行っております学童クラブの方は放課後だけっていうことではなくて、さきほど言ったように休日もあり、また放課後でも延長的にお願いするとこんなようなことでやって家庭支援のことが主であるとこんなようなことでありまして、そもそも似てますけれども、放課後預かるということで似てますけれども全然これ趣旨が違うというふうなことも一応合わせてお考えをいただきたいと、こういうことでもあります。

以上であります。

○宮下（11番）

それでは南小においてはまた調査等もしていただいて、人数が多かったらまた設置を考えていただきたいと思います。南小から西小へ連れてくる保護者の負担もあって希望者がいないということも考えられますので、是非小野では53名という人がこの教室に入っているということを聞いておりますので、南小もそんなに児童数からいくと53名とはならなくても、ある程度のクラスの人員にはなるかと思っておりますので検討をしていただきたいと思います。次に学童クラブ教室の環境整備について質問します。国は空き教室利用を進めているが、現況では東小学校には空き教室がなく、やむを得ず旧宿直室を利用しているとのことですが、現在使用している東小学校の学童クラブ教室は老朽化が激しく、学童の活動、生活拠点としてはふさわしくないと考えられます。早急に環境整備をすべきと考えるが、町の方針をお伺いいたします。

○町 長

ご指摘のとおり東小の場合の学童クラブのある場所は旧給食室と言いますか、ちょっと確かに今から見るとあまり良い建物ではないと、こんなように思います。おかげさまで耐震構造化も東小もできあがりまし、そしてまた校舎棟、管理棟、全て完全になってきておりますので、それに付随してって言い方ではないですけども、耐震構造にしていくというようなこと目的をちょっと掲げまして、今の学童クラブの所もほかの用途に合わせて造り替えたいとこんな意向で進めたいと思って、こんなように思っております。

○宮下（11番）

是非、1日でも早く学童クラブの教室を改修に向けて取り組んでいただきたいと思います。つぎに運営方法の見直しについて質問します。両小野小学校は直営と聞きました。辰野西小、東小のたつこの学童クラブは公設民営となっております。20年近くの歴史を持ち、保護者から信頼され続けてきた学童クラブであります。この指導者にも長年続けて来たということで年齢的にも限界があるものと考えられます。指導者への精神的な負担を軽減するためにも、責任の所在を明確にして置くべきであり、民間任せの運営方法を見直すべきと考えるが、町の考えをお伺いします。

○教育次長

お答えいたします。学童クラブ運営委員会の方でもですね只今、議員のご指摘の指導

者の年齢的な問題等あって、さまざま検討しているように聞いております。その中で町としても今後あるべき方向について両方と協議しながら進めてまいりたいと思います。実は現在、辰野町には子ども子育て支援事業計画というのがございまして、これに基づいて辰野町の子どもの子育て及びその支援について進めているわけですが、17年4月の策定で、10箇年の計画ということで27年3月でこの計画が終了いたします。合わせまして国の動向として税と社会保障の一体改革の1つとして、子育て3法案というのが可決されました。これに伴いまして、消費税の増税が行われるという前提の財源を見越してってということにはなりますけれども、国の中でも制度改革がこれから下りてまいります。そういった国の方の状況とそれから只今申し上げました学童クラブ運営委員会の事情も含めまして、今後新たな計画を立て、その中で運営方法についても検討していく必要があるかと思っております。さきほど南小学校の話が出ましたけれども、南小学校につきましては対象の子どもをこの学童クラブで送り迎えをしてやっております。そこまでサービスが行き届いているわけですが、町としてどの程度のサービスまでできるのか、というようなことも含めましてですね保護者の皆様のニーズとそれからどこまでできるかということを検討しながら、27年の4月から新しい計画の基に新しい形での運営ということも模索しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○宮下（11番）

学童クラブにつきましては、ちょっと私の情報では今学童クラブを運営している女性の方はもう近々には何とかして欲しいという要望も保護者の方には出ているようなことも聞いておりますので、町が間に入ってないともう万が一のことで途中で「止めたいよ」と言われた場合には今、東、西、合わせて100人近い児童がお世話になっているわけですが、特にこの学童クラブは共働きで家に帰っても両親が働いていない、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らしていないという子どもが殆どですので、そういうことにならない前に、もう今日からでも検討委員会なり保護者との打合せ、いろいろどうしていくかという方向性を、その間際になってバタバタしないように進めていくべきということを指摘して、この事項は終わらせていただきます。

次に人口対策の1つとして婚活推進対策部署設置の提案であります。全国的な人口の減少と少子高齢化は進んでおります。この社会的現象は辰野町において更に深刻な問題であります。近年の結婚観や婚姻形態が多様化している中、震災後全国的に結婚件数が

急増しているとの報道もありました。過日実施された、冬のほたるイベントでの婚活事業は大きな成果があったと聞いております。冬のほたる実行委員会、社協、商工会青年部、観光協会3者によると、応募者女性24人男性24人、内11組のカップル誕生とのことです。今後この方たちのカップルが1日でも早く成婚するようなことを期待をしているところでもあります。こうしたイベントの成功を踏まえ、今後も継続して行くことが求められます。イベントによる婚活など企画推進の橋渡し役、また、町として結婚支援強化により、結婚への意識高揚と成婚者の増加を図ることが辰野町の人口、子どもの増加、更に地域への活力をもたらす効果が期待できると考えます。そこで提案します。婚活推進対策部署、これは他の上伊那の市町村では結婚相談窓口とかいろいろ名前があって既に設置されている市、町もありますが、結婚相談といとなかなか町がその間に入ってということはいろいろプライバシーの問題もあって難しいと思いますが、さきほどのように婚活等の計画や何かには町もその中に入って、町が柱となって推進できるような部署、婚活推進対策部署という私は名前を付けましたけども、それを役場庁舎内へ専門部署でなくても結構ですので、どこかの部署がその一部を担当してもらってそういう社協あるいは、いろいろの団体のイベントの計画、あるいはここでそういうものを企画してこういうことをしたらどうかというような呼び掛け、各企業の人事担当あたりに各企業から実行委員を出してもらうとか、要するに実行委員会みたいなもの。成人式のように実行委員会みたいなもの立ててやるということ自体がもう、婚活にそこで計画し、いろいろの事業を計画して何度かしていく間にそうした人たちの集まりの中で、婚活ができるんじゃないかという私の発想ですけれども、今民生委員さん、社協でやってる結婚相談みたいなのは写真だとか書類での紹介になりますけれども、そうでなくて自然とこうもうそのイベントをやること自体の中に入っている人たちが、未婚の人たちが役員として実行委員として集まっているいろいろのイベントをやれば、そこがもう、きちっとした婚活になるんじゃないかという考えで提案しますが、町の考えはどのように考えてますか。

○町 長

結婚できない理由の中に結婚しない人が多くなったということも1つ大きく入っておりますので、これは大事な提案だろうと思っております。昔は何て言うんですかね、おせっかい役じゃなくて、福の神様があちらこちらにいてそんなことをお茶飲み話の楽しみにしてお年寄りの皆さんや、また若いお母さんたちもそれを聞いて話たり「じゃあ、

あそこを紹介してみるかね」なんてことがいっぱいあったんですけども、今そういうことを嫌がる時代だということで大分、福の神様も減っちゃいました。また職場等々見てまいりますと、また職場の勤め体系自体が非常に複雑になりまして、夜中は女性が、夜中も3直で回してますので夜中勤務専門の人もいるようではありますが男で、女の人はいませんし行き会う機会もない、サイクルが合うと思うとそれがくるってしまうというようなことにもなってきます。また地域では青年会だとかいろいろありまして、自然にそういった今のような一つのことを一所懸命やってる中で、また良い相手が見つかるという例も多々あったわけではありますが、お祭り青年会とか。今そういったことが非常に減ってきてる。極限られた自分の気のあった友だちだけでの話し合いしたり、飲みに行ったりというようなことになっちゃって、輪が広がっていかないとこれが現状です。個性個性って言っている内に、お互いにわがままになっちゃった。わがままは個性に入らないんです。個性っていうのは自分の特徴を活かしながら、しかし共通部分はやっぱり大事にしながら輪を広げていかなきゃいけないと、こういうことを間違っていると日本は直ぐに間違えちゃう。民主主義も間違えちゃう。というようなことで非常に困っているところでもありますけれども、お互いにそういう所を喚起しながら、またいろんな良い策の中で新しいカップルが生まれてくれりゃあなあと思っております。議員のおっしゃるようなことも考えてかなきゃいけないと思いますけれども、まずは現在は社会福祉協議会に結婚の推進支援事業を辰野町は委託しているという形に現在なっておりますし、農協さん、JA上伊那辰野支所も月1遍ぐらいの相談を展開して現在やっております。また社協の出張相談や夜間相談に対しましても計8回ぐらい実施しておりますし、またハッピーカムカムというような形の中でバスハイキングをしたり、レストランの食事会を催したりということを定期的に行っているんですが、議員ご指摘のとおり観光協会ともこの間はタイアップいたしまして、そのハッピーカムカムの発展的なピカコンという形でもって、冬のほたるの点灯式に合わせてパークホテルで今、議員から発表のあったとおりであります。私もああ、こんなに大勢集まったんだなあ。良いカップルできりゃあなあと思っております24、24。その内、まあ付き合いが始まったのは11組みということですから大盛会であります。あの中には何かの祭事に合わせて何かやるんだということが非常にこれは成功を生んだのかな。ちょっと目新しいこと。「結婚の相手を見つけるからさあ、いらしゃい、さあ、どうぞ、皆さん食事して」なんてやってそのこと自体が目的であまりにも明らかになりすぎてるとだめであります。女性に対

しましてはパークホテルの中ではそういったこともやるし、冬のほたるの点灯式もあるし、また男性とのまた会話もできるし、またそれを縁にお付き合いが始まって良いし。もう1つはヘアーとか、頭ですかね、髪結いさんていえば古いですかね。何て言うんですかね、パーマネット屋さん、何て言うのかな、美容師さん。ああ、美容師さんとか、それから何とかネイルとか言ってこの爪へこう塗るような絵を描くようなすごいような、そんなことも目的にしてあるんですね。ですから集まりやすい。それだけだつていうと、だから行政でやるのは比較的そういうのが多くていけないんですけれども、プラスアルファのやっぱりちょっとした魅力を付ける。「そっちの方に引かれて来たよ」っていうようなことで言い訳もできるようにしておく。それでついでに話し合いもできる。こういうふうなことを多彩にしないとどうも難しいかなと、こんなこと思います。そんなふうなことでもって、いろんなまた方向もですね知恵を絞りながら来やすいようにして、万が一失敗しても行って失敗だったじゃない、そっちのほかの目的があったんだよ、っていうような逃げも打つといてやる。これもとても大事なことだろうと思います。そしてまた今、担当課の方へ町の方としても何か兼務か何かでそういった企画をする、あるいは連携をみんなを、町がいろいろしてある所がありますから連携されるような、1つのコントロールタワーを結婚の方を役場の中へも作れというようなことでありますので、それも1つの大事なことかなと思いますから検討させていただきたいとこんなふうに思っております。

○宮下（11番）

次に定住政策としての新規住宅取得の支援については、さきほど町長の挨拶の中でいただきましたので、これは省きます。その次の3つ目として福寿苑閉所に向けての取り組み状況についてであります。10月1日辰野病院移転による給食形態、施設長の交替も行われましたが、閉所に向けていくつかの課題が残されており早急に解決しなければなりません。質問します。これちょっと時間がありませんので、3つ続けて答弁をお願いしますけれども、病院移転後、1箇月経過しましたが今の、現在の入所者の数、それから給食クックチル方式の現状、それから閉所に向けての大きな課題として2つありますけれども、入所者及び家族はこれから閉所した場合に新しく行く所は町と確約できておりますが、「その新しい施設での利用料金が上がるんじゃないか」という大きな不安を持っている入所者が殆どであります。その利用料金はどう変わるのか。それから職員の配転処遇への進捗状況、これも前回要望事項、議会の方で要望事項で出してありますけ

れども、今どんな状況であるのか不安を持ちながら職員は今、働いておると思います。この配転の職員については私の提案としては病院の看護師が今、不足しているために、その解消としてヘルパーの資格を持っている者が病院の中で看護師の過重労働を減少させるために配属して少しでも入院患者が、看護婦がそちらの方に専念できるような手立てもあるのではないかと思いますし、現に日赤病院あたりにはヘルパーを配属させているということも聞いておりますので、そこらへんについてお聞きします。

○町 長

あまりダブってもいけませんので、簡単に大要をこう申し上げて担当それぞれお答えをさせていただきたいと思っております。福寿苑の今後に対しましては、結局国の政策で老健、中間施設はダメだとは言いませんけれども新たに造らせていない状態でありまして、結局、世の中のニーズそのものが段々はっきりしてきて療養型の病院化、あるいは長期的に特養みたいなものかというような形にこう変わって来たんじゃないかと思うんです。したがってご存知のとおり、できるだけ早い機会にまた北大出の方へ、歩歩清風の方へお預けして福寿苑という名前を使いながらやっていますが、内容は特養におそくなるだろうとこんなふうに思いますから、そんなにでも料金は変わるものじゃありませんし、介護保険の方で対応できるかなとこんなふうに思っております。特別高額な方は高額所得の方は別ですが、ほかはそんなでもない。じゃあ、課長の方から、あるいは施設長の方からお答えいたします。

○福寿苑事務長

それではお答えいたします。まず入所者の現状でございます、数でございますが約、今現在50名の入所でございます。年齢的には平均年齢が85.9歳ということで大分、高齢化の入所者が多いということでございます。それからクックチル方式の導入しての給食の現状はどうかということでございますが、これにつきましては朝食、昼食、夕食とこの3食毎日職員が検食ということで試食をしております。それにつきまして各1食毎にコメントを記入して味が薄い、濃い、またはチルド状にすべき等の気付いた点等、書き込んで請け負っている会社「ちくま」の方へ毎日その食事についての状況を報告をしております。これに基づいてまた請け負っているちくまの方でも、その結果に基づきましていろんな工夫をしてきているということでございまして、今現在、利用者にお話を聞いてみますと「非常に美味しい」ということで満足をされているのではないかとということで、思っております。それから料金設定につきましては、只今、町長が申し上げま

したが平成会側からはおおよその目安となるものはこちらの方に示されて来ております。それによりますと料金につきましては要介護度、それから負担割合、負担段階でそれぞれ違ってまいります。目安としてのこちらに提示された中では約月2万円程高くなるのではないかなというように、目安的なものは示されて来ておりますが、これはまだ最終的にまだ決まったものではございませんので、その点はよろしく願いをいたします。それから職員の進捗状況はその後どうなっているかというようにございしますが、これにつきましては只今、職員とそれから総務課の職員係と意見交換の場を持ちまして、それぞれ情報交換等行っております。また同時にですね、管理職会の中でも検討をお願いをしたりしております。また同時に民間事業者、これ平成会側でございしますが、との話し合いをして具体的な今、話に入っているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長

宮下議員、質問時間が終了してしますのでお願いします。

○宮下（11番）

以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席3番、根橋俊夫議員。

【質問順位5番、議席3番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（3番）

それでは通告にしたがいまして国民健康保険制度の改革と、それから町からの社協への事業への委託の拡充というようなテーマで質問をさせていただきます。最初に国民健康保険制度の改革ということでございます。国民健康保険制度の運営は危機的な状況にあります。即ち歳入では、23年度に当町は15.7%の保険税を引き上げたわけですがけれども、実際はその半分程度しか収入が得られず、その一方で歳出では保険給付費が伸び続けまして、23年度の当町の国保の一人当たり医療費というのは上伊那でトップ、県下でも17番目というふうな状況になってきているわけでありまして。このような状況下にあつて、現在国保の運営審議会において、来年度の保険税の引き上げ等について審議中でありまして、その行方については注視しているところでありますけれども、もはや単純に保険税を上げれば良いというようなことで解決できる問題では到底ないということが明らかになってまいっておるかと思っております。そこで、国保の運営についてこの問題

点を掘り下げて、具体的な対応について以下、質問をしてみたいと思います。まずこの国保の費用負担についてであります。さきほど申し上げましたが23年度決算によりますと、費用の約21%が国庫支出金であり加入者の保険税は約20%、残りは交付金等ということになっております。この国庫支出金につきましては33年前には、約64%を占めていたわけですが、この間の歴代の政権によりまして社会保障費の削減ということによって減り続け、その一方では単純に国保税の引き上げだけが行われてまいりました。このような事態が続き今日のこうした国保の破綻寸前というような状況を招いていることは明らかでありまして、この国の責任が、のちほども述べますけれども厳しく問われなければならないと、このように考えております。このさてヨーロッパ諸国だけでなく、この殆どの先進国におきましてはこの医療費や介護に要する費用のこの自己負担というのは原則無料であります。経済規模が日本に比べてそれほど大きくない諸国においてもこうした制度が実現をされております。しかし、この日本においてはこの間、個人負担が軽減されるどころか、むしろ増加をしているというのが現況かと思うわけでありまして。こうした中であって、県内の多くの自治体では、新聞報道によりますと23の市町村では国保税の引き上げを据え置くために、あるいは引き下げをするために、23年度決算では一般会計から27億5,700万円の一般会計の繰入が実施をされているという報道があります。そこで伺いますが、保険者として町長は今日の国保のこのような事態をどのように受け止めているのか。また、どのように打開していこうと考えているのか。そしてまた以前、私がこうした国保の問題について質問した際には「保険税の引き下げのために一般会計からの繰入は制度上できない」という趣旨の答弁をされておりますけれども、そうした考えを改めて一般会計からの繰入を検討すべき時期に来ていると考えますけれども、こうしたことも含めてどのように考えているかまず、お伺いをいたします。

○町 長

それでは質問順位5番の、根橋俊夫議員の質問に答えてまいります。国保、大分どこでも詰まって来ていると思います。町も当時は約5%、支払いの5%か積立金の5%かかってというような議論がありましたけれども、億単位で、と言っても2、3億のことで基金を持ちながら、そうした運営をして万が一の時はその基金を崩しながら、また基金を作りてやってきましたが、今はもう基金どろこじゃない。料金改定をこの間したところでございますけれども、また再度しなきゃならないというような状況に追い込まれてきてます。その理由はパーセンテージを間違ったわけじゃなくて所得が下がって

来てしまった、というような形がまず1点考えられまして、計算どおり値上げの状態と
おり収入が増えなかったというふうなこと。これは社会現象、今の不景気の原因であり
ます。退職者が増えて来たとかそんなこともありまして、計算どおり。その計算もです
ね余分にこう先を見通しながら3、4年先を見通しながら上げたということじゃありま
せん。キリキリを上げてるわけでありますので、ちょっと皆さん方の所得に対するパー
セントが出てきますので、所得が下がるとそのとおりいかないと。じゃあ、当初目的ど
おり黒字、あるいはトントンにならなかったとこういうことで見直しになってきている
わけです。何故ギリギリで今やっているかっていうと、これは議員も少し今さっきご指
摘でございますけれども、そもそもいつも私言っておりますけれども、保険ていうのは
例えば3人4人でやったら成り立ちっこないんですね。誰か、じゃあ病的な保険だとし
まして、病気の治す。3人の内1人罹ったら2人なんかとっても大変なことでしょう、
負担が。誰も、3人でも誰も病気もなければ順風満帆に進むでしょう。3人入院したら
どうなるかと、こんなようなことにもなってきます。ということで小さくやっっては保険
は成り立たないっていうのが原理原則だと思います。保険の原理っていうのは昔のヨー
ロッパのギルド制度から始まったものでありまして、船が沈んじゃった時どうするか、
これを共同でもって面倒みていこうっていうものから発生しましたので非常に広く大き
く危険性、それは広くやっっていれば年に1隻や2隻、昔のことですから沈んだでしょう。
しかし広くやってるから補償ができた。それを各市町村でやらせたっていうことに大
体既に間違いなんです。もっと小さい町村もありますし、人口が。もっと大きい町村も
市もあります。でもその市も行き詰まって来ている。それでこういったものは一般の民
間の保険だって何だって大体、この地域だけの保険なんていうのは特別なものはありま
すけれども、共済とかねそういうものはありますけれども、大体日本中を相手にしなが
らやってる筈です。ですからこれもものを大きくやらないと保険が成り立たないものを
無理してやってるから、行き詰まってくるところである。それで国の方も見解出しまし
て、県単位で、とりあえず中広域、大中広域的ですね、大中広域的にやるっというよう
なことが出てきた。だからいつかやってくれるだろうと思うから、こっちはギリギリに
してるわけです。ところが動向見ていくと県も嫌がってやらない。国の方はましてそっ
ちへ投げっぱなしでもう、宙へ浮いたような状態。さあ、困ったなとこういうのが現状
で本当の話でございます。介護保険はあちらこちらの国、先進国はっておっしゃいます
けれども、確かにそうですけれどもアメリカ辺りは皆保険がないんです。ないんですか

ら、実費で払うか、あるいはまた自分で個人的に個人の民間のそういった保険に入るか
しかない。そういう点では日本はこういった皆保険があることは良いことなんです。大
体、そういったようなことでさっき言ったように無理な状態で始めてるからちょっと行
き詰まるともう大変なことになると。だから早く我々としては、県を通じて、まず国の
方へ掛け合い、また県も少し一部分担で受けるようにしながら大きくやるとそんなじゃ
ないんですね。危険負担と。全体的に高齢化にともなって、高齢化になると後期高齢者
があるわけですから特別インフルエンザとか何とかでないことが起こらない限りはまあ
まあやっつけていける筈だとこんなふうに思っております。そんな現状では総体的にはそん
なところであります。

○根橋（3番）

只今の町長の認識というのは少なくとも国保について少しでも、何て言うんですかね
関わっている、あるいは勉強されている方だったら理解できる全く同じ見解ではあるわ
けですけど、ただ唯一違うのはですね、例えば今、アメリカの例もありましたが、アメ
リカのようなやっているのは、アメリカそれから日本が若干まあ、全部とは言いません
けれどもあとまあ、韓国ぐらいで殆どの先進諸国っていうのはそれと違う、アメリカは
保険中心の国です。民間保険が中心の国ですので今回、正にオバマ大統領がそのへんを
改革しようということをやってるわけでありまして、日本はアメリカのように絶対して
はならないっていうのが私の考えでありまして、この皆保険を正にTPPもそうであり
ますけれども、皆保険を守っていかなきゃいけないっていう立場で、次の議論に移りた
いと思うんですが、それで今ちょっと町長説明した考え方がちょっと私は同意できな
い部分があるんですけれども、いずれにしましても確かに今、国はこの保険制度って
いうことを盛んに言ってですね、いわゆる保険はご存知のとおり相互扶助でみんなで掛け
合っていざという時に備えるということなんですけれども、そういうことを言っている
わけですが、本来この国保制度というのは法律の規定でもあるように、単純な互助制度
と言うか扶助制度ではなく、あくまで憲法が言っている社会保障の制度だということ
を国保の国民健康保険法第1条で述べているんですね。ところが町のこの国保の、これ
ですかね国保の分かる本とかの解説でいきますと、正に今町長の答弁のとおり、保険の
説明をしているんですね。若干違うのはその相互扶助だっていうようなことを言ってい
るわけなんですけれども、そこがやはり今非常に厳しい議論になっておりまして、やっぱり
国に対してものを言うて行く場合にも保険、我々保険、国保っていうのは保険に入って

いるわけじゃなくて、あくまで国のその憲法に基づく社会保障としての制度に加入をしているということを言っていかなきゃいけないというふうに思うわけです。それはなぜかと言いますとですね、これはそもそも現状のこれは分かるとおり国保に加入者の方っていうのは全く収入がない方のような、リストラされた方だとか方も入って来られるわけですね。あるいは年金、退職されて年金の方だとか、あるいは国民年金だけだとか、そういう方もいらっしゃいますし一言で言えば非常に低所得者の方が入って来ているわけで、そういう方々がそのじゃあ民間保険のような医療保険のような制度でいけば掛け金が払えなくなって来るっていうことはもう明らかであるので、そういう意味ではこの国の制度としては、社会保障というものも根底にある制度だということをもまず理解していかなきゃいけないと。そうしないと政策展開を間違えてしまうっていうことで指摘をせざるを得ません。そんな点ですね、そんな国家の話が出てもしけないもんですから具体的なちょっと質問に入らせていただきますけれども、今言った立場からですね、国保の制度というのはあくまで社会保障の制度だっていう立場から具体的な質問をさせていただきたいと思います。それでさきほどの話のとおり23年度当町では改定をいたしまして、その際にですね、平均割と平等割というのをこの一律それぞれ7,000円を引き上げをいたしました。このためにですね、この低所得者の方々にしてみますと一気に負担が増えまして、いわゆる収入に対する負担率というのは急上昇したわけですね。こうした実態からですね、このいわゆる平均割、平等割のこの一律引き上げという考え方、これはねえ、やっぱり改めるべきだと思うんです。それはさきほどの理由です。更には、資産割というのがあるわけですが、特にこの持ち家、今、価値としては住宅の価値もそこそこ高い中で、この今、家があるから資産割だという形で課税された場合ですね、この家というものは所得を生むものではありませんので、必ずしも家はあるけど所得が少ないっていうような方にとってはその負担率がそのことでまた高くなってしまいうっていう例も考えられるわけですね。以上からですが、その一律のこのこれ正に消費税と同じ発想になっているんですけれども一律にそういう平均割、平等割、あるいは資産割についても形式的に付加してくというような考え方は結果としては社会保障制度としての国保の根幹を壊していくというふうに考えるわけですが、そのへんについてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○町 長

大まかな話の中ではですね、やっぱり保険は保険なんです。これ名前が付いていると

おり。しかし今議員の言われた部分も社会保障の部分があるから国が補助金を出しているんです。ですから保険で成り立たないものも今まで成り立ってきたのはそこにあるんです。完全な保険だったらとっくに破壊してますよ、これは。ということで、あと県と町がもってあげるから保険料いただいたりして運営しているわけですがけれども、まだ私の最初に言ったのは保険という大枠でいくとそういうものである。もっと広くやらなきゃだめだ。2番目に今、言っていることに対しましてはもちろん社会保障もあるので、これはやっぱり国が責任を取るなりする中で全体的に国がやるか、それが一番良いんですけれども、できなくても中大広域ぐらいでまずかかっていくというようなことにしないと、保険の部分もあるものですから同時に社会保障の分に対しては国は今までどおり以上にですね、やっぱりこの補助金を展開していかなきゃいけない。各市町村も同じことだとそういうことで考え方、どういう考え方を持っていくのかっていうことでありますけれども、そういう考え方があります。さきほどちょっと答弁漏れになっちゃってるかと思いますが足りなくなければ、足りなくなれば一般会計だということではありますが、一般会計そんなに潤沢じゃないんです。ご存知のとおりで皆さん方、予算書見てね、決算書見てお分かりのとおりです。しかしやむを得ず、これ次が入るかなっていうようなことを前もってね、一般会計出せば次の日は大丈夫だと、そこに返せと言いませんけれども、次の年は大丈夫だって見方が出れば、繋ぎだ的にはね一時的なことはあり得るといふふうに解釈しておいていただきたいと思います。以上であります。課長の方から何かあればお答えします。

○住民税務課長

1つだけ、追加させていただきたいと思いますけれども平成23年度の時に今ご指摘ありましたように引き上げをさせていただきました。しかし約半分くらいまでしか上がりませんでした。そして低所得者の方については非常に上がってしまったということですが、もちろん上がったという実態があるかと思うんですが23年度におきましては加入世帯が約3,300世帯、人員で5,700人ほどの実数なんですけれども23年度におきましては7割5割2割という軽減の措置を取っております。その内1,477世帯、それから人数でいきますと2,646人、いわゆる世帯で45.3%、人員で46.1%という方に軽減措置がかかっているということだけ補足させていただきます。お願いします。

○根橋（3番）

只今、答弁いただいたその軽減措置についてはこれ法定軽減、7割5割2割7、5、

2ですかね、については承知しております、そういう中でさきほどのここに報道のコピーも持っておりますけれども県下の実態っていうのは非常に生やさしいものではないと、こういう形で大きく報道されてますけれども、やはりどこの市町村も同じように苦しみ打開策を考えてるという中で、今の町長の答弁ですと短期的にですねこの、正に緊急避難的に一般会計からの投入もあり得るというふうに私は理解して、そのこと自体は評価するわけですがけれども、やはり今の経済情勢、それからこの間、憲法25条を巡って議論が続いておりますけれども、今やはりこの自治体としてですね、果たしてかなきゃいけない最も基本的なことは町民のいわゆる健康なり暮らし、命を守っていくという視点に立てば、この医療保険である、医療制度、医者に安心して掛かれるっていう制度、いわゆる国保についてはですね、何としても最大限優先課題として守っていくという点で考えていくことは今後必要ではないかという点です、更にちょっと具体的にお聞きしたいのは一般のただ赤字なら入れれば良いって、そういう単純な考えはやっぱり良くない、確かに良くないことであって、やっぱりそれなりの根拠が必要だろうとは思いますが。そうい中で今、言われているように今まで議論されているようにもう生活保護水準スレスレのような世帯も相当おられる中で、やはり一定程度軽減をするに必要な、それでも自己、いくら軽減をしても自己負担部分っていうのは出てきているわけですので、例えばそういう点では県内の市ですね、状況を見ますと大きな市ほど、このここにあるんですけど今まで辰野なんかは災害が主というようなことで、特別それ以上の軽減っていうのはあんまり考えてなかったわけですがけれども、今大きな市ほどその国保料については失業等の生活困難ということで、例えば30%から100%の減免規定というものを発動しているんですね。そういうことによってさっき言った27億何千万円というような形で今動いているっていうことで、これ別にやむを得ずそうにしているというふうに思うわけですがけれども、やはりそうしたやはり温かい姿勢が大事じゃないかということをお願いしたいわけですがけれども、そういった点で今の町長の非常に重要な答弁だと思うんですけども、こういういろいろ計算、シミュレーションしていく中で不足した場合はそういう形のやっぱり軽減対策として一般財源への投入も考えていかざるを得ないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○町 長

さきほど、拘って一般会計から繰入できないのか、あるいはできないことになっているというような言い方を私が前にしたとかいうことに対してお答えただけであります。

今のように言っておりません。根橋町議が前半で言ったとおりのことを私は言ったとおりであります。一時的に入れることもあり得ると。解決策が出た状態でね、今、緊急避難的っていう言い方言われましたが正にそのとおりです。ですから普段は入れないものなんですよ。普段は入れないもの。万やむを得ず、ここの所だけはちょっと繋いで入れるってことは若干あり得るけれども、これが恒常化しちゃうとずっと毎年入れるとかそんなこと、全くありません。以上です。

○根橋（3番）

そうしますとまだ制度的にですね確立するには至ってはいないと、今、緊急避難的な国保会計の運営上、必要があれば考えていかざるを得ないというふうに理解をしていきたいと思います。次にですね、医療費の適正化について、の取り組みについて伺ってきたいと思います。さきほど申し上げましたようにですね、今までこの国保についてはどうやって負担するかっていうそういう、その国保税の負担についてはいろんな議論がされてきたわけでありましてけれども、この医療費の適正化っていうことについては議論が若干立ち遅れたというふうに私は考えております。そうした立場から質問に入りたいと思うんですけれども、さきほど申し上げましたように辰野町のこの医療費というのは具体的に言いますと一人当たりですね31万7,084円ということでありまして県下17位、上伊那では最高となっております。県の平均っていうのはちなみに28万9,107円ということになっておりますので、県平均との差額というのは一人当たりですね2万7,977円。約2万8,000円ということになりまして、これがもしですね県平均レベルまで下げることができれば、さきほど5,700人余の加入者がおられますので大体1億6,000万円のこの医療費の削減に繋がるんですね。これは1億6,000万円というのと相当これはもう、これがもう達成できれば医療費、国保の値上げどうのこうのって議論する必要はないぐらいなんですけど、そこまでいかななくても仮に1人当たり1万円、この医療費をね下げることができればもう約6,000万円がこの浮いてくるわけですから、保険給付も約5,000万円ぐらいまで下がってくるということになりますと、23年度決算ベースでいけば、国保税を引き上げる必要はないことになるわけですね。したがってこうした医療費の適正化については全国津々浦々様々な自治体でいろんな取り組みがされているわけです。ところが当町ではですね、今までそうした医療費の適正化対策については殆ど議論がされずに住民健診の推進はもうやってるわけですが、それ以外の特別な対策は実施していないに等しい現状ではないか、というふうに思うわけです。それでこの医療費の

適正化についてですね、町長は今どのような対策を考えているのか伺いたいと思います。

○町 長

医療費の適正化って言いましてもやっぱり結果論的なこともあとで出てくるわけでありまして、数字だけ見てやられても困るわけでありまして。辰野町ぐらいの規模ですとちょっと高額医療の方が10人も出た時は直ぐに影響出てきますし、であったか、適正でなかったかと、そういうことではないだろうと思います。いずれにしましても国もそうでありますけれども、健康増進ということでメタボリックシンドローム等減らそうとか、そういったことは保健師を通じて住民の皆さん方も大分そのことが浸透をしてきてまいりまして、しかしまだ35、36%以上まだ上がらないのかな？どこの市町村もそうのようではありますが、同時にまた病気の早期発見、早期治療というようなことを心掛けて全ての健康は日頃の食生活にあり、あるいは運動にあり、こんなようなこと等を呼び掛けて保健の方でやってるわけでありまして。担当課の方でもう少し詳しくお話を申し上げます。

○住民税務課長

議員おっしゃるように、新たなという取り組みはあれなんですけれども現在行っている中では要するにがん健診、また通常の各種健康相談、それから健康教育、で今のところは平成24年は特に特定健診、保健指導等に集中して力を入れて健康教室等に取り組んでおります。

○根橋（3番）

今、言われた取り組みは通常の健診事業については承知はしているわけですが、今、私が申し上げたのはですね、だからそれ更に一步進めて、この医療費をやっぱり下げたためのやっぱり対策をとっていくという今、言われたんですが、医療費を下げるということは健康になるということですから、この健康になるってどういうことかっていうと適切な運動と食生活、健全な食生活ということ、これ尽きるというような、これ議論の余地ないことであります。そこに向かって今、全国の町村もいろいろ取り組んでいるわけなんです。こういった実態についてはもうテレビ報道、新聞報道、いろいろものすごく数多くなされております。最近ではNHKのテレビなんかでも群馬県の中条町の例なんかがありましてウォーキング対策で、平均1万円の医療費下げることが、下げるこのプログラムを完成させることができたというようなことも紹介されておりますし、隣接の茅野市はですね、この一貫した努力がされておりました、この県下見ましても19市中、常に最下位。辰野より遙かに低い医療費で推移をしております。だからその

今の答弁聞いていると、殆どこうやる気がないような姿勢を感じるわけですが、やっぱトップの姿勢が私ほうんと大事だと、とにかく医療費を下げるための努力を、やっぱ、していこうじゃないかっていうことをやっぱり呼び掛けて、職員だけじゃなくて、やっぱり町民の皆さんにもやっぱり呼び掛けていくことが大事だというふうに思うわけなんですね。そういう点で今、注目されてる1つのちょっと専門、細かい話で恐縮ですが、今その医療費の増大をもたらす疾病の1つとして重要、特に注目されている疾病に「慢性腎臓病」というのがあります。この病気はですね自覚症状が乏しくて、そういう中で潜在患者が多く存在をし、成人の8人に1人の割合でいるとされております。これは死因の上位を占めている心筋梗塞や脳梗塞などの心血管系の疾患の重大な危険因子だと言われております。また、この病気は悪化しますと人工透析が必要となると言われており、患者さんにとっても大変な苦痛を伴うとともに、これらのことが医療費も多額になっている一因になっているということで言われております。で、この慢性腎臓病の原疾患、元々の病気というのはこの糖尿病性腎症が最も多いというふうに言われておまして、これを予防することが極めて大事だということで、具体的には今言われたように、これじゃあどう予防するかって言えば「運動習慣と健康的な食生活」ということに尽きると。これは健診はこの部分が入ってきませんので、当町としては確かにこのいわゆるメタボだとか、肥満対策という形で特定健診やっておりますけれども、問題はそうした健診結果をどうやって本人に返して、本人がどうやったらやる気になってもらうかというような、そこまでやっぱり踏み込んだ対策をやっていかないと実際には、その成果は現れて来ないということが、先進市町村の取り組みの実例で分かるわけがあります。そこでですね、提案て言いますか、考え方としてはこれに事業に取り組むには今、日常業務で手一杯のですね、今の保健師体制ではとてもそれは困難なんですね。だから新たにその国保の正に事業として保健師等を新たに雇用をし、そういった事業を展開するための新規事業を行っていったらどうかというふうに考えるわけなんです。その理屈というのは仮にですね1,000万円そういった形で投資をしても、そういった結果で住民の皆さんの健康が増進をして、結果として医療費が5,000万円削減できればね、これ十分ペイできる話。国保会計としてもこれは成り立つ話でありまして、こうしたやっぱり考え方で今あちこちの町村も市町村も取り組んでいるわけなんですね。だからしたがって、そういった点で新たにやっぱりこの国保のこの今の業務、今の国保の係の職員の皆さんというのはもう国保税の徴収事務で手一杯、とてもそんな健康増進事業やって

る状況ではないと。一方今度は保健福祉課の方も日常業務が一杯抱えてるわけですから、介護保険もあるし、とても新たな事業は取り組めないというのはもう目に見えているわけでありますので、そういった点で新たにですね、国保係というものを拡充しましてそういった徴収部門とそれからそういう事業を展開する部門、両方持ち合わせるような形で再編整備をし、そういう形で新たな投資をしても、住民一人当たりの医療費を下げたり、あるいは健康増進するっていうふうなことが非常に今有効だって考えるわけですけども、それについて実施していく考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○町 長

やる気がないとか何とか言われると嫌になるんですけどね。何か特徴として、議員さんの、感想ですよ。反問じゃないですよ。やろうと思ってるの突き壊す癖があるね。じゃないですか。ガタガタガタガタと言って。やっぱりやろうとしているのを育てるようなふうに、質問をして励ましてもらいたいとこんなふうに思います。要望であります。ご存知のとおりさきほどから言ってるの、だからそういうこと言うから、そんないい加減に答えたんですけども、今度はしっかり答えますと高脂血、高血糖、高血圧、これがメタボリックシンドロームの一番根源であるということはお分かりだと思いますし、これがもう大分浸透、正しく取ってるかどうか別で浸透してきておりますし、保健師も各介護予防センター等を使いながら精力的に皆さん集めて、講習をいたしております。結構関心があって出て来る方も同じ方が出て来て絶対出て来ない人もあるんだんですけども、大分浸透は前よりはしてきている。やらないんじゃない、やっているんですね。この高脂血、高血糖、高血圧の中でその高血糖は今言われたように、糖尿病に結び付くということです。それが今の慢性腎炎、そればかりじゃないですね。いろんな脳の病気になるったり足の方も酷くなってくるとえそになったり、手術したり大変なことになって全身が出てくる。だからとにかく糖尿病対策をしなきゃいけないというようなことで、いろんな今、保健師が知恵を絞っていろんなマニュアルを作ったりして、配布したり、努力をいたしております。それに対して更にまたやって、ってちゅうことですから、これまあ健康のことはやってやり過ぎもないと思いますので、鋭意それは持てる範囲の中で、また住民もあんまりそんなことばかりやって嫌にならないように、時折場所を変えたり、またもう一回戻ったり、こんなようなことで考えていきたいと思います。保険福祉課長の方から少しお答えを申し上げます。

○保健福祉課長

保健福祉課の方の体制といたしましても保健師の非常にこういう占める割合は大きくなっているふうに私ども考えております。ただ、国保事業の専門保健師っていうお話でございますけれども、以前にですね、保健師っていうのは国保の保健の施設の保健師っていう、当初は形でございました。で53年にそこが変わりまして、保健師は市町村保健師っていうことで国保以外に町全体みろ、っていうような形で現在はなっております。やはり特に国保の方、保健師等の関わり合いをやれば綿密にもつということで一時ですね、保健師部門で保健師を兼務辞令で国保の関係の方とも兼務した形で辞令を出してたことがございます。したがってそれもまあ一つの方法かなっているふうには思います。それとですね、現在行っている各健診とかいろんな対策については大体、多分がん健診やなんかを見ると大体41%くらいから42%くらいが健診の中での国保の方かなっているふうに思いますし、いろんな健康教室やなんかも各地区でやっておりますけれども、やはりその内47%くらいは国保の方かなというふうに思います。一つの方法として特に現在国保の状況はそんなような形になっておりますので、いろんな方向で保健師にある意味で活躍をしてもらわなきゃいけない部分があるかなというふうに思いますので、そのへんのところは検討をしていきたいというふうに思います。だからちょっと現在25年度に向けてのですね対策というようなことで、現在考えていることだけちょっと申し上げたいと思います。まず、健診の未受診者へのアプローチっていうのをちょっと進めてまいりたいというふうに思います。それから、特定保健指導対象者の予備軍の方に対する保健指導。さきほどの糖尿病みたいな形ですけれども、特に予備軍に対する保健指導が大事だっているようなふうに認識をしております。それから、家庭訪問による健康相談ということで、高齢者は訪問指導事業っていうようなこともちょっと計画をしております、頻回に通院されている主に60歳以上の加入者を対象にした訪問指導を実施をしたいというふうに思っています。国保の関係でもいろんな意味で広報等もですね、しっかりした中で進めてかなきゃいけない部分かな、っていうふうに思っております。それからこれはもう1年ちょっと向こうに行きますけれども、26年度から40歳以上の方5歳間隔で65歳まで住民を対象に受診券方式による歯周疾患予防検診というのを現在実施をするということで進めております。町内の歯科医師さんたちの協力を得てそのへんのところも進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○根橋（3番）

今のご答弁いただいたのは本当にしっかりやっていただきたいというふうに期待をするところでありましてけれども、今申し上げたのはやはり特別のやっぱりそういうプログラム、先進市町村ではですね今言ったことを、今言ったのを活かしながら、活かす上で更にこう実施率を高めるとか。今、進んでいる所ではいわゆるSNSって言いますか今いろんな携帯だといろんな機器を使って、形での自分もそういった自分の健康状態が分かるようなシステムも作ったりしてやってる例もあるようですけれども、いずれにしてもそういうやはりやる気になってもらって住民の皆さんもやる気になってもらう。職員の皆さんもやる気になって、みんなで努力していずれにしても目的はやっぱり医療、健康になって医療費を下げるとかいうことですので、そういった点でやっぱり真剣に今後、町長はどうもやる気のあるようですので真剣にやっていただきたいということを期待してですね次の質問にいきたいと思うんですが。

次の質問はその社協へのですね業務委託の拡大というような質問であります。これは、この話というのは今の話から連続しているわけですがけれども、この町社協は今、非常に重要な組織でありましてこれを町民の方も殆どの方もこれ会費という形でここにお金も払いサービスも受けて、日頃も地区社協でも関わっているということで極めて町民の皆さんにも馴染みがあり、期待している組織であるわけでありまして。ところがです、その町社協のこの活動実態ちょっと調べてみますと、近隣の箕輪だと箕輪町社協とか南箕輪村社協なんかには比べますとですね、これは人口規模から比べてかなり辰野は規模が小さいということが特徴なんです。どういうことかっていうと職員数では辰野は37名なんです、箕輪は76名、南箕輪73名であり、事業活動費を見ますと辰野は1億2,600万円ぐらいに対して、箕輪は2億6,800万円、南箕輪村2億4,800万円ということになっております。更にこの事業、実際には箕輪も南箕輪も介護事業を辰野はやりますので事業費伸びているんですが、しかしその中で町とか村からの受託事業費っていうのを見てみますとね、辰野は約1,000万円なんですけれども、箕輪4,300万円、南箕輪村3,400万円ということになっております。そういった点です、さきほど流れの続きなんです、いわゆる生活習慣と健康的な食生活、こういった事業やっていく上でですね、これはこの事業は社協だけじゃ、町もやらなきゃいけない。町はやっぱりどうしてもそれ企画、立案、それからその成果の点検とかそういうことをやっていくべきだと思うんですが、具体的な対住民との事業なんかはいろんな諸団体との連携が大事だと

思うんですね。そういう意味では社協だとか、それから今、あかりさんだとかそういうNPOさんの団体だとか諸団体とも連携しながらやっぱりやっていくということが極めて大事かと思うんですけれども、やっぱりその中でも一番しっかりし事業規模も大きいこの社協に対する期待っていうのはあるわけなんですね。そういう意味で、さきほどえらい町長やる気で考えるということですので、そうした運動習慣とか健康的な食生活に向けてのさまざまな事業を仕組んでですね、委託事業拡大をしていく点で社協を重要な選択として考えていったらどうかと。それから同時に通告でもありますけれども配食事業の拡大っていうことも実は非常に重要になってきているんじゃないかと思うわけです。今、独居老人の方も増え、この食っていうのは非常に大変なんですね。特に男性だけの独居の場合は極めて深刻でありまして、そういう意味ではこの食、配食事業の要望は段々増えてくるだろうっていうふうを考えられ、この関連業界では非常に伸びる部門ということで今、位置づけがされてるかと思います。そういう中でこの配食事業は単に食事を届けるっていうだけではなくて、そのことを通じてやっぱり食生活もやっぱりそこでサポートしていけるという学校給食がそうであるようにですね、この高齢者の皆さんへの配食事業っていうのはそういう側面を持っております。と考えるわけですね。だからそういう点ではこの更にこういった事業を広くやっていくことによってこれを、これをやる際にはやっぱり事業として成り立つような仕組みを考えてやっぱり社協にも提案していくべきだと思うんですけれども、そういったことを通じて新たな雇用も生まれまますし、地域経済の活性化にも繋がりいろんな点でプラスになっていくんじゃないかと思うわけですが、こうした部門の拡大について受託を委託を増やしていく考えはないか。これについて例えばさきほど申し上げましたけれども、箕輪も南箕輪も人数は辰野より少ないですけども300、約360何日っていう形でほぼ1年この配食やっているんですね。だから今それは主に昼食なんですけれども、これからは夜、夕食なんですけれどもこれからは夜、夕食も欲しいっていう方も段々増えてきているっていうことで、これ非常に大きなビジネスチャンスのある部門だというふうに私は認識しておりますし、まごまごしてると民間企業の方が入って来たりしていろいろになってくるんじゃないかと思っているんですけれども、いずれにしてもこの部門に対して社協としてやってもらえるような形で委託できないかっていうことと、更に買い物弱者対策っていうのが、これもいろいろ深刻になってきておりましていろんな所がいろんなことでやっているんですが、こういった配達事業やりますとですね、御用聞きと言いますかそういうことができ

ますので、いわゆるオンデマンドじゃないですけども、需要に応じた日用品だとか食料品の配達事業もセットで組み込んでいけば、これも大きなビジネスって言いますか、と同時に高齢者の皆さんの生活を支援していく点では有効かと思うんですけども、以上の点についてどのように考えておられるか伺いたいと思います。

○町 長

概要を申し上げまして、あと社協の方から事務局長からお答えを申し上げます。要点は辰野で今やっている社協の仕事、もう少し膨らめていけると、こういうようなことだと思います。社協だけで賄えませんからまた町から出費ということになるでしょう、おそらく。結局、受託ような形、あれも出せ、これも出せ、こっちも出せ、あっちも出せ、しかも国保の足りない分も出せ。入ってくるは、減ってきているわ、っていうことでね、大変なんですよこれは。しかしバランスを見ながらそれは皆さんのお金ですから有効に利用するには、こういった要望が強ければ強い所へまた時代の要請の方へやっていきたいという事は考えております。買い物弱者対策の中で今、食事の方の問題も出ましてその1点だけを捉えてみますと、配食ですね。民間ともおっしゃいましたが実際そのとおりで、もう既にセブンイレブンあたりでもやると。特定名出しても悪いんですけども、要するにコンビニエンスストアでやるようにもなってきている。また、町の業者もやっていただけるし、またボランティアもやってくれている。社協ももちろんやっている。こんな団体の中で連携を取りながらまた膨らめることは膨らめていかなきゃならないだろう。こんなふうだと思います。ほか、たくさんの方がいますので同じことを答えてもいけませんので社協の方からお答えを申し上げます。

○社会福祉協議会事務局長

現在、社協で行っている内容について報告したいというふうに思います。現在、社協の方では町からの受託事業ということで、一般の高齢者の介護予防事業、これは各地区の公民館なりコミュニティーセンターで、いわゆる介護予防ということでさきほど議員が言いましたように、健康をそれ以上悪くしないという意味も含めて身体づくりに、行っていると。また二次予防ということで町の老人福祉センターであったり、小野の介護予防センターで行う事業もやっております。あと、在宅介護者リフレッシュ事業等につきましても、やはり介護している人たちがある程度健康でなければいけないという部分でのリフレッシュ事業等も行っておりますし、シニア運動教室等も受託事業の中で老人福祉センターの方で行っております。年々そういう事業は増えております。それで社

協独自の事業というのもありまして、一人暮らしの高齢者にやはり寝たきりにならないための運動なり、またいろんな事業への参加を呼びかけてあったり、あと老人福祉センターで行っております高齢者教室、また同好会等への参加も呼びかけております。あと、福祉機器が社協の方にあります。これらに参加をしていただいて機器を使いながら健康保持に努めていただくということも行っております。あと、配食事業につきましては町、また社協、民間等での弁当の配達等を実施しているところでもあります。それとふれあいサロンというような各地域からの参加者を呼びかけて社協の方で行っている事業に昼食を提供しながら、食の提供を行っているということもあります。あと買い物弱者等については今後、デマンドタクシー等の導入があればそれらに付随しながらまた買い物の需要が伸びてくるのではないかとというふうに考えております。いずれにしても町との連携を強化しながら、いかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○根橋（3番）

社協の事業について説明があったとおりでやってないということを行っているわけじゃなくて、私の申し上げたかったことは更にですね町から、町が予算を措置をしながら社協に更に事業を委託していくような形を今後検討していただきたいということでありまして、その際くどういようですけれども何かやっぱり1つのビジネスとして成立するような形でやはり提案をして、その中のどうしても負担できない部分があればやっていくってというような形で全部町がみるというような発想には立っておりません。「あれもこれもやれ、できねえじゃねえか」っていうそういう今、意見がありましたが、答弁がありましたけれどもそういうことではなく、やはりきちっとしたビジネスとして成立するような、内容はやっぱり町がやっぱり大事なことは頭を使ってですね仕組んでいくということを提案をして、ここで即答できないと思いますので是非今後、来年度に向けては検討していただきたいと思うわけです。最後にですね社協のその事務局体制、これらを進めていく上ではとても今の役員体制で、もう不十分ということは明らかでありまして、いわゆる業務執行役員と言いますか、常務理事、あるいは専務理事等の新たな体制を仕組む中でやっぱりこういった事業を進めていくことが必要でありますし、それから今の社協の事務局ですね、非常に狭くってたまにいろいろお伺いしても、身の置き場もないような狭さでありまして、そういった点でも社協のやっぱり事務局、形の上でもそれから人員の面でも拡充強化が必要だと考えるわけです。については伊那市がそうであったようにですね、伊那市は伊那中央病院のあとを活用しまして福祉ゾーンという形

で市の社協が入っているいろんな団体も入っているいろいろやっているわけですが、辰野も是非、旧辰野病院の西病棟を活用、一つの選択肢としてですね活用する中で町社協事務局、それからいろんな関連福祉関連団体、事務局もない所も苦労されている所もありますし、そういった所のやはり皆さんも入るような形でいってみれば、そういう福祉ゾーンとして活用していったらどうかと考えますけれどもそのへんについて町長の見解を最後に伺いたいと思います。

○町 長

福祉事業やって、そんなに儲からないまでもトントンちょっとぐらいのプラスになるような事業、こんなことありゃ最高だなと思います。検討はさせていただきますけれども、やはりある一定の援助がないとそれなりの利益が上がるような状態であれば今だってどこだって店があるわけですし、サービスもあるわけですからとっても使えない状態だろうと。利用者の方が高くなっちゃってね。ということですからいろいろ検討させていただきたいと思っておりますが、西病棟は耐震性だろうということでは言われたかと思っておりますけれども、まだあそこ全体的にまだ把握しておりません。旧病院をまだ運営中に病院移転ということで2、3の業者からいろんな話がありました。その後あるかっていうと今のところないようですが、まだ1、2箇月ですからどんなふうになりますか、またどんな利用があるのか、また地主さんの皆さん方は「そのまま引き続き借りてくれ」って言うんですけれども、やっぱり地代をね年間、町のものじゃありませんので払わなきゃいけないし、それを払っての営業が、あるいは何かすることが成り立つかどうか複合的に相当検討しないとかならんとお思います。町としましてはそういった使い方もあるでしょうけれどもいろんな多角的な中で検討させていただきたいと思っております。まだ、決定はいたしておりません。以上です。

○根橋（3番）

いずれにいたしましてもです、今もまたくどいようですがけれどもその事業、そのビジネスとして成立するところあるからやってるわけですが、そこはやっぱりどうしたっていろいろ問題があるわけですね。それは食生活の改善だとか、さきほど社会保障なんていうふうな概念が入る余地がまったくないとは言いませんけれども、ない形で民間は入ってくるわけですから、そうではなくてやっぱり本来の社協っていう、まさに文字どおり社協としての立場からやってもらえるような仕組みを町が考えて欲しいということをお申し上げていることを最後に強調しましてですね、また病院の西病棟についても是非

精力的な検討をしていただいて、そういった要望にも応えていただければということをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は3時20分といたします。

休憩開始 15時 15分

再開時間 15時 20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席9番、成瀬恵津子議員。

【質問順位6番、議席9番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（9番）

それでは通告にしたがいまして2項目について質問いたします。はじめに新辰野病院について質問いたします。辰野病院が新築移転して診療が始まり、早2箇月が過ぎました。町内はもとより、町外の方々が待ちに待った新病院であります。身近な医療機関として多くの方に利用していただきたいと願っております。先月長野県に加藤副知事が女団連の総会に講演のため来町された折、新病院を視察され、講演の中で「本当に素晴らしい病院です」とのうれしいお言葉を述べられておりました。町民の方と、いろいろな場所で話をする中でもとても評判が良く、うれしい限りであります。私自身、辰野病院を支援する会、「きずな」の一会員として地域医療は地域で守るという思いで少しでも何かお手伝いし、支援できることがあれば働かせていただきたいと考えております。そこで質問いたします。移転新築して2箇月半余りが経ちましたが、通院患者、入院患者の人数は新辰野病院への流れは、旧病院辰野病院と比較してどのような状況かお聞きいたします。

○町長

人数は事務長、教えてください。

○辰野病院事務長

はい。それでは今の質問につきましてお答えいたします。一応、10月1日からオープンということで、9月に引越しをしたわけでありまして。一応7月から11月までの入院外来の患者数をまず述べさせていただきますと思います。入院ですが7月が1,804人。8月が2,011人。9月が1,593人。10月が1,511人。11月が1,926人。外来の患者様ですが7月が5,975人。8月が5,976人。9月が5,065人。10月が6,520人。11月が6,235

人となっております。さきほど申しましたとおり9月の終わりに9月の28日、29日、30日と病院の方3日間かけて引越しをしました。その関係で入院患者さんの搬送が1日でもやらないといけないということで、通常うちの病院、大体65人から70人ぐらいの入院患者様がいますが、9月末の引越しのために患者様を家の方に戻っていただいたりとかしていただきまして、最終的には30名の入院患者ってということで絞らせていただきました。そのためにその影響で9月の時はさきほど申しましたとおり通常よりかやっぱり少なかったんですが、やはり10月1日からオープンしたんですけれども入院の方が中に入ってきて、入院して退院する方の繰り返しの中でいってなかなか元の数に戻らないっていう状況が続かまして10月分はやはり、1,511人ということで9月よりもやっぱり少ない状況でした。ただ、この数字につきましても10月の終わりにきましたら入院患者数が60人、11月に入りまして段々伸びまして現在71人ということで当初、旧病院の数に戻ってきております。したがってさきほど申しましたとおり11月分につきましては1,926人ですか、そういう数に戻りました。ただ辰野病院なんですけれども看護師不足になっておりまして、どうしても病棟の看護師が不足するものですから、この70人を超えるっていうのはなかなか厳しい数字になっております。ですので当面1,900人ぐらいを前後する数字でいくと思います。外来の方ですがこちら、お陰様でやはり町民の皆様、皆さんから関心を持っていただきまして、このさきほど申しました10月分の数字ですが、6,520人。これは9月分の数字から1,500人ほど多くなっております。また8月分の数字から見ましてもやはり、600人ほど多くなっております。数字、パーセントでいきますと、8月分の数字でいくと109.1%、あ10月が109.1%。11月が104.3%です。9月の数字でいきますと10月が128.7%。11月が123.1%ということで外来の方は9月の数字を見ますと約20%から30%患者様は伸びております。10月、11月さきほど10月は6,520人、11月が減りまして6,235人と申しましたが、11月が診療日数が1日少ないものですから、その分を加えますと大体10月と同じ数字ですね。6,220人から6,250人そういう数になっております。それが現在も続いている状況です。以上です。

○成瀬（9番）

さきほどの説明、外来の方は増えているということで本当にうれしいと思います。私もその「きずな」のボランティアでそのボランティアの案内で入り口に立っていましたら、「岡谷から辰野病院が新しくなったので岡谷から来ました」とか、今までは町外の方で「今までは違う病院にかかっていた辰野病院にかかったことがないが、新しくなっ

たので初めて来させていただきました」って話かけてくださった方がいまして本当にありがたいなと思っておりますが、さきほど患者数を言うていただきましたが、そのまだ町外からの患者が増えているとか、そういうことはまだ分かりませんかでしょうか。

○辰野病院事務長

今、調べているとことです。

○成瀬（9番）

あっ、そうですか。はい、分かりました。次にその地域の病院として町内外の多くの皆さんに信頼され、安心してかかれる病院を目指すためには病院の、病院にかかる皆さんのご意見、要望などをしっかり聞いていくべきだと思います。さきほども言いましたが案内で入り口に立っていますと、声をかけてくださる中には結構、病院に対しての要望とかご意見を言うてくださる方も多くあります。「こういうところをもうちょっとこうだったら良かったね」とか「こういうところは本当に良かったとか」いろんな意見を言うてくださいますが、旧病院ではこの皆さんのご意見とか要望を入れるボックスがありました。今回の病院はまだ今その皆さんのご意見とか要望を入れるボックスはまだ設置してないようではありますが、是非このボックスは早急に用意していただき皆さんのご意見とか要望を聞いていただけたらと思います。また今後、この皆さんのご意見とか要望はどういった形で聞いていくのか、またこれは町内の団体の役員の皆さんと懇談する中で要望が出されたことではありますが、「ここで新病院がスタートしたので一度『広報たつの』の中に新病院に対してのアンケートやご意見、また声の欄を町民の皆さんから聞くことのできるような用紙を是非入れて、その来院した折にこのボックスに入れてもらったらどうか」という意見がありました。やはり辰野病院に対しての思いが皆さん深いのでいろいろご意見を出してくださっていると思います。これからも更に皆さんの声が届く病院を目指してもらいたいと思いますが、こういったことに対しての町の考えをお聞きいたします。

○町長

それでは質問順位第6番の成瀬恵津子議員の質問にお答え申し上げます。病院につきましては今、事務長のいったとおりの推移であります。それから意見の要望書ということですが、ご意見箱も設置してあると思いますけれどね。それでご利用をいただきたいと思えます。なお、町のホームページだとか病院のホームページからメールを送るといような方法もあります。受け付けますし、当然受け付けますし。手紙、あるいは電話

等でもご意見は事務所の方でお聞きして適宜対処するようにいたしております。『広報たつの』に全員に意見書を付けて、その人が病院に来られた時に入れていただくという方法も良いんですけども、それはそのことだけを集中して拡大して考えたこと、段階じゃないかと思いますが、来られる方は今のこのとおりですからね。持ってくる方は。来る患者さんが入院、特別持って来てくれる方もあるかと思いますが1,000人か2,000人ぐらいなんでしょうね。あるいはまた外来では6,000人、これ延べですからね、延べですから。6,000何人が毎日人が変わって来るわけじゃありません。それに7,300世帯、4,400世帯の所へ全員に意見書を付けるというのもですね、実際に書いて出す方はその中の何%っていう形になると思います。ですからそういった用紙の無駄って、それを僅かなことでしょうか。いうことや何かから考えてみますとやはり病院の所へ書く紙も置いておいて、鉛筆も置いておいて、あるいはどっかへ持ってって書いてそっと投函できる、こんな方法が良いんじゃないかなというふうに思います。いずれにしましてもご意見、ご指摘のとおりでありますので吸収しながらできるだけのことを、できる限り取り入れていきたいとこんなふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○成瀬（9番）

少し前に「ボックスは、以前置いてあったような意見とか要望を入れるボックスは今度新病院の方に置いてありますか」とお聞きしましたら、「まだ、置いてない、設置してない」って言われたんですけど。どうなんでしょうか。

○辰野病院事務長

はい。以前の病院にはご意見箱が1階の待合室、あと病棟の方にそれぞれ入れておりました。ただこれはちょっと古かったものですから、ここで替え直しまして、今は設置してあります。ラウンジの方と待合の方に設置して用紙と鉛筆も用意してございます。

○成瀬（9番）

じゃあ、今は設置してあるということですが、結構その中には皆さんの要望とか意見はもう入り始めておりますでしょうか。

○辰野病院事務長

まだね、まだ入っておりません。前の病院の時もやはり定期的に開けて中を確認したんですが、やはり意見の方はあまり入ってなかってんですけども、その入っていた意見につきましては、できる限り対応できることはやっておりますし、今回もご意見等

で入れていただいたものにつきましては、できる限り対応したいと思っております。

○成瀬（9番）

そのきずなのボランティアで立っていました時に結構、新しい病院になったので皆さん関心があるらしくて、意見、意見とか「こうだったら良かった、ああだったら良かった」とかそういうことを言うてくださるんですけど、例えば1つの例としてトイレなんですけどね、トイレ、ここがトイレっていうのを普通横にこういうように出ればうんと分かりやすいのが、壁にくっ付いているのでトイレが分かりにくくて「お手洗いはどこですか」ということをうんと聞かれたっていうことがあるんですけど、ちょっと病院の方にお聞きしましたらそれは設計のあれで、今こう横に出ることはないっていうことをお聞きしましたので、またそのあと「トイレはどこですか」とってちょっと横に出れば分かりやすいのについていうことを言われた時に「今はそういう設計の段階でそういう状態です」とっていう説明をさせていただきましたけど、皆さんいろんなそういう意見とか声の欄なんか今後またいろいろそのボックスの中に入ってくると思いますので、それに対しての対応をまた病院側として、対応していただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。次に3番目といたしまして辰野病院を支援する会、きずなの活動してさきほどから言わせてもらいましたが、いろんな要望が出ている中の1点であります。病院の入り口、この来院される方々といろんな会話をさせていくことがありますが、その中でとても貴重なご意見出される中で「役場と病院の駐車場に優先駐車マークを表示して欲しい」との声がありました。これは結構多くあったので、これを1つの声として挙げさせてもらいましたが、「役場に来て駐車場がいっぱいで停める場所がない時があつてグルグルグルグル回って駐車場を探してとても困った」という声がありました。また「病院も駐車場が今回本当にとっても広くなりましたが、この入り口近くに停められるようにして欲しい」という意見がありました。これは普通の方って言うか、これは小さな子どもさん連れや妊婦さんからの声であります。マタニティーマークだけでなく、マタニティーマークっていうのがありますけど、マタニティーマークだとそれは妊婦さんだけになってしましますが、現在は身体障がい者の4人に1人が外見からは障がい分からない、内部障がいに罹っている方が多くいるそうであります。そういった方々が一々説明負担の軽減をなくすために最近では、障がいを大分類し、いろいろなマークを制定しております。例えばハート・プラスマークとかベビーカー使用車、マタニティーマーク、また杖を突いている方のマークとかいろんなマークがありますが、こ

これらのマークを「思いやりマーク」と言うようではありますが、岐阜県や埼玉県などではこの優先駐車マークにおいて独自のマークがあり整備事業に取り組んでいるようでもあります。是非、身体を守らなければならない方々のために、この思いやりマークを標示、役場の駐車場とか病院の駐車場とか公の駐車場に標示していただければ、標示すべきと考えますが町の考えをお聞きいたします。

○町 長

ご指摘の駐車場に対する優先マークではありますが、確かに今の障がい者の特に車椅子のマークですね、あれだけですと車椅子使わない障がい者もいるし、また今のようにお腹が大きくなってマタニティーの方、障がい者じゃないじゃないかと、いろんなことが各地で発生しているようでもあります。したがって同じマークの中へあんな大きいマークを1つだけ必要ないんで、4分類、あるいは6分類ぐらいして該当されるような良い図示もありますので、町も検討いたしております。それをある一定の台数確保して「車椅子じゃないのにそこへ置いた」と言われる。一々皆に言って「おれはこうだぞ」って言うわけにはいきませんので、ある程度は認める。それでも特に心臓疾患でペースメーカーとかいろんな方は何ともなく歩いていますから「何だあの人は」って言われることもあるかと思えますけれども、そのへんは完璧にはいきませんが今よりはずっとこういった種類別、種類をたくさん描いた絵を置いとくと、ああ、いろんな方の形の人がそういったことがあって停めるんだな、ということが分かると思います。検討中ですので、後日適宜、良いマークを作ってまた標示したいとこんなように思っております。町の役場の方もそうしたいとこんなように思っています。

○成瀬（9番）

今、町長から検討中ということで本当に前向きな答弁いただきましたので、是非よろしく願いいたします。これからさき地域医療を目指す病院として患者さんがかかりやすい病院として土台の強い病院にしていくべきだと思います。そのためには地域の皆さんの声が届く病院として良い意見、良い面はドンドン伸ばしていただき、また意見要望の中で指摘された部分はしっかり受け止めていただき、改善していくことを要望いたしますのでこの質問は終わります。

次に辰野町キャリア教育推進プラットフォームについて質問いたします。辰野町は社会的職業的自立に向けた必要な基礎能力や態度を育てる辰野町キャリア教育推進プラットフォームを設立いたしました。県の中では、辰野町は早い方の設立のようではありますが年

度内では調整研究で課題の洗い出し、次年度以降は事業推進の方策を決め、町ぐるみの連携で子どもたちの発達段階に応じた支援を進めていくということであります。県ではこのキャリア教育推進事業について「社会的に自立した人材を育成するため幼保、小学校、中学校、高校一貫した指導を行うとともに家庭、地域、産業界が学校のキャリア教育を支援する仕組みを構築する」とあります。このキャリア教育推進事業について、今後どのようなことをやっていくのか、目的がいまいち良く分からないという保護者からの声がありました。そこで質問いたします。この辰野町キャリア教育推進プラットフォームを進めていくためには、まずこの推進事業について地域、家庭、学校、各企業、商店等がきちんと目的と内容を理解し、協力していただければ進められないことだと思います。その点について町の考えをお聞きいたします。

○教育長

それではお尋ねのキャリア教育推進プラットフォームについてお答えをしたいとこんなに思います。進めるための地域や家庭、学校、企業等の理解や協力はどうかということ、目的はどうかと、こういうことではありますが、目的は今議員さんおっしゃられたように、社会的な自立、職業人としての自分を確立するというのが一番の目的であります。それにつきまして、学校の方にはですね文部科学省や県からキャリア教育の推進のための手引書みたいなものがそれぞれ送られてきておりますので、その手引書を見ながら各学校のキャリア教育のカリキュラムを作るということが学校のまず第一にやることかな、こんなように思っているところであります。既に今年度は各学校へキャリア教育の担当の係りの先生を置いてくださいということと、各学校のカリキュラムを作ってくださいということをお願いしてありますので、もう既に学校側ではこれができている学校もあるし、今作りつつある所もあるかと思いますが今年度中には各学校の教育が、カリキュラムの計画が全部できあがると、こういう運びになっております。また企業とか商店の側の方々にとってはですね、まだ理解が進んでいるとは思えないところもありますので、これから先どのようにするのかということ、ご理解をいただいたり、また研修をしてどんな支援をしてもらえるのかとか、それから依頼をしたり広報をしたりですね、していきたいと思っております。先般、ほたるチャンネル用のプロモーションビデオも作りましたので、その内にまたほたるチャンネルでも流れるかとこんなふうに思っておりますが、そういったことで広く皆様のご協力をいただきご理解をいただく中で、町中皆が揃って子どもたちの社会的な自立、職業的な自立を進めていきたいと、こんなに

思っているところであります。最もキャリア教育のカリキュラムにつきましてはですね、学校側では全く新たなものを作るということでなくて良いというふうに国も言っております。既に、今やっている学習の中にキャリア教育っていう名称でまとめればまとめられるものがいっぱいあると。だからそれを自分の学校としてどういうふうにまとめて計画を作るのかということやいなさいと、いうふうに言っております。もちろん新しいものを入れても良いわけですけども、そういうことですのでそんなに新たなものを構築するということではないというふうに考えております。主に社会科の勉強の中ではどこがそうなのか、理科の勉強の中ではどこがキャリア教育に値するのかというようなこと。それから更に進路指導の中で職場実習をどうするかとか、職業講話をどうするかとか、あるいは福祉ボランティア教育をどうするかというようなことがこの中に含まれてくれば良いというふうに考えておりますので、全く新たなものではなく今までのものを集大成する形の計画を作る。こういうことであります。

○成瀬（9番）

このことについてこのキャリア教育推進プラットフォームのことについて、保護者の方々への説明はどこかのところでなされたんでしょうか。

○教育長

町としては今のところ行ってはおりませんが、各学校ではやっている学校があるかもしれない。ちょっと確認してありません。えっ、以上です。

○成瀬（9番）

このことについてまだちょっと理解がなされていない面もあるようでありますので、まず保護者の方々へ各学校で説明して、説明する場を設けていただけたらと思います。またこれ企業とか商店の方たちに、協力していただかなければならないんですがこの企業とか商店の方たちは、これは各々、手を上げて参加してもらおうっていうことでしょうか。

○教育長

辰野町の場合は今までは学校支援地域、何だっけ、学校支援地域本部事業の中へ、キャリア教育部会という部会を作ってこれに対応するように考えました。そこで、この部会の中へ新たに企業の代表の方とか、商工会の代表の方とか、JAの代表の方とか、また、役場の産業振興課の方とか、そういう方を入れていただいておりますので、そういうところから徐々に理解、ご理解をいただきながらやっていきたいと思っております。もちろん職場実習などについては、手を上げていただくということで広げていきたいと

考えております。

○成瀬（9番）

そうしましたら年に何回かとか、企業の方とかそういう商店の方に集まっていたいでいろいろ皆さんと知恵を出し合い検討して、そういう会合は今後何回かやっていくという形でしょうか。

○教育長

仰せのとおりそんなことをやって、ご理解をいただきながら良い職場実習になるように考えていきたいと思っております。

○成瀬（9番）

はい、分かりました。これ次に2番目の質問であります。年度内は調査研究ということですが、次年度以降は町としてはこの事業推進をどのように進めていく考えかその計画をお聞きいたします。

○教育長

まず、一番企業の皆さんや商工会の皆さんにお願いしたいことは職場実習をする、職場の開発をするということですので、さきほど来、申し上げておりますように開発にあたる、理解をいただきながら手を上げていただき「俺の所、良いよ、来てくれや」という所を大いに登録を進めていきたいということ。それからより良い実習にするために実習の方法の研修とか研究とかいうようなことも進めていきたいというふうに考えておりますし、また今でも既にやってるんですけども学校と商店街やなどとのコラボレーションと言いますか、辰高が行っているような商品開発でありますとか、空き店舗の利用でありますとか、というようなことも大切なキャリア教育の一部だというふうに考えております。また、中学でも県内からマーチングのチームを集めてえびす講のイベントと一緒にいうようなことやっておりますので、そういったことも大切なキャリア教育の一環だというふうに思っておりますので、そうしたことを徐々に進めていきたいとこんなふうに考えているところであります。

○成瀬（9番）

はい。今計画をお聞きしましたがこの事業を推進するにあたり課題とか問題点が結構山積していると思っておりますが、今後この推進する中でどういったことが課題とか問題になってくるかお聞きいたします。

○教育長

教育を行う、学校側の問題点と、それから受け入れてくださる企業側の問題点と、両方あるかというふうに思いますが、企業側の問題点は今このですね経済の厳しい中においてですね、実習生を丁寧に受け入れてくれる企業がどのくらいあるかということがまず1つ問題点だと思います。経済的に余裕がある時ならばね「いくらでもどうぞって」こうやってくれるかもしれないけれども、非常に今のような厳しい状況の中でドンドン受け入れてもらえるかどうかということが1つ問題かと思っております。それからまた学校側におきましてはですね、既に今でも非常に過密なスケジュールの中で教育課程をこなしてるわけでありまして、更にですね今現在中学2年生の実習は2日やっただけなんです。全国的には2日じゃとっても足りない5日にしろって、5日やっってる学校も全国の中にはたくさんあるんですけども、5日間分の実習をするだけの時間を生み出せるかどうかということ、これは非常に難しいことだというふうに思っております。もしそういう計画で是非やりたいということになれば、例えば夏休みを利用するとか、そんなようなことも考えなきゃいけないのかなというふうに思っております。そのへんが双方側の問題点かなと。

○成瀬（9番）

はい、分かりました。次にこのキャリア教育推進事業に対する評価であります。この評価を今後このするのか、評価というものはしないのか、するといたしましたらこの始めてからどのくらいでこの評価というものをするのか。またこれは生徒一人ひとりに対する評価なのか、学校全体の評価の仕方になっていくのか、その評価の仕方をお聞きいたします。

○教育長

評価も当然しなきゃいけないと思っておりますけれども、具体的な計画は今まだできていませんが、考えられることとしては関係者の評価、関わった人たちの評価、関わった人たちから評価をしていただくということが大事かなと思いますので、学校支援地域本部事業の中におきましたキャリア教育部会の部員の皆さんからどうであったかを、お聞きするとか、あるいは各学校のキャリア教育の担当者からどうであったかと、お聞きするとか。それから実習をしてもらえたとすれば実習先の事業所からどんなふうであったかということの評価をしていただく。そしてまた実習に行った児童、生徒、まあ生徒だと思いますけど、どっちも、あるいはこの組織の中には高校生も一緒に辰高も一緒に

入っていただいておりますので、高校生も評価の対象になろうかとこんなふうに思っております。それから実施したあれですね、職場実習も事項であるとか中身であるとか、それから職場が開発された数であるとかですね、そういうことも評価の中には入るかなとこんなように思っております。とりあえず、その中からいくつかを選んだ形で評価ができるかなと思っております。時期につきましてはちょっとまだはっきり考えておりませんが、職場実習が終わった間もなくの段階でやらなければならないこともあろうかと思ひますし、年度終わった時に考える評価もあろうかと思ひますので、そのへんはまた精選していきたいと思ひています。

○成瀬（9番）

この評価が出て来た場合、これは公表するのでしょうか。保護者の方たちとかそういう方たちに。

○教育長

できるだけそういう形で何らかの形で公表はしたいと思ひております。

○成瀬（9番）

次の質問であります、さきほども職場体験のことがでましたけど、この職場体験もこのさきほど言われましたがキャリア教育推進事業の一環であります、現在この職場体験は中学校だけ、多分、中学校だけでしょうか。

○教育長

高校もあります。

○成瀬（9番）

高校もやっておりますか。はい。で職場体験学習をやっておりますが、この受け入れてくださっております企業、商店の皆さまには本当に心より感謝いたしております。町内の企業、また商店等、何社ぐらいの体験学習に協力して下さっているのか、またこの年々この協力して下さっている企業は増えていて下さっているのか。でまたこの職種、どんな職種に生徒は関心が多く集まっているのかお聞きいたします。

○教育長

中学生であります、中学2年生が主に行っているわけではありますが、2年生全部で160人いますが、およそ160人おりますが、今年行った職場の数が55ありました。55の職場へ160人が分かれて行ったということですので、1事業所あたり平均、単純に平均すれば3人くらいというふうになるわけですが、中には1つの職場へ集中して

しまつてそんなにたくさん受け入れられないからってということで、くじ引きしたか何かで人数を制限したところもあるようですが、そしたら私の行きたくない職場へ行っちゃったというようなこともあったようでもありますので、なるべく職場の数を増やして自分が行きたいと思う職場へ行かれるような、そんなふうに考えていきたいと思ってますので、職場で手を上げてくださる方が今の55事業よりもっと増えるとより良いかなとこんなふうに思っておりますし、また辰野高校の方ちょっとお聞きしてみたところですね、普通科の子どもは「ずく出し修行体験」という名前でやっているようでもあります。3日ないし7日、希望者がやっているようでもあります。それから商業科の方はですね、インターンシップっていう形でおよそ1週間くらいやってる。これも希望者がやっているようでもあります。したがってこの普通科と商業科の今年やった希望者の数は18名であつたそうです。18名。それで、11の事業所へ行つたというふうに聞いておりますので、高校の方が事業所名は少ないとこういうふうになろうかと思いますが、これも高校の場合は自分で職場を開拓したということですので、行きたい所を自分で探して来てそこでやったということですので、これはとても良いあり方かなというふうに思っているところであります。以上です。

○成瀬（9番）

さきほど質問しましたが、大体生徒の皆様はどういった職種に関心多く持っているのでしょうか。

○教育長

さきほど質問されて失礼しました。いい落とししました。保育園の実習なんかが多いですね。それから消防署の体験実習が多いですね。それから図書館、美術館といったような所が大体多いような気がいたします。町の役場の中へのいろいろな組織の所、例えばほたるチャンネルの所へ来て一緒にカメラを担いで歩くとかというようなことも人気があつたようでもあります。はい。

○成瀬（9番）

この農業関係の体験学習っていうのもやっておりますでしょうか。

○教育長

農業は、農業関係は小学校がですね、先日の質問の時にも言いましたけれども小学校の5年生が田んぼを作る学習を大概やりますので、職場実習と言うか、むしろ農家の人に来てもらつて一緒に学校の田んぼを作るというような形が、農業については主だと思

います。田んぼに限らずサツマイモを作るとかジャガイモ作るとかというようなことも学校の畑やなんかを使って、来ていただいて教わりながらやるという形が多いと思います。それも大事なキャリア教育の一環だというふうに考えます。

○成瀬（9番）

本当に職場体験の中にこれから若い人に農業なんかにも少し関心持っていただけたら良いなと思いで今、農業の体験学習もやってるんでしょうかっていう質問させていただきました。この体験学習をやられたあと、各学校、生徒からそういう職場で体験やった感想なんかは出しているんでしょうか。

○教育長

中学の方では当然それは既に今までもやってることだと思いますけれども、キャリア教育としては今まではそれにはタッチしてなかったんですけども、さきほどの評価の中でそういったものも織り交ぜながら、また皆さんにお示ししたいと考えております。

○成瀬（9番）

是非このキャリア教育はしっかりした形で進めていただきたいと思います。キャリア教育推進事業はしっかりこの枠組みを作り、組織化していかなければなりませんので、問題点も今後さきほども教育長さんの方からありましたが、問題点も山積しておりますが、今の中学生、高校生は21世紀を担っていく子どもたちが何のために勉強するのか、また何のために働くのかを学ぶためにもこの事業を地域全体で共同して取り組んでいく必要があると思います。これからもまた是非、また地域の皆様に協力していただきながらしっかり取り組んでいくべきと思います。質問を終わります。以上です。

○議 長

進行いたします。質問順位7番、議席12番、三堀善業議員。

【質問順位7番、議席12番、三堀 善業 議員】

○三堀（12番）

それでは通告にしたがって質問してまいります。7人目で多分最後になろうと思いますけれども6人の質問を私、一所懸命聞きながら勉強しましたので大変疲れました。いくつも私の中には項目がありますが、多分町長も疲れているんじゃないかなと思っておりますので、できるだけ整理してあまり時間の取らないように進めてまいりたいというように考えます。3点ほどありますけれども、前にも関連のようなことをお聞きしたことがあります。内容はまた違いますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

町、辰野町だけでなく、どこの市町村でもそうでしょうけれども各区に公民館というような、あるいは集会所とかっていうような形のもものがたくさん建てられていると思いますが、大分年限が経ちますので老朽化し、既にもう廃屋状態のような所も中にはあるというふうに聞いております。そうしたコミュニティー施設は建て替えの時期が来ている、そこへ何て言いますか丁度、このとこ数年の間に世代間交流とかあるいは介護予防というふうな名を変えた形でもって建て替えられた施設は数多くあります。その数多くあるわけですけれども、その施設が十分に活用されているかどうか。やはり町の声の中には実際に「ただ箱物建てただけじゃないか」というようなことを言う人がおりますので、やはりそうしたことは実際にもう見なくてもものを言っている人も中にはいると思います。そうしたことをやはり払拭するするためにも、是非こういう機会にしっかり介護予防、あるいは世代間交流の意を持って活動しているというところを紹介していただきたいと思いますが、私にはよくそのへんの内容が分かりませんのでそれをお聞きしたいと思います。新しく建てられた世代間交流施設、あるいは介護予防施設は十分に活用されているかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○町 長

それでは質問順位7番の三堀善業議員の質問でございます。ご存知のとおり介護予防センター各地へ国の補助を有利にいただきまして、造らせていただいているわけですが、介護予防ということでもありますし、また地域コミュニティー、どうしてもなきゃならないそういった場が大分老朽化してきたと。まあまあ使える今後も使えるだろうかバリアフリーになってないとか、いろんなことが問題がありまして、それじゃ介護予防センターという形もその中へ包含できるようなコミュニティーにして介護予防センターも造ろうと、こういうことで今進めて来ております。最初は平成15年小野の憑の里から駅の横の所ですね、始まりまして、現在新築が16施設、改築が17、合計33のものであります。本年度の予定も一部含めております。というところで有効利用ということですが、これは区長さんや地域の総代の皆さん、分区長とか常会長とかありますがそういった要望に基づいての声が多く出て来ておりますので、当然、造りますとそれを有効に利用していることは間違いないとこんなように把握をしているところであります。また図書館等の横へも世代間交流施設も前へこうはみ出して4分の1円形みたいな屋根を出したわけですが、あれもAVブース、オーディオビジュアルのブースも取り、パーソナルコンピュータスペース、インターネット等々の設備もあり結構若い

人から小中学生、高校生、学生から一般の方もまた、高齢者の皆さんも来て相乗効果の中で利用するも増えていると、こんなことであります。各地の方もいろんなことで一つ、やはり障害になったことがクリアできたことによって来る数が増えたという所もあります。敬老会等々来やすくなったんで若干増えてきたぞという所もあります。いずれ私どもは有効利用がされているとこんなように思っています。担当課長からもお答えを申し上げます。

○保健福祉課長

平成15年から只今、町長申し上げましたとおりに合わせて33施設っていうものが本年度末までにできる予定でございます。先日、介護予防センター、国の補助を使って建てた建物の利用状況っていうものをちょっとお願いして出していただきました。半年分の中で見ましたところ、どの施設もですね介護予防事業はもちろんですけども、その他高齢者事業っていうことで老人クラブが使ったりとか、敬老会で使ったりっていうようなことの利用もされておりますし、その他各区、また分区だとか耕地、それから各小路で十分に活用されているのではないかっていうようなものが見取れるような実績内容でございました。なお、最近段々段々33施設もできてますので最近建てる建物が以前のように各区の単位から段々段々、各分区だとか小路だとか、それから耕地単位の比較的1つの施設の枠の中の世帯数が少ない所に、所は新築、また改修をしているというような状況がございます。そうした各地に小さな施設が小さな単位で建物ができるっていうことになれば、これはやはりどの施設もバリアフリーだとか、障がい者のトイレなどを設置しておりますので高齢者だとか障がいのある方も近くで気楽に利用できるようになったっていうことはこれは事実だと思います。そうした面から現在の介護予防センターについては平成15年からでございますけれども、十分活用がされているということでございます。なお、老朽化っていうことでございますけれども改修、また新築した建物については古いものが平成15年ですから、丁度今年あたりで丸10年っていうことだと思いますので、おそらく15年以降に建てたものについては老朽化っていうことはまずないのではないかっていうふうに思います。以上です。

○三堀（12番）

やはり地域コミュニティーが活発になるっていうことは、町の活性化にも繋がるんです是非、そうした形のをしっかり進めていただきたい。ただ、今ちょっとさきほど申し上げましたけれども古いつて言いますか、もうかなり古い、そうしてもうそこに人が

住んでないような地域にある公民館、集会所というようなものの中にはあろうかと思えます。高齢化の時代で段々に人がいなくなって、里の方へ行ってしまった。奥の方にはいないというような所もあろうかと思えます。そうした所の公民館なんかの所への導入できる、できる事業は何かないかということですが、そうすると次のとこまとめて申し上げます。あまり利用されていないというような公民館等の建物を、ほかの用途に何か活用することは考えられないか。もし、何かお考えがあったらお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

介護予防で申しますとこの施設をいくつか建ててきたわけですが、やっぱり地元の熱い熱意等がございますので、介護予防、私どもとしてはその目的に沿ったものを中心にいろいろと活用していただくということになりますけれども、その他の現在古い公民館だとかってということになりますと、ちょっと私どもとしてもちょっと特に考えておりません。

○三堀（12番）

さきほど、どなたかの質問の中にもありましたけれども、町長の方からその田舎暮らしの方の希望のあることもあるんだと、というようなことを言われました。そうしたことを考えますと、いわゆる夏の間の別荘というような形、長期の休暇を取って来期一つまとめる仕事をそこで静かにやろうとか、あるいは家族で休暇を取ってそこで都会から閑静な所へ行って、短期間の別荘代わりに使いたいとかいうような形。あるいはその退職されてる先生方、教員免許を持ってられる方々の中には体の自由が利く方も時間の自由が利く方もいると思えます。そうした方をお願いして、休みの、長期休みの時に都会の子どもたちや、あるいは違う地域の子どものみだけでなく地元でも結構ですが、塾を開いてやるとか。収穫体験をさせる。それで特に都会の子どもたちなんかにはさせたいのは、いわゆる星空を見せる。私、下辰野におりまして、今現在、上辰野に来ました。それだけで星の数がぐっと違って見えてくる。そこらへんも考えますと星空を見せてやりたい。宇宙の夢も広がるんじゃないかというような気がいたします。それから、田舎暮らし体験、これは農家の方と協力していただかなければなりませんけれども、そうした田舎暮らし体験。それから昔はよくやってきましたけれどもスポーツの子どもたちが合宿するという、私も経験ありますけれども合宿ということも良いじゃないかと。そうしたことの利用にそういう施設が、あるいは可能じゃないかということを考えたので

是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育次長

地区の公民館ということでお話がありました。地区の公民館につきましては利用実態っていうものをつぶさに把握しているわけではございませんけれども2年に1回社会教育施設の調査というようなことでもやって、各地区では当然管理をしているという認識はあるわけですし、それぞれその地区の負担と歴史を持って存在しているということを含めて、それぞれの地区の意向も聞きながら、あるいは逆に言いますと利用をしたい、今議員お話のあったように合宿とかそういうような利用をしたいというようなアプローチがあれば当然、然るべきところでコーディネートをするような形になろうかと思えますけれども、各地区の方のお考えを聞きながら対応してまいりたいと思えます。

○三堀（12番）

これ、いきなりこういってなかなかねえ、その答えが出てくる問題じゃないですけども是非そうした広がりの中にも、やはり今後考えていただきたい。更に進めて考えれば今グローバル化している時代ですから地域活性化ということだけでなく、もっともっと世界に広げた、いわゆる世代間交流を国際交流というところまで場を広げるそういう捉え方を今後検討する時代ではないかという考え方を申し上げておきます。それでは次の質問に移ります。

森林環境整備についてということですけども、似たようなものの言い方になっておりますけれども森林の整備、それから森林の整備された環境をどのように考えていくかという意味でございます。岡山県の西栗倉村では荒廃した林業を見事に再生したことで評価されてテレビで紹介されました。今、大きな成果を挙げて地域の産業として活気づいております。雇用も生まれているようです。森林の整備、造成はかなり長いスパンでものを考えていかないとできないわけですけども、その目標には数値を設定することが必要だと考えます。例えば10年の計画を立てた時に3年目には20%、5年目には40%、7年目には80%っていうようなそういうそのいわゆる数値目標を定めるべきであろうというふうに考えます。私環境審議会にいったことがありますけれども、その委員長をされてた山寺先生、大変立派な先生ですけども先日もちよっとお行き会いしたことがあります。「3年後には目標に定められたその数値にならないといけない」という言い方をされました。ですから今申し上げたように2年目、3年目には20%の目標を立てておいたらその数値にならないといけないという意味を言われたと思えます。そこでその山

林整備といってもいろいろな事柄があろうと思います。数値目標がどうなっているか、
どういう設定をされているか。里山整備は何年、何ヘクタールだとか、何年間とか、ま
た林道作業道は何キロメートルにするとか、あるいは野生動物との棲み分けの対策とし
て餌となるようなドングリだとかそういうものの植林を何ヘクタールとかっていう、い
わゆるそういうような数値目標がもしあれば、お聞きしたいと思いますが。

○町 長

ではその次の質問であります、林業環境整備についてということで目的や事業内容
ということでご質問であります。辰野町はご存知のとおり全敷地の85%が森林でありま
す。あるいは山林と言っても良いんですが。これは上伊那の長谷が前は長谷村が1番で
したが伊那へ合併したために伊那の方、自分の今までであった伊那の分も足して1番です
が辰野はこれ2番目に入ってきます。そういう中でその森林の持つ使命を果たせるよう
に人間が組み込んでかなきゃならないと、こんなふうに思っております。もちろん水の
涵養するところであることは十分でありますし、これからは国際的に水が、日本が狙わ
れるという時に来ております。それからまた災害防止ということで、いろいろ防災林の
ような形もしてかなきゃなりませんし、今のお話のありました先生が辰野にいますので、
やっぱり保育ブロックを使って直根が下へ出るような強いもの、手植えて横に伸びてし
まうような実生のものとは違うようなものだとあまり意味がないと。これから深層崩壊
は本当に深い深層はもう全部だめですけど、若干の深層崩壊なら耐えられるようなもの
をまた森林整備してかなきゃならない。これもさきほどのような水の涵養、ガス交換、
とにかく大都会あたりの炭酸ガスをこういった地域地方でもって酸素に変えてやらない
と間に合わなくなりますので、そういった任務もあります。それから今まで言ったよう
に災害防止というようなこともあります。というようなことで、いろんなことで大分
人々の心が山から離れて、心が離れちゃってますのでやりにくいんですけども森林組
合等にもお願いして、しなきゃいけないところの除間伐を進めたりということでありま
すが、昔のようにドンドンとやるわけにはなかなかいきません。それにあたりまして、
ここ最近の今後の事業的な目標ということになりますので、課長の方からお答えいたし
ますのでお聞きをいただきたいと思っております。

○産業振興課長

面積の目標でありますけれど、町長申し上げたように水源涵養の関係におきましては、
森林整備計画の中での数字でございますけれど、965ヘクタールくらい。それから山地

災害防止機能、あるいは土壌の保全機能を持つ森林として1,124ヘクタール。それから木材等の生産機能の森林ということで4,533ヘクタールくらいを整備するというようなそんな目標を掲げております。これは10年の計画として持っているものであります。また、森林税を活用した里山整備等の関係におきましては、これは五次総で定めている数字でありますけれど、平成27年を目標に90ヘクタールというようなそんな目標を持っております。また、作業道等の整備も当然必要となってまいりますので、さきほどの森林整備計画の中では1箇所でありますけれど1,800メートルくらいの整備をしていこうという計画をしてあります。以上です。

○三堀（12番）

その数値を確実にクリアできるような努力をしてかにかいけなないと考えます。11月23日の『信毎』の斜面にリンゴのことが載っていました。内容はあんまり興味の沸くものではありませんでしたけれども、その結びの所に「科学は自然にどこまで介入して良いのか」とありました。非常に重みのある今一番問われてるような気がいたしました。そこで今、町長もおっしゃいましたように町土の85%を森林で占める辰野町ですから、山寺先生もおっしゃったのは辰野町がということではないと思います。広義の意味で言われたと思いますけれども、「従来の自然環境の上に社会科学があることを理解すべきである」ということをその環境審議会の時に言われたことをメモしてありました。大変重い言葉だというふうに受け止めています。その指摘はいわゆる社会構造、都市構造を人間社会の都合だけで作り上げて、そうしてきた結果、その構造に原因している災害が多くなっているのではないかとことです。社会が成長していくためにはある程度の開発などいたし方ないことをございますけれども、そうしたことを考えますと辰野町はおかげさまで地震の影響もほぼない。それからまた台風災害も大きなものではなくて、18年度の豪雨の時の、以来は何とか平穏無事に推移していると思います。本当はそういう時が一番大切じゃないかと、何にもない時が一番次の油断に繋がってしまう。そんな気がいたします。そこでお伺いいたします。このたいして何事も起こらない、そういう今が大切であろうと、森林環境のことをもう一度山寺喜成先生のような方々、専門家の意見を聞き、見直すべきところがあれば見直す。そうしたことを何か委員会なり何なり作って具体的にしていっていきべきじゃないかと考えますけれどもいかがでしょうか。

○産業振興課長

はい、さきほどの森林整備計画の関係でありますけれど、3月までに一部見直しとい

うようなそんな計画をしておりますので、こちらの計画変更を行う上です。当然地方事務所の林務課とは相談をしておりますけれども、必要に応じて専門的な知識を持っていらっしやいます山寺先生等のご意見もですね、お聞きをしております、こんなふうに思っております。

○三堀（12番）

町長はこの本はお持ちですね。山寺先生の監修した本ですけれども。これをずっと一通り読んでみますと大変難しいですね、やっぱり専門外のことを書いてありますので、私もかなり時間かけないとなかなか理解、十分な理解はできませんけれども、それでも理解しにくい。それ良い本ですから一所懸命勉強したいと思います。そうしたことを踏まえて申し上げますと、今さきほどから申し上げているように広大な山林の整備が整っていけばさまざまな資源が生まれる。清涼な水でありますとか浄化された空気、再生可能なエネルギー源、紙や建築資材、当然ですけれども、それからまた野生動物との棲み分け、景観、山の幸、山菜、マツタケだけではないですわね。辰野町にはその環境を持つ典型的な地域、そういう位置づけができるような私は気がいたします。しょっちゅう町長は道路が大変な問題ありますので、ボトルネックで大変だということ言ってますけれども、しかし私はまた反面、この自然をたくさん有効に使えるような良い条件の地の利を得ているというふうに考えます。ほかの市町村にとっても辰野町はその環境を良いものを持っているということの一番の証がホタル、だろうと思います。自然に出て来るものをもう65年も繋がるその祭りにしているっていう、こんなところはおそらくないじゃないですかね。ですから、そういうきれいな山、川、町にしてほかのものも野菜も米も果物も、しかも新しい建てたばかりの病院があります。ほかの市町村と比べまして、何一つ見劣りする所はありません。この町に住みたいという本当に考えると、そういう町だと思います。今、森林をちょっと町長も言いましたね、手入れというのは大変な、管理するのが大変な仕事です。森林組合だとかです、山生産組合だとかっていった組織がありますが高齢化や材木が売れないために、手放したりあるいは組合員を辞めてしまうというような人たちが多くって、大変な苦慮しているのが現在のそうした組合だというふうに理解いたします。これは組合員の減少ということで深刻な問題になっていると思います。これ一地方自治体で片付けるというような問題ではありませんけれども、今後国なり何なりでしっかり取り組んでもらわなければならないことだと考えますので、その点を町長のお考えをお聞きしたいと思います。何らかの形でもって山生産組合、ある

いは森林組合というような、そういう組織の方への何か援助と言いますか、施策と言いますか何かありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○町 長

大事な山のご指摘でありますし、私どももそう思っております。ここで目新しく何かということはなかなかできませんので上位団体とも相談しながら、相当のお金かかりますから、除間伐を進め、同時にまた松枯れ病等々、箕輪までも入りそうだっていうことでありますので、そのチェックをして早めに駆除するというようなことを気をつけたり、そして良い水が、さきほど言ったように涵養でありますし、それからガス交換も潤沢にできるように。そしてまた最近では観光使用ということで、観光って滝があったり何かすれば結構ですが、それはそれとして森林浴を楽しむ。前にも言いましたがフィトンチットという酵素が出る。非常に健康によろしいということで、山へ入るとまた良いでしょうし、荒神山にもそういった意味で森林の中のミニ森林遊歩道も造りましたし、そんなことも森林の中の一つとしてやる手立てかなと、こんなふうにも考えております。何とか皆さん方から良い知恵とまた、人工のご努力をいただかないとなかなか難しいところでもありますけれどもおかげさまで、小野の大きな会社さんが結局、従業員一同、一同って言いますか、一緒になって家族も連れて山の森林整備に入ってくれるということで毎日一年やって新聞報道でご存知かと思ひますが大変にありがたく思っております。そういった意味の中でそういった事業を呼びかけながら、そしてまた町と一緒に年一遍でも良いから遊び心であんまりやられても、よして趣味心は良いんですが、遊びでやられると怪我しますので、気をつけながら除間伐等にやって、そして子孫に良い木を残し、また良いそれを木材を利用できるようにしていく。こんな安全な素晴らしい山作りに更にまた知恵を絞っていきたくこんなふうと思ひます。森林所有者や、また林業事業体等との長期経営、受託契約ということであります。こんなことも進めていきたくこんなふうと思ひます。ほかに何かあれば課長のからお答えいたします。

○産業振興課長

さきほどの企業の関係の事業でありますけれども、森の里親制度という制度でありまして、3年間ありますけれども来年までその制度がありますけれども、先日お話をいただきまして「もう少し続けたい」というようなそんなお話もいただいておりますので、このへんは取り組みをさせていただければと思ひます。それから上伊那の森林組合の方で高性能の機械導入を図りたいというようなそんな要望等もありまして、上伊那市町村で補

助をしていくようなことの取り組みもしております。それから、森林資源を活用という課題の中で放置されている木を有効利用にしたいというような取り組みの中で、沢底地区で取り組まれております、木の駅プロジェクトですか、そんな事業もありますので始めて間もないわけでありましてけれど、状況等を見ながら各地区に広げていただければとこんなふうにも思っているところであります。以上です。

○三堀（12番）

この森林というもののエネルギーを有効な資源にするか、それとも放置してそれを災害の元凶にしてしまうか。山寺先生のその本の中に今年の台風12号の土砂災害、辰野は何でもなかったんですけども土砂災害があった、その8割は警戒区域の外だというふうにこれは国交省、国土交通省ですか発表しております。これを見ますとさきほど町長もちょっとその災害を未然に防ごうというその考え方のご意見がありましたので、そういう考え方を進めていかれると思いますけれども、今80%が災害危険区域の外だといわれるっていうと、もう殆どの所がもう災害の対象になってしまう。それを考えるとぞつとするんですけども、おかげさまで辰野町がそういうようなところはないうふうに考えますが是非、そういうことのないような施策を今後講じていただきたいと思います。それでは次の質問に移ります。

若い人の自殺についてですけども、一昨日ですか、電車でひかれて亡くなった女の子、調べてみると携帯に遺書めいたことが載ってたり、いじめでもって家族が相談してたというような経過がありました。このこういう問題も前回にちょっとまた取り上げてありますけれども、特にその今回はいわゆる中学生を中心にした、いじめによる結果が、自殺ということに。しかしその中学生のいじめによる自殺が数多く報道され、今そのために悲痛な思いをいただくのは私だけではないと思います。同時にいじめた子どもに対する、たまらない憤りもどうしても止められません。辰野町にはそうした深刻な問題は起きておりません。しかし、どこでどうそのような危険が潜んでいるか分からないのがいわゆる現代の状況、多くの人がある不安を抱いていると思います。いじめられて、いじめ抜かれてその果てに、誰にも助けてもらえず子どもが、子どもがですよ、その中学生が遺書を残して自殺する、こんなことはもう社会を許して絶対に許してはいけません。そう思います。どれほど苦しんだ果ての道その子は選んだか。親の気持ちは、その心の傷は死ぬまで拭き取ることはできないと思います。そこでお聞きいたします。いじめはありませんね。教育長にお尋ねいたしますが。私はないというふうに信じます。そして小さ

なことでも見逃さない、事前にキャッチする、そのことをどのようにされているかお聞きいたします。

○教育長

私も今朝の新聞を読んで大変ショックを受けた一人でございます。議員さんおっしゃるとおりに、こんなことが世の中にあってはいかんなあと、こんなふうに思っているところではありますが、保健福祉課の方で各家庭へ全部配布してくれた「かけがえのない命をみんなで守ろう、と。一人の命、大切な命」と、こういうのを全部家庭配布になっていると思いますが、これのところを見るとですね年間の自殺者がこれは若い人に限らず皆ですけれども、3万人から3万5,000人いるというふうに言われておりますので、これは大変な数だなあというふうに思っていますので、「いじめは、ありませんねえ」って今言われましたが「自殺もありませんねえ」って言われたけれど、それはあり得るかもしれないということはいつも考えていかなければ仕方がないかなと、こんなふうに思っているところでもあります。そこでですね事前にキャッチをしようとしているかどうかということではありますが、事前にキャッチをしようと思っているわけではありますが、今日の新聞のようにキャッチをしても相談をしている最中でも、亡くなってしまうようなそんな悲しいこともあろうかとこんなふうに思っています。まず、相談の体制でありますけれども議員さんおっしゃるように本当に相談に乗ってくれるかも大事なポイントでありますけれども、まずは相談できる体制を作らなきゃいけないかなと、こんなふうに思っておりますので、いくつかの相談の機関があります。ここに私小さいカードを持ってきましたけれども子どもたちはこういうカードをもらってますけれども、これは「子どもの人権110番」ここのここへ電話をすれば相談に乗りますよ、と。それからこっちはこれは「チャイルドライン」というのがあります。警察でもやってるしチャイルドラインもやってるし、県の教育委員会でもやってるし、法務局でもやってるし、相談する機関はいっぱいあるんですね。ただ相談してもらえるかどうかということが大事だというふうには思っております。それで積極的に相談はただ待っているだけでなくですね、積極的にやっぱり働きかけるということも大事だろうというふうに思っておりますので、以前からの議会でも何回かお答えをしておりますけれども、学級の集団検査のQ-Uっていう検査をしております。Q-Uっていうね、検査があります。この検査は学級の集団の中できちんと満足度が高くて位置づいているかどうかというようなことが分かる検査でありますので、学級全体の様子と離れている子ども、危険な子どもって

うのはグラフの上に出て来るんですね。だからそれをまずやってみて、どんなふうなのかということを検査してみる。それから、最近紙に書かせるというのがありますので、アンケート調査でもって書いてもらおうとか、それから先生が個々面接をする。それから親との面接もするというようなことも最近特にやられておりますし、生活ノートみたいなものをね出して先生が見るというようなこともやっておりますので、そういったことで相談して来れない子どもも積極的にキャッチをしていくことも考えているところでもあります。いじめはいつでもあり得ると、自殺もあり得るのではないかと、ということは考えながらやるのが大切だろうと思っております。

○三堀（12番）

もう、いじめは今そのカードもお見せいただいたんですけども、誰にも話せないのがいじめの実態ではないかと思えます。それはともかくとして、それでその教育長は先生されてたから分かると思えますが、子どもたちのこう何て言うか予兆というものはあるもんですかね、ないもんですかね。それ分かるものか、分からんものかお聞きします。

○教育長

いろいろ研修をしてみると予兆はあるというふうに言われております。全くないものもあるかもしれませんが、突発的にポツと死んじゃうのものもあるかもしれないですけども、多くの場合は予兆があるというふうに私もお聞きをしています。例えば、ある子どもについて大変大きなショックがあったとか、その子が何か大失敗をしたとかいうようなことがあったら積極的にこれは大丈夫かなと、先からこっちから、先にこちらからみるというような、声を掛けるというようなことが大事かと。それから多くの場合、友だちや親しい人にほのめかすというね、いうようなことがあるというふうに聞いております。それから遺書めいたものを書くというようなこと。メモを残すというようなこと。最近だと、携帯みたいな所に書くのかもしれませんが。そういうこと。それからですね、もう少し重症になってくると、刃物を用意するとか、ロープを用意するとか薬物を用意するとかいうようなこと。それから行動や態度に異変があるということ。死に場所を探すというようなこと。ね、いうようなことがあるというふうに言われておりますし、また過去の行動に自殺をしたことがあるというようなこと。リストカットと言って手首をね、カッターで切るようなことはよくやるわけではありますが、そういったようなことがあるかどうかというようなこと。それから病気の場合もありますわね。うつ病だとか、統合失調症とかいうような場合もありますので、それはもう医学の方と連携し

なければやっていかれないだろうと、こんなふうに思っておりますので予兆も見逃さないようにするということが非常に大切だろうと思っております。

○三堀（12番）

是非、その予兆をしっかり把握して、できるだけそういうところへ追い込まれないような、私は辰野町にはそういう深刻ないじめはないと信じておりますし、見て見ぬふりをするような先生もいないだろうし、まさかというようなこともないと信じております。これはさきほど、教育長も言われましたように子どもだけの問題じゃない、やはり大人だってそういう問題あります。それは別として、とにかく先生、親、友人、知人、いくら周囲の人がいても誰にも話せない、辛い。そのへんのところを十分に子どもたちの心を掴んでいただきたいと思います。時間がまいりました。私の質問はこれで終わりますが最初に申し上げた世代間交流、あるいは介護予防施設というようなものの活用をしっかりといただきたいことと、それから森林の85%の森林を資源とするか、放置して災害の元凶とするか、このへんのところ。そしてどうかその子どもたちがまさかのような形にならないような、先に、先にと、手を打っていただきたいというふうに思います。それでは、私の質問はこれで終わります。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議がありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでした。

9. 延会の時期

12月10日 午後4時 49分 延会

平成24年第8回辰野町議会定例会会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成24年12月11日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	小沢辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬元広住民
税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋産業
振興課長	中村良治	建設水道課長	漆戸芳樹水処
理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	林康彦教
育次長	向山光	病院事務長	赤羽博福
寿苑事務長	宮原正尚	消防署長	林国久
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	宮原修二	事務局長	百瀬辰夫

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤誠
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第5番	中谷道文
議席第7番	船木善司

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さん、早朝から大変ご苦労さまです。定足数に達しておりますので第8回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。10日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席5番、中谷道文議員。

【質問順位8番、議席5番、中谷 道文 議員】

○中谷（5番）

おはようございます。2日目のトップバッターとして質問させていただきます。今回、私は次の事項について質問をさせていただきます。事前に通告してありますので、その順序で説明いたしますので、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。私は県道伊那辰野線と下諏訪辰野線、通称地元の皆さんは東県道と呼ばれている道路の騒音と振動、及び辰野町の人口が高齢化や少子化により大幅に減少化が進んでいるのではないかと、このように感じてなりませんので、その2点について質問をしたいと思います。

はじめに騒音、振動の対策と取り組みについて質問いたしますが、内容につきましてはこちらに書いてありますように、1つ目は騒音、振動に対してその実態について町の認識の状況をお伺いします。2点目につきましては騒音、振動の発生の実態調査については是非、お願いをしたいということで質問します。3つ目は対応についての県の方針、または要望に対する回答状況について質問をさせていただきます。4つ目は地域の要望している当面の対策と長期対策について、取りまとめましたのでそれについてのお答え、あるいは考え方をお聞きしてまいりたいと思います。以上4点を騒音問題については質問をいたしますので順次、お答えのほどをよろしくをお願いいたします。この騒音、振動問題については竜東地区を網羅している竜東振興会を通じて、既に町に強く要望申し上げている事項であります。その後の経過及び取り組み状況を中心にお尋ねします。1点目、まず第一の1点目ではありますが東県道と我々は呼んでおりますが、その道路と騒音の発生状況と住民の苦悩の実態について町長はどの様に認識されているかお尋ねいたします。

○町 長

おはようございます。昨日に続きまして2日目の一般質問、ご苦労さまでございます。それでは今日は質問順位、第8番の中谷道文議員の質問にお答えをさせてスタートを切ってまいりたいと思います。俗に言う竜東線、伊那辰野停車場線ということでございますが特にその沿道沿いの騒音、道路に対しまして車が通る時の騒音でございますけれども、どのように考えるかということでもあります。あの辺一体は、特に竜東地区は全般的に、例えば平出は「ひらいで」と言うぐらいでありまして非常に地下水が浅い所ということの意味しております。したがって、少し掘れば水も出て来る。これは逆に言うと恵みの水でもありまして竜東地区に各家庭に池が多いのはそのことによるものでありますし、恵まれた所とも言える。しかし近代国家の中で道路造った時に、その水が逆に舗装を傷める役目も裏腹にしているということも言えるわけであります。なおまた下水道、下水道を掘削して相当深く掘りまして管路を埋め込んであります。それを埋め戻しをしてまたその所を舗装し直してありますが、どこでもそうですけれどもやはりしばらくのある一定の間というものは、踏んだり固めたりしながら、上に凹凸が現われたり、また水でもってせっかく埋めた砂利と言いますか、砂利層等が流されたりというような極端に現われる所もありますし、極端に現われなくてもどうしても固まるまでというものは、やむを得ない事情であり、またそれを上の方をまた少し埋め戻して、もう一度舗装し直すというような所が下水道掘った所、日本中あちらこちらに見られる現象であります。その一端がこの場所にも現われていることも事実でありますし、また道路横断物、水路等がそこに横断していたり、マンホールがあったり、いろんな起因によって常にくずくずと一定なら良いんですけれども柔らかかったり硬かったりという中で凹凸ができてきたりというふうなことは否めない事実であります。特別極端ということではないとは思いますが、気にすれば確かに音の量は騒音計で測れば、その音自体はもちろん人間の許容範囲ということになってまいりますが、今までのような下水やる前よりは騒音は高いだろうと、そういう場所も多々ある、出て来ると、歪あります。それで伊那建設事務所、県道でありますのでお願いをしながら、そこをパッチングしたりまたオーバーレイをしたり、そのパッチングもただ普通に横断的にパッチングしますとやはりまた段差を生むということで、見ていただくと皆さん分かると思いますが、ひし形にこう埋めて、ひし形の所をたくさん造ってそうして自然にその所へ乗り上げて降りていく。若干の段差は気にならない。少しでもという工法を取り入れております。しかしボツボツ、ボツボツと言ってもまだまだ下水道の固めまでは、全体がこう下がるならまだ

分かるんですけれども、そうしたら全体盛れば良いんですけれども、掘った所と掘らない所、違いも出てきておりますし、またその構造物のある所ない所では、顕著にそれがもう余計現われてくるわけでありますので、また県の方へお願いを今いたしております、オーバーレイでなくて少し切削をして、上を切削してしっかりした舗装にし直す。それで完璧かと言いますとまた同じことが少しは少なくともはなってきましたけれども下の砂利層等々で、あるいはもっと深い地中の方でそういう現象が起こる所は、また補修をしていかなきゃならないとこんなようなことでございます。できるだけその騒音につきましては町の方も、認識をしている部分もたくさんあるわけでありますので、更に進めて強力に早くその改修にあたるよう一応の方向を伊那建設事務所と出ておりますので、そのように進めていきたいとこんなふうに現状は考えてるところであります。

○中谷（５番）

町長さんから只今、ご答弁をいただきまして、十分承知しておるし、既に打つ手は打っておりますし、順次、地域の実態を掌握して県へも繋いで前向きに検討していただける、と大変ありがたいお言葉をちょうだいしましたので一応、十分認識をしていただいているとこういう見地から質問を続けてまいりたいと思っておりますが、町長は竜東振興会の役員の方々から要請を受けて概ねは理解し、また努力をされていることは私も承知をしております。私は6名の方から7箇所の指摘を受け、早期解決を要望され大変苦慮しています。ことがことだけに大変大きな仕事であり「簡単にはいかないよ」「私ごとき未熟に、こんな大きな仕事が解決できることができないよ」と返事を繰り返しておりますが、多くの住民の苦情や要望を町政に繋ぐことも私の仕事と判断し、微力ながら質問している次第でございます。この件につきまして、私の脳裏に焼き付いている3件の事例を紹介させていただきます。1人目は、この方は樋口矢の坂近くに住居を構えている人でありました先だってお亡くなりました。その前にお見舞いにお伺したところ「町議、どうしても話たいことがあるよ」と切り出されたのが「私は闘病生活で自宅で2階に寝ておるが深夜から朝にかけてドカーン、ドカーンとすごい音と振動があつてとても眠れない、町議、何とかして欲しい」とのことでした。早速近所の方々も伺ってみたところ「我慢はしているがすごく眠れない」「夜になるのが怖い」「何とかならないか」と言った答えが返ってきました。間もなくその方は他界されましたので、私にとっては遺言だったのかと考えて思えてなりません。また、もう1人の方は、赤羽で東天竜が東県道を横断している付近に居を構えてる人ですが「騒音と振動がもの凄いの、何かあ

の橋の構造に欠陥があるのではないかと、大至急調査をして欠陥が見つかったら即座に直して安眠できるようにして欲しい」というのが地域の声であると。「中谷さん、頑張っ
て頼むよ」と強い激励を受けました。またもう一人の方は「一晩私の家を貸してやるの
で来て泊まっていたら、実態がどんなふうか町や県の人にも見ていただいて聞いて
いただいて、そうすれば理解できる、大変なことだよ」とこういうふうに指摘をされて
おります。多くの方々は「今まで我慢をしてきましたが、もう限界に近い状態」との大
勢の方の意見であります。続いて2点目の質問に入りますが、騒音や振動について調査
について、提案をさせていただきたいと思っております。現場サイドとして担当の建設水道課
や住民税務課へお願いして、私の認識している7箇所について騒音や振動の実態調査を
是非お願いしたいと思っております。地元の皆さんは「今更、調査、何を言っているんだ」と
こういうことでもありますけれども、大変な事業なり対策になりますので慎重を期して実
態の調査をしていただいて、その上に立って県へ要請していくと、こんなようなのが筋
道だと思いますので、是非調査を実施していただきたいなどこんなふうに思います。一
応県や国の騒音にかかる規定等がございますので、果たしてそのドカンという音が規制
値の範囲なりに入っているか、オーバーしているかどうかそのようなところもしっかり
判断をして、住民へ説得したり、オーバーして「騒音、確かに騒音だ」という実態に
なればこれは大至急取り組んでいただくようなことを進めていかなければならないと、
こんなに思うところでございます。私も一昨日、一晩10時から2時まで現地調査をしま
した。たまたまその時には大きなダンプだとかトレーラーが通らなくて180台ほどその
間に通過いたしましたけれども、大きな4トンとか5トン6トンというような大型車が猛
烈なスピードでそこを通過してまいりまして、音と言うよりその自動車の振動、騒音と
いうものが大変に聞こえているのではないかと、こんなに思ってまいりました。特に水
路が道路を横断している箇所、騒音と振動が発生しているように見受けられました。至
急調査をお願いし、大型車とかトレーラー、スピードを出している車等についての実態
を把握していただいて、前へ進めていただきたいと思っておりますが、質問の内容になりま
すが是非、調査をしていただきたいと思っておりますが、そういうことの手組みをしていただ
けるかどうかを質問します。

○町 長

続いてお答えを申し上げます。さきほども、経年劣化、あるいは構造物、今おっしゃ
るとおり水路ほか、また下の方へは下水道が入れた、その土を埋め戻し同時にまたそれ

が段々圧搾していく。その過程であるということが大きな原因だということをお願いしましたが、更にかたて加えて権兵トンネルの開通と同時に非常に交通量が増えているということもこの要因の1つであろうということだと思います。伊那建設事務所へもお願いをして、そういった声を町の方も引き受けておりますので既に調査はいたしております。科学的な方法もありまして感覚とか人間の四感というのはなかなかはっきりしないと分からないわけでありまして、FWDということでありまして Falling Weight Deflectometer ということで、この上からある一定の重さのものを量るものがありまして一定の高さから落として、どのぐらいの反動がその路面にあるかというようなことであります。それらを一応分析されておりますので、来年度から平成25年から着工し、切削舗装のし直しをする部分をそういった所には適用するというふうな回答をいただいております。詳しくは建設課長の方からお答え申し上げます。

○建設水道課長

調査の関係でございますが、道路管理者であります伊那建設事務所になります。皆さん各区分長さん及びまた隣接する住民の方から、報告等がいただいた場合につきまして、伊那建設事務所と一緒に現場の方に行きまして、まず最初は目視、耳で聞くというような形の中において調査をしております。やはり状況を把握する中において、さきほど町議さんの申し上げましたようにある程度一定時間、大型車の通行の状況、そういうものを見ながらそれに伴います走る時の路面状況の段差とかそういうことによつて音、振動が発生するのか、そういう形の中において調査をさせていただいております。また、さきほど町長の方から申し上げましたように試験的な調査という形の中でFWD調査、試験を行いました。調査につきましては平成23年の9月から12月にかけて、行った箇所につきましては県道伊那辰野停車場線の2.1キロメートルを行いました。この時には伊那の方、そしてまた153号線羽北地区でも行いまして、その3箇所の中においては一番やはり数字的に悪い箇所ということで位置付けされました。そういう形の中におきまして来年度から舗装の打ち替え、切削というような形の中で切削オーバーレイというような形の中において、事業化を進めなければいけないということで現在、伊那建設事務所では進めているところでございます。私の方から以上でございます。

○中谷（5番）

2番目の質問につきましては、調査も一部やっただし、それから具体的に来年度からいろいろの作業を計画を立てて進めていただける、という大変前向きな取り組みの回答を

いただきましたので、調査の関係については今更私が言うまでもなく調査に基づいて町が県へ上げて、地元と十分協議する中で一つ騒音対策が少しでも前に進むことをお願いを申し上げます。3点目であります。只今課長の方からもお話がありましたが県への要望として竜東振興会より、この騒音問題を含めていろいろの課題の陳情活動を11月30日に実施した旨もお聞きしておりますので、町長のお答え、あるいは課長のお答え以外で伊那建がどのように今後考えて進めるかにつきまして、何か今のお言葉以外にありましたらお聞きしたいと思います。質問します。

○建設水道課長

伊那建の今、現在進めている状況でございますが、1つには小破工事ということで言ってる工事がございます。小さな工事でございます。それにつきましては各区長さん、また地域住民の方からその都度報告等がございました場合につきまして伊那建設事務所、町の方で現地に出向きまして、さきほど町長の言いましたようにマンホール周りのパッチングとか、また部分的なオーバーレイを即座に対応するような形で考えておりますが、やはり業者発注という形の中において1箇月余を費やしておりますが、そのような形の中において早急に取り組むような形の中で現在進めております。また、昨年度から本年度にかけて下諏訪辰野線でございますが、西の、宮木地籍になりますが辰野交番前において騒音があるという苦情等いただきまして、その部分につきまして両車線についてオーバーレイを部分的に行っております。また先般、ご存知のように赤羽の中央の地籍におきまして、やはり昔から騒音で悩まされている地区でございます。そこにつきまして切削、表面を5センチぐらい削りまして、そこを平坦にしました舗装を打ち替えをするというような形の中において、やはり1つずつでも微かでも進める中において進めております。またさきほど苦情3箇所につきましても樋口の地籍においても即、対応させていただきまして、やはり部分的な補修等を行いました。パッチングを行いました。その時にも奥さんですか、確かお電話をいただきまして私たち町と伊那建設事務所、現地に赴きましてそして本人とも、立会いする中において状況を把握し、ある程度の一定のことを行った経過もございます。そういうことを踏まえまして、これからにつきましても小さな所につきましては早急に対応するというような形で、直ぐにも調査を進める形で進めております。進めていきたいと思っております。またさきほど申しましたように平出の交差点から山際の箇所の住宅部にかかる部分でございますが、また3区の皆さんと打ち合わせする中において、どこの所から着手すれば良いのか、そのへんを打ち合わせ

しながら事業化を進めてまいりたいと思います。何分にも、延長が箕輪境から辰野駅につきましての県道伊那辰野停車場線につきましては3.7キロメートル、また県道下諏訪辰野線につきましては岡谷境から153号線宮木地籍の5.1キロメートルございます。全体で8.1キロメートルもございますので1年、単年度というわけにまいりません。やはり継続的な工事という形になりますので、そこまで行くということについてはやはりそれぞれの箇所における悩み苦情等ありますが、それはその都度対応していくという形で全体的にはそういう形で舗装の打ち替え、切削、オーバーレイということで両車線をきちんとした舗装の打ち替えをしていきたいと思っています。なお舗装というものにつきましては耐用年数が10年から15年という形でございます。やはりさきほど町長さんが申し上げましたように経年劣化に基づくものでございますので、早急に進めなければいけない問題じゃないかと思っております。またこの地区だけではなく、辰野町の全体的な道路においても同じことが言えますので、6月の伊那建との要望、現地要望、また秋の要望に伊那建設事務所に出向いて行いますが、それにつきましても町としても全てまいりまして、町は地域住民の声を代用いたしまして長野県建設部、また伊那建設事務所に要望を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中谷（5番）

只今、課長の方から、いろいろと既にオーバーレイ等を実施して局所的ではあるが対応しているし、地元とも相談しながら前向きに検討していきたい、ということで具体的なお答えをいただきましたので、私も安心して今日質問して、聞いてみて良かったなどこんなふうに思っております。参考までに、この騒音問題につきまして地元の皆さんがどのようなことを言っているか、ちょっと参考に。これはあくまでも参考でありますけれども専門的には町あるいは県の伊那建設が具体的に判断をして、方向なり対策を講じることであります。県道であり県の仕事であることは私も十分理解しておりますし、東県道につきましては大変町にお骨をいただいて道路改修から始まって一連の大事業を進行させていただいて十分理解をしておりますが、地元の皆さんがいろいろと対策について提案がありますので、ちょっと発表させていただきます。地元の皆さんの騒音、振動に悩まされている事項につきまして要望をまとめてみました。方法は3つありまして長期対策、それから短期対策、側面支援の3点が挙げられると思います。長期的対策について地元の皆さんは地区全体の1メートル位の基盤造成の見直し。特に竜東地区は町長もおっしゃられたとおり「基盤が粘土質であって、非常に流動的でむしろかえって

クッションの役目をしているんじゃないか」とこんなような意見もありまして1メートルぐらいの基盤整備を行わないと永久に解消はできないと。非常に難しい問題だ。今課長の言うようになんせ距離が長いと、こういうことがありまして、大変な仕事だと認識しております。それから2つ目は「橋等の構築物が悪いのではないかと。こういうような提案がありまして例えば「ボックスカルバート方式による半円筒状の橋のために、音の反響が普通の橋より大きいのではないかと等な、ある専門家の話でありました。時間とお金がかかり万全対策については課長の言うとおりの長期的な対策になるんじゃないかと、こんなことを思って心配をしているところでございます。2番目に短期対策がありますが、これは一応当面对策に繋がることでもありますから、3点ほど挙げられております。「是非、調査を踏まえて一番騒音、振動が発生していると思われる箇所より年次別に順次対応していただく方法よりしょうがないかな」と、こんなご意見です。また2点目はお話にもありましたように「水道、下水道等の布設によると思われる箇所については町当局にお願いして早期に対応を、対策をしていただくように要請したらどうか」と。3つ目は舗装道路の継ぎ目や急な坂道の下、地帯等の修繕を急ぐということで、昨日もずーっと調査をしましたけどものすごい勢いでスピード出して坂道を降りてきたり行ったりする所についてはふかすというような所についてはガタンガタンつつ音が聞こえてなりませんので、やはりスピードの出し過ぎやら、継ぎ目やら、坂地帯の対策をしなきゃいけないとこんなように考えておるところでございます。また3つ目として騒音対策の側面的支援、これもまた専門家、建設課長等にその対策の検討なりを依頼をしていただきたいと思います。1つは公安委員会と相談して、速度制限を復活していただきたいと思います。これ昔はね、40キロメートルなり50キロメートル、制限速度の看板があったということですが、これは箕輪の北大出の方が大型に修理された関係、辰野の方の道路規制は取り外されちゃったということで地元の衆は「どうしてあれを取っちゃったか」というふうに非常に怒ってます。是非また調査をして昔あったなら40なり、50地区によりますけれどもスピード制限の看板を付けていただくこと。それでもう1つこれもまあちょっと言い辛い話ですが、「夜間、取り締まりを強化していただきたい」と。地元の衆は夜は飛ばないので、ものすごい勢いで貨物車がドンドン飛んでいくと、こういうことについての夜間ではありますが「公安委員会と相談して夜間の取り締まりやって特に大型車、トレーラー、スピードの大型の車のスピード等についてチェックをしていただく」と、「これがまあ非常に効果的じゃないか」と、こう提案をされた人もありまし

た。それからもう1つ下諏訪辰野線のその騒音の発生している箇所については既に「信号機を増やして欲しい」という要望があがっている箇所でもありますけれども、信号機等を付けてあまりスピードを出さないように対応していただけたらどうかと。ただし信号機をあまり増やすと、朝の渋滞とかいろいろ引っかかりますのでそれは十分配慮して設置しなきゃいけないと思いますが、既にこのことについては要望があがっている事項でありますので、更に検討をお願いしたいと思います。いずれにせよ夜間の大型車やトレーラーによる騒音、振動が発生が主因だと思います。私の実感でもスピードの出し過ぎ、トレーラーの音が原因しているのではないかと。こんなように考えておりますので、早急にいろいろの対策を考えていただきたいな、地元の皆さんが言う中に参考になるようなことがあったら是非、取り上げていただいて直ぐできることもあると思いますので、あまり億単位のお金をかけなんでもそれが防げれば瞬間的な対策の1つになると思いますので、課長の方でしっかり考えていただいて、そうした地元の皆さんが言っているような具体策を進めて欲しいと思います。今、申し上げたような中で何か直ぐできるようなことがあったら、質問したい。なければまた結構ですけれどもいろいろと長期対策、短期対策、側面に支援対策等がありますので、何か地元の皆さんの意見と違う所だとかあるいは、それなら直ぐできるよというようなことがあったら、大変地元の皆さんが期待をしておりますので、一つお答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○町 長

結局あそこは竜東線は拡幅直線化完備されまして、経年劣化とか下水道とかさきほど言ったことに、かてて加えて特にさきほどもダブって申し上げますが361、権兵峠の開通と同時に交通量が増えた。また道路が良くなりますとスピードアップされちゃうという、ですから結局音は平行でなくて、やはり自乗倍ぐらいに増える、例えば20キロメートルが40キロメートルになったと過程しますと倍になっている、スピードが。しかし騒音の方は二乗倍になっているだろうというふうなことも言われております。いろんなことで竜東線のおかげさまで拡幅があとは下町をやれば殆ど終わってくる。あの赤羽一部残っておりますが、同時にやっぱりスピードアップされてしまう。騒音が出てくるというどうしてもこれはどこでも並行的に増えていくものであります。しかしそれ人間の知恵で、地盤の、地盤のそこまでの改良は一部しなきゃいかんところもあるでしょうけども、その地盤には合うようなやはり、また更なる騒音防止に対策をしていかなきゃならん。制限速度につきましては公安委員会の方でございますので、騒音があるからスピー

ド制限ということは公安委員会の方は取り上げないと思いますが、危険性の問題。あそこはずっと家並みが続いておりますので、そういった意味での中でのスピード制限とかというようなことも可能性はなきにしもあらず、とこんなように思います。課長の方から具体的なことをまたお答えを申し上げます。

○建設水道課長

只今、長期、短期また支援という形の中でお話いただきまして誠にありがとうございます。長期のやはり盤につきましては竜東地区ということで皆さんご存知だと思いますが、本当に粘性の及びまた地下水が高いというのが私の中においてはやはり盤というものについても県とも相談しながら、試験方法等をいろいろ検討する中において、やはりそこにあったもので進めなければいけないと思いますので、提案をさせていただきます。また、橋等の道路の横断部分というような形の中には橋自体が悪いではないかという形もあると思います。橋につきましては沢底川、一級河川がありますのでそれについては伊那建設事務所の、また道路の方についても建設事務所の方の管理でございますので、そちらの方との前後、見る中において検討していかなければいけないじゃないかと思えます。そのほかに農業用水路の横断部分がございます。道路を占有しているというような形のものもありますので、やはり水路管理者が自ら行わなければいけない占有部分もありますので、水路関係、また上下水道、N T Tのマンホール等もでございます。上下水道につきましては、さきほど町長が申し上げましたように即効性的にひし形に擦り付け舗装を行いまして、段差の解消、また騒音の、それにともないまして騒音、振動を防げるような形で速やかな対応をしております。また支援につきましての速度制限でございます。これにつきましても数年前区長さんたちとも相談したことがございます。またこの4区の竜東振興会ですか、そちらの方で全体的な、方向を掴んでいただきまして住民の皆さん、またそこを通る皆さんでどのような速度制限をしていけば良いのかどうかをご検討いただきまして、やはりそれを公安委員会の方に持ち上げてまいりたいと思いますので、そのへんにつきましてもまた地域との取り組みをお願いしたいと思いますので、またそのへんをお願いしたいと思います。やはり夜間の取り締まりでございます。私も朝4時から4時半頃ですか大型車が何か通ってダンドンドンということで何しろスピードを出して走るということで、どこへ行っても同じ苦情を言われます。やはり警察にもその旨をお話しているんですが、やはりちょっとあったことないとか、いうお話もいただいているんですが、そういう実態がありますので、それにつきましても警察、また取

り締めりができるものでしたらそういう形の中においてやはり全てやり、交通ルールを守る中においてやはりそのような形を進めなければいけませんので、夜間やはり歩行者もいると思いますので、そのへんも含めてまた警察等に話をしてみたいと思います。信号機でございますが、これについても地元の方から要望いただいておりますので、一応今後近い内に道路改良を行うというような形の中の地区でございます。この改良にあわせて信号機の設置についても地域の皆さん、また通行する皆さんとの話し合いの中において設置というものを考えていきたいと思っておりますので、できる所から1つでもやっていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。私からは以上でございます。

○中谷（5番）

非常に前向きな具体的に調査を進めて取り組んでいただけると、こういう力強いお言葉をいただきましたので、この項につきましては質問を終わりたいと思ひますけれども、以上、いくつもの地域の要望を提案申し上げましたも、いずれも難題と思ひます。地域住民が困っていることを一つひとつ前向きに解決していくのが行政の仕事ではないかと思うところであります。住民、町、県が一体となって早急に解決していただくよう提案を申し上げまして1番の質問は終わります。

続いて2番目の質問事項の人口減少と歯止め策についてお尋ねしたいと思ひます。前日、岩田議員や宮下議員の方から同じようなテーマで質問がされておまして、宮下議員の方からは「婚活支援を町も本格的にやったらどうか」と。また岩田議員の方からは「過疎や限界集落が発生してしまうよ」ということでそれに対する対応について質問がされておまして、若干ダブル面もあると思ひますが、よろしくお願ひします。まず町の人口推移の見通しについて。2つ目は人口対策プロジェクト推進委員会の活動状況について。3つ目については減少の歯止め策についてどのように進められていくのか。また4つ目としては25年度予算の反映に対してどのような点に政策を施していくのか、以上4点につきまして順次質問いたしますので、よろしくお願ひをしたいと思います。まず1点目の辰野町の人口推移に付いてお伺ひいたします。第五次総合計画では平成23年に目標値は人口は、辰野町の人口は2万1,000人を維持すると、こうに明記され、目標数字として掲げております。昨日私が担当課へお伺ひいたしまして、「12月1日現在の人口はいくらですか」とお尋ねしました。「2万1,155人です」との係からの返答でありました。この中には外国から来られている皆さん、動きの多い方々、あるいは特老等

の施設に入られてる方、等含めてそういうことだそうでございます。それで1月1日から12月1日までで正確には355人の人が11箇月で減っております。まだ12箇月には1箇月ありますので、これは予測はできませんけれども400人ぐらい年間落ち込んでいるのかなと、こんなに思っております。このことから目標の2万1,000人を実質割り込むのは時間の問題と読み取っておりますが、どのように推測されてるのか。また、町の65歳以上の高齢化比率等についても31.6%ということで近隣市町村と比べて非常に高いと、こんなに受け止めております。将来2万人を割り込んでってしまうと大変だなと。しかもそれはかなり早い時期に到達するんじゃないかと、こんなように私は思えてなりません。町長または担当の方の辰野町の人口の将来はどのように今考えているか、ちょっと推測で結構ですが、お聞き取りをしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○町 長

それでは次の質問で人口問題であります。昨日の宮下町議の答弁と、あるいはご質問と大分ダブりますので端折りまして要点のみお答えをさせていただきたいとこんなように思っております。人口減問題は大変日本全体、あるいはまた先進諸国の1つの特徴だとも言われておりますが、逆に世界の人口は増え続けておりまして、10年で10億人ぐらいつづつ増えているということになります。差し引き増えているわけです。しかし日本は現状では平成16年に結局過ぎてみて分かるわけですが、ピークっていうのはそういうものなんですけれども、1億2,783万人をピークにドンドンと減り続けております。特に地方は余計それが顕著に現れている。大都会、大阪とか東京辺りはそんなに顕著に人口減は現れませんが、逆にその分だけ急速に高齢化が進んでいるとこういう現象が今現れている日本の動態であります。辰野町におきましては平成16年に人口自体は現状の中でいきますと昭和60年ですね、昭和60年の国調で2万3,935人。がピークということになってまいりまして平成22年では、2万909人と言う国調の調査であります。ピークから見ますと昔のピークはまた別ですけれども最近のこの今、申し上げたピークで見ますと12.6%の減ということでありまして、1年に400人も下がるっていうことに対しましては、これは外国人の皆さん方がいろんな不景気、リーマンショック以来の不景気、働く場所の問題、そしてまた3.11災害等々の問題を鑑みまして急速に減って、若干また戻りつつあるということでございますけれども、それがちょっと大きな数字を表しております。昔、辰野町では、約150組ぐらいの結婚が毎年あっているということでありまして、年次的にこうみますと、それだけまたお子さん方もその組に関しましては2、3人

は産まれてくるといような計算であります。また年齢がきて亡くなっていく方もいらっ
しゃいます。差し引きで増えてたんですが、その差し引きが逆に今、亡くなる方の方が
多くて結婚組、あるいは子どもの出生組の方が減っていると。この差が辰野にずっとい
る人たちの場合を取ってみますと、人口減に繋がっていくと。同時にまた社会減という
ことで、人口が移動をいたします。辰野へも入ってくる。辰野からも出る。お勤めの関
係、あるいはまた未来の永劫の住宅をそこへ求める方。あるいはちょっとそこに住むと
いようないろいろな方があるわけでありまして、そんな推移を続けている中で、確かに
マイナスであることは事実です。日本が減っているわけでありますから、町だけってい
うことにもいきませんが人口問題、昨日も申したとおりでできるだけそのカーブを、
急カーブを平らなカーブにできないか、あるいはそれを平らに真っ直ぐ平らにできない
か。できれば右肩上がりに少しでももっていけないかと、そういうことを模索をしてい
きたいというふうに考えております。プロジェクトチーム等も今一所懸命研究いたして
おりますので、いずれにしましても宅地を供給しなければならない。逆に現在、7,400
近い世帯数が辰野もあるわけですが、その中に空き家になってきている所もある。その
への利用もできないか。あるいはまたアメニティって言いまして、アメニティってい
うのは非常に気持ちよく快適に暮らすことなんですけれども、その中には仕事へ通う場
所、あるいは位置、方向、等も考えなきゃならない。さきほど話しましたとおりで道路の
問題もあります。いろんなことを複合的に進めていかなきゃならないと、このように
思っています。地形的には3方へ通じる所でありますから、あるいは有賀峠まで考えます
と4方へ繋がっていくと。諏訪の方へは2通りの繋がりが方がある。こういう計算します
と4方でありますから、4方へも出れるし入れる。こういうことでありますので、地の
利を生かして、少しでも人口減を食い止めるための模索をいたしているところでありま
す。具体的なことに対しましては、またあとでお話を段々進めていきますが、今、大要
的なお話だろうと思っておりますのでそういうことにさせていただきます。推移と見通しであ
りますので、そういうことでございます。以上です。

○中谷（5番）

町長も辰野町にとって重要な課題と認識され、ご努力されておると思っておりますので、時
間の関係がありますので、とり急いで次へ進めていきたいと思っております。2番目でありま
すけれども、人口対策プロジェクト推進委員会っていうのが辰野町にできたということで、
この記事は10月の5日の火曜日の『たつの新聞』のトップ面に「人口減少歯止め対

策推進委員会設立」の記事が踊っておりまして。私も「やった」と。私の思ってたようなことを、いよいよ町も本格的に取り組んでくださったなど。さすが辰野町だな、と関心をして受け止めておりました。まず、構成メンバーとか今どのへんまできているか等につきまして課長なり、よろしく状況報告をお願いしたいと思います。

○町 長

概要を申し上げ、具体的には課長の方から申し上げたいと思います。昨日も宮下町議の答弁の方で少し触れてきているわけでございますけれども、いずれにしてもこの住宅地の用地取得に対する助成金ができないか、というようなことをまず1点考えておりますし、その進捗につきましては詳しくまた課長の方からお答えいたします。またIターン、Uターン移住希望者への助成制度、これまた農業、農地を付けながらというようなことも大分、そういう強いニーズもあるようでありますので、大都会の皆さん方、都会の皆さん方、そんなこともちょっと考えて今現在いるわけであります。また子育て支援につきましては、大分昔よりは日本全体でも進んでますし、そしてまた町でも進めなきゃならない。進めてるところであります。まあいろいろ尽くせど、尽くせど、ちっとも子どもが増えないというふうな現状であります。しかし、また何か方法はないだろうか、医療費を無料化とか保育料の軽減とかいろんなことを進めていきたいと。また優良宅地の造成ということでもあります。その中で一番問題点は辰野の場合は前から皆さん方にも申し上げてますし、皆さん方もお分かりのことだと思っておりますけれども、埋蔵文化財指定地区が262箇所もあるということです。どこも大体当たります。全部っていうことじゃありませんけれども、これだけある町は非常に少ない。もう1つは農業振興地域、昨日も申し上げましたけれども農振で真っ青であります。宅地造成をしていくには、それを全部解消していかなきゃならない。簡単には解消できませんし、またそれなりの方法取ってまたやっていかなきゃならないと思っておりますけれども、それです。昨日はそこまでお答えいたしました。それにかえて加えて、谷の始まりですから伊那谷の。中央アルプスと南アルプスの始まる所でもあり、伊那谷の始まる所でもありますから、非常に狭隘な所でもあります。しかし3方、4方に通じて非常に便利な所でもあります。しかしその谷間の始まりの所を真ん中を大きな河が分断しているわけですね。縦断しているって言いますか。これは川があっちはいけないって意味じゃないです。天竜川が1本入ります。小野川、横川川で1本入ります。したがって、その左右へ横断する日常に橋を架けないと渡れないという非常に難しさを持っているということです。もう

1点は、そこをこれはありがたいことの反面、また横断するには大変なことなんですけれども、鉄道が敷設されていると。これも悪いことじゃないですよ、とても良いことなんです。中央線があり飯田線があり、但し両方の横断していくにはこの狭い所でありますから余計有効利用しなきゃならんのに、その横断することがとても非常に大変なことである。いろんな難しさがあります。だめだ、だめだではなくてそれをクリアしていくのが行政の力であり、また皆さん方とともに住民の皆さんの協力と、こういうふうになっていくわけですが、とっても大変ですがやっていくとこういうことでもあります。そういう特徴がまずあります。もう1点は若いお母さん方がいくらどんな手立てを国がしても何をしても、子ども手当でも出したり、いろんなことをさきほども言ったようにやってみてもちっとも子どもを産んでくれない。これは女性の力も社会進出ということで、これは大事なことで進めなきゃならんです。今、長野県でも女性の副知事を置いてわざわざそれを男女共同参画社会、更に構築を進めようと。更に進めているところであります。と、同時に子育てがそれとなるとできなくなってしまう。したがって子どもをある一定の人数しか産んでいただけない。1人か2人か、3人なら良いとこで。昔は6、7人といろいろあったわけですけども、やっぱりそういったところで進出に対する問題とやっぱり相反、相、反してる部分がある。したがって女性が安心して子どもを産めるためには、そういった社会進出をされている女性に対しましてもそれだけの経済的保障をしながら、要するに産休ですね、産休をしっかりと与えるような方法。それも行政はもう進めてやっておりますけれども、民間の会社でもしなくてはならない。しかし働いてない人に給料をある一定出すわけですから、その分、人件費というものは上がっちゃうわけですが、それ以上に苦勞してもものが売れるような各会社や商店も考えながら、そういったことを包含できるような社会づくりをしなくてはならない。そういうことが、課せられてきております。同時に未婚、晩婚、ということもありまして今、一所懸命あちらこちらの手立てしながらカップル組を作っていくかなということでもあります。しかし国際化社会でありますので、昔はいろんな所で自然に会社でも、あるいは職場でも触れ合うということになりましたが、今、複雑怪奇な、結局国際力に国際競争に勝つためにもう1日中回しているような会社が増えてきて、それも回るだけの仕事があれば良いというふうにならなくなってはいますけれども、勤め方が変わってきました。土日でも勤める。真夜中でも勤める。その代わり3直で4直で交代していく。しかし女性の場合はある一定の時間数以上、時間、夜中は深夜はいけませんので、夜中出で、

出てる男の人ちっとも触れ合わないということになりますよね。というようなこともいろんな社会形態の変動がありまして、なかなかこの婚期を逃すという言い方は失礼ではありますが、未婚であるまがが続いてきているというふうなことも考えられるかと思えます。いろいろ複合でありますので様々なこと考えながら、また課長からもお答えいたしますが、皆さん方からも良いご意見があれば、またお聞かせいただきたい。前向きに取り組みたいと思って増す。以上です。

○議長

中谷議員、質問時間が終了しました。終了してください。

○中谷（5番）

それではちょっとね、もっと突っ込んで町長の施策等につきましても、どう展開するかお聞きしたいところではありましたが、時間でするので、持ち時間終わりましたので、終わりますが、住み良い町、活力のあるまちづくりが町政の目指すところだと私は信じております。人口推移と動向が町の活力を計るバロメーターとよく言われております。人口減少阻止のため、持てる力を十二分に発揮して総力を上げて取り組むことを提案して、私の全ての質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席4番、堀内武男議員。

【質問順位9番、議席4番、堀内 武男 議員】

○堀内（4番）

それではさきに通告いたしました3件について質問させていただきます。まずはじめに、国民健康保険事業の運営について質問いたします。この件につきましては、前日の根橋議員の質問とかなり重複いたしますので、項目を絞って行いたいと思います。ただ本日初めて聞く方もいらっしゃるようで、数値的な内容につきましては少しお話をさせていただきたいと思います。まず、平成24年度国保事業会計の予測についてお伺いいたします。平成23年度国保事業を総括すると国保税を15.7%値上に対し、実質の税収入は約7%と半分な状況でした。2,000万円の基金を取り崩しての収支決算となりましたんですが、現在基金においては平成14年、約3億7,000万円ありましたものが、平成23年度末で約5,600万円という形で大幅に目減りしておるのが現状です。本年度全投入しても約3,500万円くらい不足するんじゃないかっていう予測も出されていると聞いておりますが、ここで町長にお尋ねいたします。平成24年度、約半年を経過するに当たり、

本年度の国保事業の状況と年度末会計予測についてどうなるのか、お尋ねいたします。

○町 長

質問順位第9番の堀内武男議員の質問に、お答えをしてみたいと思います。問題となっており、問題と言いますか、こうクリアしていかなきゃならない問題、国保会計のご質問であります。まず、昨日からも続いた質問もありますので、あまりダブらないように、と言いますもののやっぱり根幹は一緒でありますので、少し重複なことも一部あるわけですが、お答え申し上げたいと思います。23年度15.7%の値上げをさせていただきました。しかし、たまたま不景気、世界的不況の中でありまして、結局、所得が伸びず、また低所得者の皆さん方には有利にするというふうな方向を町もしっかり取っております。ということで今、議員が言われましたように15.7%ですが半分以下の実績しか得られなかった。7%だけであったということが事実であります。今年度予測につきましては、更にまた23年度につきましては調定をいたしまして1,000万円ほど更にまた収入が下がると、予測であります。また、低所得者の皆さん方に対しては軽減が3,600万円もマイナスという形になってまいりますので、これは全被保険者の46%にも当たる方が低所得者のランクに入れさせていただいて軽減いたしておりますので、非常に上げても上げても実際的にはその言った数字どおりの結果がでない、ということであります。ほか町の今後の今年度の予測等も含めまして課長の方から数字をお答えいたします。

○住民税務課長

只今、町長が申し上げたとおりでございますけれども、なかなか数字の方が読みが難しいということで、予測が非常に厳しい状態でございます。過去3年間の医療費の伸びがとても著しくて、なかなか医療費の抑制まで及ばないというところが現状でございます。それと収支の予測につきましては、やはり昨日も申し上げたかと思っておりますけれども、国の補助金の申請等が今これからするところでございます。また国保の会計に限ってということではないですけれども、特に国保におきましては最終的に補助金の決定額が4月くらいになります。それでなかなか全体的なことを読めない。また医療費につきましても3月末の医療費までということですので、4月過ぎにならないと医療費の確定ができないということで、はっきり言ってなかなか非常に予測が困難というところです。過去3年間くらいのところの状況見ますと、3,000万円くらいは不足額が出るかなという想定でございます。それでもそのあと、国と県からの補助金額が思ったより余計にいただければ、そのところも1,000万2,000万の前後はかなりあると思っておりますけれど

も、ちょっと不確定でございます。

○堀内（４番）

只今、答弁の中で24年度も非常に厳しい状況である、というちょっと発言がございました。状況は把握できました。続きまして平成24年度、具体的活動、推進状況についてお尋ねいたしたいと思います。結果の総括として平成23年度国保支出金を見ますと医療諸費が61.5%を占めているということで、またそのほか高額医療費が7.4%ということで、これが大体多数であるという形だと思います。昨日もちょっと話がありました。辰野町の1人当たりの医療総額は年額31万7,000円であるということで、長野県77市町村の内の17位ということで非常に上位を占めているというのが現状であります。近隣市町村と比べてもですね非常に多い状況であるというのが現状でありますし、前年比見ても105.9%、増加率も非常に多いという形で医療費がかかっているというのが現状であったと思います。その要因分析と低減に向けた活動は保健師さんの役割が非常に多い、大きいと思いますけれども現状、保健師さんの投入工数、これは国民健康保険事業単体で見ますとですね約12.64%しか今、割いていないというのが現状であります。住民一体となつての活動とすることに対してはですね、投入不足が昨日もありましたんですが顕著であるということで、私もそう感じます。ここでお尋ねいたします。1人当たりの医療費が多い要因は何であるのか。また他市町村と比較して何が違うのか、そういう分析はされたのか。国保会計を改善する対策のためには私も保健師さん投入工数が低すぎると思いますので、やっぱりこのへんを合わせてですね、どう解決するのか見解をお尋ねいたします。

○町 長

概要申し上げて、課長の方から詳しくお話申し上げますけれども、長野県で17位ぐらいというふうなことでありますが、長野県全体が日本の全体の中で低い方です。一番高いのが東京、あるいはまた北海道辺り。どういう現象かちょっと分かりませんが、医療費はとて多い所です。長野県は少ない方であるというふうに捉えてもらって良いですが、最近長野県も少しずつ増える傾向になってきております。その中で今辰野の位置はそんなところということではありますが、おかげさまで辰野町、町の規模でありながら病院持っているということ。開業医さんもいらっしゃるということ。同時にここはさきほどの便利性もあるわけでありまして、松塩地区、松本辺り塩尻の方へも、あるいは諏訪の方へ、伊那の方へも行けると。また同時に伊那の方とは地域連携をいたしてお

ります。諏訪とも一部連携をしなきゃならんということで、医療の関係はしているわけでありまして非常にかかりやすい。このことは良いことなんですがね。良いことなんですが、かかりやすい便利な所にあるということでもあります。ということで、これはまた裏腹になるんですが、逆にかかるから国保税の方も国保税と言いますか、国保の方も会計も支出が増えてくると。連動作用である。放置しておいて何もしなんで高くなるということではありません。そういうふうなこともあるということでもあります。保健師等も少ない人数であります、また担当課長からお答えいたしますけれども、いろいろと昨日も言いましたようにメタボリックシンドローム等々抑えるように、介護予防センターもあちらこちらにできてきておりますので、そこを使って寝たきりにならない、病気にならない、いろんなこと。医食同源でありますから食生活、運動生活の中に健康を保てるいろんなことを普及をしているところでもあります。担当課長からお答えいたします。

○住民税務課長

只今、町長申し上げたとおりでございます。やはり近隣町村に比べて医療機関にかかりやすい状況にあるということが、大きな要因かと思えます。また、保険事業に投入する保健師の関係でございますけれども、昨日もちよっと保健福祉課長の方から答弁させていただきましてけれども、保健師業務とても現在多岐にわたっております。そんな中で今、若い保健師が当町では多いため育児休業等でちよっと重なってしまっていることが要因かと思えますけれども、若干他の市町村に比べて保健師の数が、活動できる保健師の数が不足しているかなとも思われております。現在のところ新年度において保健師の方を募集させていただいております。また、そのもとに人事の人員確保ができたところでは、十分に配置の方に努めて町全体の医療費の削減に繋がる事業の展開を検討しておるところでございます。以上です。

○堀内（4番）

保健師さん、来年度募集を含めて町長の方から話なかったんですが、課長の方からそんな話ありましたんで、それに期待しながらですね私とすればやっぱし医療費を下げる。下げるために何をしたら良いか、そこらへんをやっぱし要因をやっぱしこう分析する。長野県は低いと言いますが、その長野県の中でもやっぱちよっと高め。昨日も話あった1人1万円減ったら、かなりの金額が浮くんだよっていう形の状況踏まえながらですね、やっぱりそこらへんの要因を分析する中で医療費を下げるという活動は絶対的にやるべきだ、と私は思います。そんな形で是非そのへんの運用を図っていただ

きたい、という形をお願いをしたいと思います。続きまして活動の中です、前日医療費削減項目っていう形で4点挙げました。健診受給者の受診率向上するであるとかです、家庭訪問をしますよ、っていう形の状況の対策等も述べられました。非常に重要な施策であるという形だと思います。実際的にはですね、これ非常に工数もかかりますし、地道な活動をしなきゃいけないという形だと思います。これに向けてですね、ここでお尋ねしたいんですが、やっぱり具体的にどの様な進め方をしようとしているのか。その一端をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○住民税務課長

それでは現在も進めていることと、それから更に24年度現年度から集中的に重点的な取り組みをしているものと、それから効果についてご説明させていただきます。医療費の削減のためには現在、受診歴を2箇月ずつ年3回、医療費通知というものを発送しております。これは目的は重複受信や、また休日、夜間の受信をできるだけ控えてください、というようなそういった意味合いの医療費の金額をお知らせしているものでございます。それからレセプト点検の方に力を入れております。通常ですと国保連合会の方へ委託をして行っているわけですが、それに加えまして医療事務に精通した臨時職員ではございますけれども、職員によりましてレセプトの点検の方を強化しております。現在24年4月から9月までの間で約そのレセプトの点検をしたことによりまして、45万円ほどの医療費の削減ができております。これも引き続き点検の方に力を入れていきたいと思っております。それから療養費と言いまして、針とか灸、マッサージ等の通常では保険証が内科的な医師の診断書がないとできないようなものにつきましても保健師を使って受診しているような方につきまして、適正な受診についてということで、来月の広報、また町のホームページ等でお知らせすることにしております。それから特定健診の受診率の向上ということでございますけれども、今年度は重点施策といたしまして各種いろんな通知を出す際に必ず特定健診のお知らせ、お勧めということを同封しております。また広報載った方にも定期的に複数回をお知らせにページを割いております。それから回覧板の方でも周知を力入れております。特に今年度は、今までは町内の医療機関に絞ってございましたけれども、上伊那管内の医療機関でも受診していただけるようにということで、上伊那の医師会の方と契約を結びました。また、個人負担につきましても1,500円であったものを1,000円に引き下げをいたしました。心電図の希望者につきましても従来1,575円で行ってございましたけれども、本年度からそれを無料にいたしました。今回来

年の3月までが24年度の受診期間中ということでございますので引き続き広報などにPRをしていきたいと思っております。昨年度は36.6%ということで受診率、結果出ておりますけれども、本年度は40%の前半代が見込まれると思っております。以上です。

○堀内（4番）

只今、具体的な施策お聞きいたしました。只今、その中で1点軽減活動の中で医療のお知らせ、っていう話が今ありましたですね。私もこれをいただいております。ちょっと残念なこと。見直してもらいたいっていうことが1点ございます。この通知の意味っていうところがちょっと書かれております。ちょっと原本持って来なかつたんですけれども、ここにはですね「国民健康保険の役割を理解していただくとともに、健康の大切さについて感心を高めていただくことを目的として医療費の総額をお知らせいたします」って書いてありますね。で、今答弁がありました。重複受診を抑えるっていう形、これ絶対的な目的だと思うんですよね。今言ったことはこれ、目的っていうよりもむしろこういう行動っていう形の状況で、私はこの通知を貰った時にどういう行動を起こす、皆さん起こすのかなっていうちょっと考えてみました。何も考えを、「ああ、来たね、通知が来たね」っていう形で終わってしまう人が多いんじゃないか、っていう形です、やっぱりこれは何を期待しているのか、そこらへんをですねやっぱりもうちょっと明確にして書いた方が良くないかと。貰った人はやっぱりこういう形で基づいて、こういう方針でこういうためにこれを貰っているんだ、だからどういう行動を起こそうという、そういう気にさせるっていうことが非常に必要だと思いますので、どうかそこらへんをもう1回見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○住民税務課長

はい、そこに書く、書かれていることは国保連合会の方から出てくる文書で辰野町独自でできないものがありますので、はい、十分検討させていただきたいと思うんですけれども、その医療費のお知らせは、議員のように受け止めていただく方と、それから通知が届いた翌日に大変お叱りの電話もあります。受診を規制しているように受け止められるということで、これを複数回、重ねて出すと「じゃあ、医者にかかるなっていうことか」っていうようなお電話を、着いたその次の日に何件かお電話をいただきます。そのため、年3回ということで出させていただいているんですけれども、その中でこちらの希望としては要するに多受診とか、そういった夜間とか休日とか次の日に行けるのではないとか。それから同じ病気で続けて行かないようにっていうような意味を含めて

お出ししているつもりですけれども、やはりそういった意味も含めるようにそこに記載する言葉ですね。そちらの方に検討してまいりたいと思います。

○堀内（４番）

受け止め方、いろいろな方がいらっしゃるっていう話がありましたけども、いずれにせよ、今非常に厳しい状況でこの国保事業がされてるということをやっぱり理解していただくということは絶対必要だと思います。そういうことの熱意をですねやっぱり伝えるっていうことも1つの方法かなって気がいたします。続きまして、薬代の削減に向けた施策についてお尋ねいたします。薬代の削減についてはジェネリック化っていうことで皆さんご存知だと思いますけれども、これを大きな効果を切り替えができるという形だと思いますし、先般、切り替えに向けて、今回多分、効果のある方に対してそういう通知を皆さんにお通知証を出しているということだと思います。ただこの中でですね、やっぱり効果を得るためにはその目的、さきほど言いました目的、立案者の熱意とですね、必要性っていうのをやっぱり具体的にやっぱりこう説く必要があるんじゃないか。やっぱり結果をその、それと同時にやっぱり結果をフォローするっていうことがやっぱり必要であるっていう感じで考えております。それから通知を出しました。そのあとどういうふうにされたのか。あるいはその通知を出したことに對して、その出した方ですね「こういう状況なんだよ」という形のやっぱり連絡をすとか、そういう熱意を示す必要が絶対的にあるという形だと思います。そんな形で通知を出した時点、出すことが仕事ではなくて、その効果を狙っているわけですから、その効果を得るような形でやっぱり推進するっていうことが絶対必要かなって、私はそう思います。そんな形でちょっとお尋ねするんですが、この出した効果、フォローとしてどうであったのか。まだ中間っていう形だと思いますけれども、そのへんの見解をお伺いいたします。

○住民税務課長

議員のご指摘のとおり、そういった通知の方を今年、年2回8月と2月にお出しいたしました。8月には455通そういった対象、ジェネリックに替えたら効果がありますよというような方を抽出して、お出しいたしました。9月になってから調剤の分をその前の、前の期の5月期と比較いたしてみました。要するに調剂量のお薬の量のベースでは15%ほど量は増えました。しかし、これがジェネリックに替わったということだと思いますけれども、金額的には約1箇月で47万円ほどの効果が見られました。これは保険者の方に効果が見られたということでございます。イコールそれが受信者の方にも被保険

者の方にもお薬代が減ったということでございますので、今度はこうした結果についてもお知らせの時に、やはりそういう結果を含めながらお出ししたいと思えます。また、それはずっとの課題でございますけれども、なかなかこういったことに関しましては医師の判断というものがございまして、なかなか思うようには進まない部分もあるかと思えますけれども、被保険者の方のお薬代が軽減するということも合わせてPRすることで保険者の方の医療費も削減するということでございまして、そんなふうに努めていきたいと思えます。

○堀内（４番）

是非、そういう活動を通じてですね、やっぱり被保険者の方に協力していただくということは絶対必要だと思えますので、是非そんな動きをしていただきたいと思います。続きまして、３番目の滞納金の状況。回収目標を含めて状況についてお伺いいたします。平成23年度滞納金調定額 9,686 万円でございます。この国庫事業が逼迫している中で、無視できる額ではありません。計算上から見ますとですね収納率が14%で設定され昨年度、23年度は14.1%っていうことでクリアーをしてるという形で聞いておりますけれども、滞納金の処理の仕方、帳簿からの手続き等は前日そんな話がありましたんで割愛をさせていただきますけれども、いずれにせよですね今、滞納金の関係については累計的、非常に多い数字ですんでどのくらいの時点からの累計なのか、あるいは本年度、収納目標としてどうやっているのか。回収のための施策についてどうであるか、お聞きいたします。

○町 長

概要申し上げて、担当課長からお答え申し上げます。さきほどの話の中で何ですか、抑制効果を狙うようにということで通知が出ているわけでありましてけれども、あれは日本全体全部出ているわけですが、一番知っていただきたいのは、自分が負担金を払って自分の医療を診ていただいたということです。それで、しかしどのくらい国保からあと出ているのかということも分かって欲しいということです。自分の負担、「ああ、こんなにほかに国保から出ているんだな」特に高額医療7、8万円超えますと全額が国保その他から出てきておりますので、手術された方とか、もう何百万という金額にもなってきますが、自分の負担費は8万円とか7万円で今一定の額がありますが、それ止まりです。それ以外は3割負担とかそういうふうになっているわけですが、「ああ、こういうふうに使っているんだな、だから元気な内にしっかりやっぱり国保は払っておいた方が良い

よ」とこういう理念を住民の皆さん方がいろんな機会、また自分が受診した時の連絡通知等を見ながら意識することが、一番の目的であり、大事なことであり、また機会があれば人にも話してやっていただきたい。家族にも話していただきたいと、こんなふうなことでございます。ただ注意しなきゃならないのは重複受診という言葉が今、ありました。重複受診は同じ病気であっちもこっちもこっちもあっちもかかって、あっちもこっちもあっちもこっちも薬をいただいている。このことは医療的にも良くないようでありますし、薬を余分に飲んでしまうこともあるでしょうし、自分ではなかなか薬のこうたくさん出ていますからコントロールができないということがあります。ただ間違いやすいのは、セカンドオピニオンというのがあります。このお医者さんで診て、こういうになったが希望があれば、ほかの方紹介しますよというような形で、どこの病院でもセカンドオピニオンをやります。これはその病気でその医師の薦めでほかの病院にかかるということですから、できればその中で紹介状もいただきながらということでもありますから、これは重複受診には当たりません。それではっきりしたところでどのような処置をしていくかということです。それから第3次医療専門的なことの治療が必要な場合があって医者を紹介、医師、あるいは病院を紹介されて、ある一定の加療がなされたあと、また元の病院でもって、あるいは元の開業医さんのところで今度は通院でその病気を診て行く。これも重複受診に当たりません。同時に同じことで先生方が知らずにあちらこちらでもって診ていると、これを重複と言いますので、今のようなセカンドオピニオン、あるいはまた第3次、第2次、第1次とこう戻ってくる医療、これは重複に当たらないということをご承知おきいただきたいと思います。また国保のあり方につきましては、徴収の仕方なんですけれども昨日もちょっと話出ておりますけれども応能と応益と、2種類に分かれて国保税が個人個人で算定されます。応能っていうのはやっぱり自分の能力という形でありまして、その中で資産割、それから所得割、こういったものが加算され、加算て言いますか計算の単位に入ってまいります。あとは応益っていう言葉で、この応益っていう言葉が良いかどうか別といたしまして、これは均等割りや平等割であります。さきほどのように均等割りや平等割、同時にまた資産、能力、所得の能力ですね、それが大体半々ぐらいになるように近づけながら、算定するようにできております。したがって所得の少ない方は、いくら上げる何だかんだって言ってみても総体金額は非常に安く抑えられて、逆に資産、たくさん所得のある方はたくさん払っていただく。こんなシステムがあります。同時に一番大事なものは国、県の補助金であります。これがフラ

フラしててなかなか決定してこない。ということで弾き出しにくいところもありますが、来年度に対しましてどうするかっていうようなことに対しまして、まだ国の方が決定を見ておりませんので、しっかり国の方でみていただければ我々の住民の皆さん方に課する国保料、健康保険料ですか、税ですね。国保税、国保税っていうもの自体は上げないで済むわけですが、安くなれば逆に盛っていかなきゃなど、こういう仕組みになっておりますのでご承知いただきたいと思います。今の質問に対しまして課長の方から答えいたします。

○住民税務課長

それでは滞納金の回収の方の関係についてお答えいたします。昨日もちょっとお話できましたけれども、滞納金はいつからかということでございますけれども、やはり5年で時効となります。それでその間、動きがなければそのままそれから3年経ったら不納欠損となってしまいます。そういったことで5年経つと滞納、滞納繰越金はそういうわけで5年ごと、不納欠損には5年から3年経って不納欠損になります。今一番古い滞納金が残っているのは、平成13年度のものが引き続き残っております。それから回収方法につきましてですけれども本年度の目標ということでございますけれども、回収目標でございますけれどもこの目標値につきましては、過去5年間の収納率の平均値をまず算定しまして、それから町民税等もやはり動きがございますので、その収入の動向を見ながら決定させていただいております。本年度の目標は16.9%と目標を立ててございます。クリアーできると思います。それから徴収に関する方法でございますけれども、やはりこれには毅然とした態度で臨むということが一番だと思っておりますけれども、昨日もお話ありましたように本当に払えない人なのか、それから払えるけれども払わないのか、というところを見極めるためにまめな納税相談に心がけていきたいと思っております。本当に払えるけれども滞納しているっていうふうに見込まれた方には、ちょっと切ないですけれども国保証から短期証に切り替えさせていただいたりとか、資格者証にというような方法も取らせていただいております。短期者証につきましては今、1月から6箇月のような方に合計で100人ちょっとくらいそういう形を取らせていただいている方おりますけれども、資格者証までいくような方はおりません。また、来年度におきますと納税の機会の更に強いことを考えていきたいと思っております。

○堀内（4番）

厳しい要素があります。滞納状態を適切に把握しながら回収を含めてですね、目標を

決めてきちんとやっていただくということになるかと思いますが、ちょっと時間が押してますんで、国保の関係の最後の質問につきましてはですね、先日根橋議員からいろんな方からいろいろ話がありました。国保税のあり方であるとか、一般会計の繰入の関係、緊急避難的な適応は考えるという形の状況の答弁がありましたんで、この状況で打ち上げたいと思いますけれども、いずれにせよ前年23年度、思ったような状況で税の徴収ができなかったっていう状況がありますんで、今後値上げを含めての内容につきましてはですね、その内容を考慮しながら予定、値上げどおりに税収が上がるような施策、方法を是非考えていただきたく思いながら次の質問に移らせていただきます。

2件目の質問に入ります。辰野町の道路行政についてお伺いいたします。辰野町の道路行政につきましてはですね、昨年9区ワークショップが完了して羽北地区、次いで宮所地区の道路状態が悪くて歩行者の安全が確保できていないとか、道路幅が狭いっていう形で自動車通行上の不安全性が指摘されています。そういう形で改善のですね必要性は答申されたわけでございます。現在辰野町都市計画の中においても、初期、昭和31年に11路線が制定され、半世紀以上経っているのが現状でございます。人口減少、あるいは少子高齢化の時代が、と変革が鑑みてですね見直しを強く感じる次第であります。そこで町長にお尋ねいたします。災害時の対応としての交通確保と絡ませ辰野町都市計画推進について、どの様な構想を持っているのか。都市計画の中で街路行政の見直しを考える考えがあるのかどうか、その2点についてお伺いいたします。

○町長

それでは次の道路質問、都市計画も含めたことでありますが、これは都市計画のどこでもそうありますけれども、計画決定というもの自体100年の大計って言いまして、即刻に全部できるというものではありません。逐次進めていくわけでありまして、しかしその中で生活環境、あるいは経済環境、また町の構成、全体のインフラ環境も変わってきますので、見直しはあまり簡単にはできないんですけども、必要な状態に合うように今度駅前も、あれも殆ど法律違反なんですけれども特例中の特例ということで認めていただいて、区画整理によらないと。また、まちづくりという形にもっていくわけでありまして、ほかの街路でもそうです。簡単には見直しできませんけれども、できるだけ流用の中で県の都市計画審議会等の協力も得て、また国の方の許可を取りながらそういうふうな見直しをしていかなきゃならないということでもあります。やっぱり災害ということも今、ご指摘であります災害事態に対しましてもいろんな想定外のことが、もう

想定内に入ってきているということでもありますので、それも取り組んだ中でのまた都市計画の良い意味の見直し等も積極果敢に取り組んで、何としてもそれを新しい方法に変えてもらうように努力をして国、県に関わっていききたいと、こんなふうに考えているとこであります。具体例につきましてはまた質問の中でお答えを申し上げます。

○堀内（４番）

都市計画につきましては、今言ったように100年の計ってという形の状況の中で、やっぱり日数と費用が非常にかかるってという形の状況だと思います。ただ辰野町をどの様な街にするかのっていう、その構想の基に計画されているってということだと思いますので、やっぱり時代の変革に合わせて見直してくってということは絶対必要じゃないのかって思いますんで、是非そんな動きをしていただきたいと思います。続きましてその路線をちょっと絞って話をさせていただきます。国道153号線道路整備計画の考え方について、ちょっとお伺いいたします。国道153号道路は新町から宮所地区の間は都市計画によって16メートル幅の道路設定幅が設定されております。ただ伊北インターに繋がる羽北地区、及びその前後の道路につきましてははですね、この状態ではなくてもっと狭い幅の状況で設定されているってというのが現状であります。ですから中間の地点が幅が道路が広くて両サイドが狭いってということになりますとですね、その効果っていうのはあんまりないんじゃないかっていうふうに私は考えます。地元もですね国道153号線、宮所の道路推進委員会が立ち上がって、いよいよその活動をスタートさせておりますけれども、いずれにせよまず、県、国のですね組上に、計画の組上に乗らないとスタートラインに付けないってというのが現状だと思います。そんな形で町としてもですね強力な後押しを希望すると。当然地元も最大限の推進を図るという形で動きをしていききたいと思っておりますけれども、最終的に都市計画の16メートルとなりますと両サイドに4メートルの歩道を設置するという形の状況になるかと思いますが、現状から見て非常にその必要性っていうのは薄いんじゃないかっていうふうな気がいたします。地元の意向についてはこれから取りまとめをしていきますけれども、ここでその宮所地区のですね、道路改良を含めての町としての意気込み。それと都市計画道路と絡み合わせてですね現状の車、歩行者の通行量を加味してその16メートル幅が必要であるのか、どのような逆に規模の道路を整備する考えなのか見解をお伺いしたいと思います。

○町長

具体的に153号線の改良につきましてこれから果敢に対応して陳情し、また事業化を

していくように努力をしていかなきゃならんところに来ております。これに対しまして、議員の質問であります。一部は一部の地区、特に中心、宮所地区等で非常に幅が広くなりそしてまた先線のほうは、インターに近づいて細くなってる。有効利用でないんじゃないかっていう質問であります。確かに直感的にはそう思いますけれども、あれは通過交通だけの道路でありません。生活道も兼ねているということでありまして、やはり町の中心地区にあたる部分が宮所に入りますから、そのままその道路に入ったら北大出の方へ行くとは限りません。宮木へ入ったり下辰野へ入ったり平出へ入ったりと左折をしながら、小野から来る場合ですね。逆に伊那の方から来る場合は右へ折れるとかその辺が混むとか。そしてまた諏訪地区の方へ流れるとかいろいろなことがあります。したがってそういったことを全部累計し直したりしながら考えられていますので、一概に途中は太くて先線が細くなって、これは不合理だということではないだろうと、こんなふうに思います。しかしこれを考えられたところの時点がまたさきほど言ったように、生活環境、あるいは社会的環境インフラ環境、ほかの道路もその頃ないものもできたりなんかしておりますので、総合的に考えていきたいというふうに思います。簡単に規定は変えられませんけれども、また真剣に皆さんの熱意で合理的な道路ができるようにそういう意味でこのワークショップでまず今、一所懸命やっておりますので、そこで皆さん方の忌憚のない見解を出して、そして無理からぬ事情というようなことが折り紙付きであればその辺の路線の幅等も幅員等も考えていけるのではないかと、こんなふうに考えております。課長の方からお答えいたします。

○建設水道課長

宮所地区の153号線の整備につきましては昨年度、153号線整備促進協議会のワークショップを行いまして9区の総意により宮所地区がやはりさきほど議員さんからお話がありましたように幅員が狭く一番緊急性が高い地区ということとなっております。それを町を受けまして、ご存知のように先般、県の方に要望等を重ねておる次第でございます。またさきほど伊那建設事務所にもその旨について打ち合わせ等を行い、次年度以降の様な活動をしていけば良いかということで打ち合わせ等を行っている次第でございます。この道路でございますが、幅員につきましては都市計画街路という形で16メートルでございます。交通量でございますが平成22年の交通、道路交通センサスの報告書によりますと、24時間自動車交通量は1万779台ちゅうことで、大型車の混入率は13.2%。混雑率は1に対しまして0.95ということで混雑はそんなに見受けられてない地

区でございます。この羽北につきましてはご存知のとおりでございますので、省かさせていただきますが、そういう地区でございます。それについてやはり生活する場面ということもありますので、やはり道路を建設するに対してはやはり、この信州の観光の道路、物流、物資の輸送の経済性の道路、またさきほど町議さんの方からありましたように災害時の緊急輸送路としての道路の位置づけ、医療、福祉としての公共性の道路の位置づけ、それから私たちが日常使っております通勤、通学、買い物、コミュニティー、中央に宮所のコミュニティーセンター、会合する場所がございます。それからそういうのの活動がございますので、そういう日常を支える最も身近な大切な共有財産の多目的に使用されているものでございます。また小横川地区においては辰野中学校への自転車通学とそういう問題の中も含めた全体の中によって、幅員というものがすすめられるものではないかと思えます。これにつきましては地域の皆さん、また道路管理者の伊那建設事務所とも協議をしながら検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

○堀内（４番）

長野県南北の交通の要の道路でありますし、生活道路、辰野町としてもやっぱり位置付けられる同じ、重要な道路だと思えますんで早急な安全な道路を新設ができますような推進を是非お願いをしたいと思えます。続きまして、最後の質問に入ります。

荒神山スポーツ公園の活用についてお伺いいたします。この公園は昭和46年度都市計画に設定された設備ということで、その役割を担ってきているわけではありますが、ここにはスポーツ施設であるとか宿泊施設、文化施設等、町民の憩いの場所として非常に自然に恵まれた公園としての特徴である辰野のシンボルであると思っております。年月も経過して非常に老朽化しているっていう、あるいは時代の変革に基づいてですね、大きく全体が変わっているという形の状況あります。現在多くのアイデアが出されて意見交換等含める中で委託をして検討をしているというのが現状でございますけれども、ここでお伺いしたいんですが荒神山公園の現状の課題、再開発の目的、即ち目指すところは何なのか。どのような規模で考えているのか。プールの跡地の活用も合わせて開発なのか、町長の見解をお伺いいたします。

○町 長

荒神山は今、ご指摘のとおり住民の憩いの場ではありますが、今できるだけ通年来てもらおうと、桜の時期だけとか暖かい時だけじゃなくて、冬でも来てもらおうといろいろなことが模索されてきております。これは目的でありますから、できるだけ大勢の方が通

年通してくるのが一番望ましいわけでありまして、結局その中で、自然資源を生かした心地よい空間づくりということを中心に狙いといたしております。同時ににまた森林ということで周りに山はいっぱいあるんですが、毎日山へ行くとか、入る方は別ですけども、そうでない人、なかなか森林の利点を享受できなんでいる。そういう中で散策道路、本当に実際に健康にも良いようでありますから、樹木の発するフィトンチッドとかいろんな酵素等もあるようでありますから、そういったことも絡めて、癒しの空間であり更にまた健康づくりの空間でもあると、こういうふうなことも目的として非常に行きやすい所になってきている。こういうことでもあります。歩いていくのが一番良いんでしょうけども、車で来ていただいても駐車場も完備されてるとこんなことでもあります。そこで降りて、また歩くとかいろんなことが複合的にできるだろうと思います。健康増進、スポーツ、活動、そういったことも具体的な中に入っております。あとは既存設備の有効活用とコスト縮減も図っていかなくちゃならない。こういう時代でありますから経費ばかりかけて、人ばかり集まりや良いとこういうことでもありませんので、どんなふうにしていったら一番目的が達成され、また経費も安く運営もできる。設備投資も少なく済むかということを抱き合わせでもって歳入面、平行に進めていきたいとこんなことでもあります。ウォーターパーク跡地につきましてはまだ具体的な方法もありませんので、今は荒神山を研究する会等々の皆さん方のお声もいただいておりますので、その中からまた編み出していきたいとこんなふうに思っております。以上であります。

○議 長

堀内議員、質問時間があと3分を切りました。質問答弁とも簡潔にお願いいたします。

○堀内（4番）

はい。それでは私の最後のお願い、意見を述べさせていただきます。健康増進のためにですね、設備の充実を図るっていうことは非常に良いことだと思います。現在、公園内にはですね入浴施設あったり、運動施設があるんですが、現状で今辰野町の状況を見ますと非常に今、分散しているっていうのが現状です。私が思うにはやっぱりその所行ったらいろいろのことができる。まとめてできる、そういう施設が絶対必要だと思います。たまたま私2箇所ぐらい行ったんですが、やっぱりプール、温泉が出るっていうことがありますんで、やっぱり温泉に入る、あるいはその所でいろいろ施設を使ってトレーニングをする。あるいは温泉の中にウォーキングする部分がある。あるいはそこに食堂がある。そういう形でですね、非常に多岐的にすることによって、今現状ではす

わっこランドであるとか大芝の方の関係のお湯があったりしますけれども、そこに行きますとですねやっぱり辰野町の人がかかり行ってます。そういう感じ見ますとですね、やっぱり人を呼べる施設をそこにないと各々が一つずつあってもあまり意味がないっていう形だと思いますんで、そこの踏まえながらですね今後やっぱり検討してもらおうという形と同時に、体力を増進するっていう内容からしまして、ここにありました、たつの海を皆さん1年中歩く状況があります。その中で、やっぱりその冬場になると霜柱が立ってなかなか歩けないっていう現象っていうのがありまして、やっぱり増進をするためにはですね、その点をやっぱりもっと、冬場でも歩ける施設っていうのを是非、これを考えていただきたいと思いますが、プールを使った、温泉を使った歩ける施設、あるいはたつの海のウォーキングできる施設を、冬場もできる、そんな形を是非検討していただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○町 長

荒神山に対しましてのいろいろの提言をいただきまして、感謝を申し上げます。確かに分散よりも集中、集約した方が効果的であるということも分かっております。逆にかやぶきの考え方、あの辺の観光、あるいは人が集約すること、また移動して持って来るわけにいきませんので、別個別個にあればまた飽きも人間ていうのはくるわけですから、ほかの方へ行くっていう楽しみも含めて。しかしおっしゃることも分かりますので、いろんな集約的な考え方もそこへ目的に合ったようなものをできればと、こんなことも考えていきたいとこんなふうにも思っております。また、ウォーキングに関しましては非常にそういったこと、健康増進というようなことが段々普及されてきておりまして、あそこを使っただけでおります。これが裏腹でありまして、歩きやすくするには舗装した方が良いでしょうっていうんですけれども、舗装すると足に良くないとかですねいろんな理論が出て来ておりまして、整体師、あるいはまたそういった専門家の話も出て来ております。そうかって今のままにしとけば特に春先なんかはぐちゃぐちゃで歩けねえじゃねえか、ってこんな形もできております。それでこの間も検討してみたんですけれども木のチップあたりでも敷いてみたらどうかと、前にもこの話で出たこともあります。しかしそれはきちっと両側に側面を造ってあげないとバラバラバラしちゃってただめになると。しかしだめだ、だめだじゃいけないですから試験的にどっかの間やってみる。しかしあの距離相当ありますので、円周ですから一気にやるとどのくらいの予算がかかるのかな、そんなこともいろいろ研究中でありますので、またご指導いただきたいとこ

んなふうに思っております。以上であります。

○議 長

堀内議員、時間ですので終了してください。

○堀内（４番）

以上を持ちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時55分といたします。

休憩開始 11時 45分

再開時間 11時 55分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席7番船木善治議員。

【質問順位10番、議席7番、船木 善司 議員】

○船木（7番）

今年の大晦日、紅白歌合戦も近づいてまいりました。この紅白歌合戦、連続出場10回を数える水森かおりに関わる、まず最初の質問でございます。1点目は観光振興に向けた松尾峡のホテル、これをテーマにした「辰野の雨」の積極的な活用についてであります。去る9月の26日、水森かおり歌謡紀行11で「辰野の雨」が発表されましたことは非常に衝撃的であり、辰野町をPRするに絶好の機会であります。この絶好のチャンスを観光振興に最大限活用すべきであります。先日の新聞記事には「思いがけずご当地ソングが誕生した、町の新たな看板に掲げホテル祭りの誘客に努めたい」として数名で徳間ジャパンを訪問し、連携を探っているといった記事が載っておりました。これは町おこしに、観光振興に生かそうとしている町の強い姿勢が伺えますけれども、どこまでこの取り組みが進んでおるのか現状についてまずお伺いしたいと思います。

○町 長

良い意味の寝耳に水ということで、びっくり私どももして、大変感謝をしてこれを生かさん手はないと、このように思っているところであります。町がいろんなプロダクションに依頼をして作ったものではありません。逆にこの水森かおりさんは今年も出るようでありますので、紅白歌合戦連続10回の出演ということだそうであります。今年の国体に合わせまして「ひとり長良川」という曲も出まして、これは岐阜県で地域一体となってお当地ソングを作って、その国体を盛り上げようというふうなことで、意図的に

お金をかけて作られたものだそうです。それを今回の場合は普及してきておりますので、紅白で歌うわけでありますが「辰野の雨」は本当に10月に入って連絡があつてCDが売り出されたと、こういうようなことでもありますので、とてもまだ全面的に普及つていうわけにいかないもんですから、紅白の方では今回は取り上げにならなかったわけでありますが、2曲歌うなら入ったんじゃないかと思いますが、歌手が1曲ずつしか歌を歌わないようでもあります。いろんな手を尽くしてみました。これは政治的な方は私の担当なのでありますのでやりましたし、また徳間ジャパン、また副町長筆頭に現地、現地と言いますかそのプロダクション等を回ったり、また第一興商のDAMというカラオケに入ってますから、そちらの方の社長がたまたま伊那市長の大学の時の友だちだったりして、いろんな手をあちこちやったんですけども、やっぱりまだ出たばかりということでもありますので、次の機会に考えていきたいなと思うんですが、これありがたいことにさきほどのほかにもいろんな「五能線」だとか「鳥取砂丘」だとか、あれは何ですかね「釧路湿原」だとか、いろんな名曲がこの人が歌って有名になつてる歌があるんですが、大体その地域全体をこう歌っております。もちろん今言いましたこの岐阜県の国体に合わせた「ひとり長良川」も全体的で郡上八万辺りからずっとこう歌い込んでるのであります。しかし、この「辰野の雨」は本当に辰野のあのピンポイントで、辰野だけの歌でまあよく良いもの作ってくれたなあと、本当に関心をいたしております。作った人は伊藤薫さんという方で、この人にお願ひすれば紅白も夢じゃないかなと自分の作った歌ですし、相当力のある方だそうでありまして千葉県出身の方です。調べましたら岐阜のひとり長良川も伊藤薫さんが作っちゃったもんですから、作曲家にしてみりゃどっちでも良いという形になりますので、この紅白の方はそのその人の力ということではなかったわけでありますが、1992年に辰野へ家族でどうも駅前近くの旅館と言いますから大体想像つくと思いますが、そこへ泊まられて、そして浴衣に着替えて宿の下駄を借りたんだそうですが、それで、そぼ降る雨の中をホタルを見て非常に感動したようでもあります。あの頃も既にホタルということは絶滅の状態、日本では。しかしそれを守り抜いている所が10箇所ぐらいあるんですが、その中でも非常にたくさん、きれいに発生しているということを自然発生であります。それで詩を書いたり、歌を作ったりして温めていたらしいですね。温めて頃合を見てというようなこと。丁度、自然環境、今、またあの頃よりまたず一っと大事な社会的要素になってきたわけでもありますので、それでこれを出していただいたということで感動、感激をいたしております。あまり、釈迦に説法で皆さ

ん方の方が余計知ってらっしゃると思いますが、一通りの話はそうであります。で、辰野の歌ですから町民の皆さん方が「ほたる小唄」と合わせてこういった歌もまた現代風に歌い込んでいただくとありがたいな、丁度ど演歌っていうようなことがあります、丁度ど演歌とフォークですか、フォークソングのような中間のような歌で非常に聞いた人たちは「ああ、良い歌だね、ただ2番目は失恋の歌だね」ってこのように言うわけですけれども、まあ失恋でも何でも辰野のことをCDに入っていると、こんなこと良いことではないことでもあります。もう1つはさきほど第一興商って言いましたけれども第一興商っていうのは日本のカラオケの激戦の中で、今6割から7割ぐらいを各地で占めてるDAMのダムという機械を普及させておりますが、そこへ行くところへ行ってこの辰野の雨が入っております、東京の赤坂でも入っているし、このへんでは権堂でも入ってますし、辰野の多くのお店が入ってますし、箱根辺りへこの間広域の観光の視察か何かで行ってそのホテルの中に入れて入っているって、こんなようなことで非常にこれは宣伝価値と言いますかえらいことになったなというふうにうれしく思っているところでもあります。ご質問でございます。このことに対しまして今大体の状況をお話申し上げたところでございますけれども、町も皆さん方のご協力を得て一緒になって普及、促進、そしてまた更なるホテル、同時にまた自然環境を大事にすることを更に進めていきたい。自然環境豊かな町、こんな活用の中で使わせていただきたい。こんなふうに一応考えてるところであります、具体的に何かあればお答えを申し上げます。

○船木（7番）

今までの取り組みについてどのような状況かというところを合わせて、お伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは私の方からですね、これまでの取り組みをお話をしたいと思います。現在CDにつきましてはですね観光協会、販売をしております。それまではですね町の方で書店から仕入れをしましてですね販売を行ってきたわけでありましてけれども、観光協会でも販売してオーケーだというふうなお墨付きいただきましたので、これまでにですね、100枚以上販売をしております。それから12月からでありますけれども、防災行政無線にて夕方6時にですねピアノでアレンジしたものをですね流しております。それから、広く知っていただくためにですね、各地区で展開しております介護予防事業でのですね歌唱なんかも依頼をしております。それから議員ご指摘のですね、徳間ジャパンに

訪問した際の件でありますけれども、そこでのお話ではですね、コンサートですとかそれから販売促進キャンペーンでのですね、辰野町内でのですね開催についてはですね、当然可能だということであります。それから辰野町って言いますか辰野の雨をモチーフにしたようなですねプロモーションビデオなんかの制作はどうなんだろう、っていうようなこともお聞きはしてみましたけれども、それについては少し厳しいというようなご回答をいただいております。それからもう1点、取り組みでありますけれども、今議会の補正をお願いをしておりますけれども、さきほど町長から話がありました伊藤薫さんについてですね、来町いただけないかどうかっていうようなことですね、観光協会を通じてですね、企画をしているっていうのが今の現状です。以上です。

○船木（7番）

いくつかの取り組みが見えてきたようですけれども、まずですねこの絶好のチャンスを一過性のものにしてはならないだろうというふうに思います。ほたる祭りの誘客はもちろん、町の活性化に生かすためにも町を挙げ全町的な取り組み、これが大事だろうというふうに思います。誘客そして活性化、これに向けてですね具体的な案は今、1つ2つ出てまいりましたけれども私の方からもいくつかこれから提案をしたい、こんなふうに思います。その前にですね、これら多くのイベントを開催するにあたっては、まずプロジェクトチームの立ち上げが必要だろうというふうに思います。このプロジェクトの立ち上げ、このプロジェクトにはですね官民一体の編成、これが大事で、ここを徹底して取り組むべきだろうというふうに思います。誘客のために活性化のために各種イベントに向けて、このプロジェクトチームを立ち上げる意向がおりかどうなのかお尋ねいたします。

○町 長

提案をいただきまして大変助かるところであります。初めてなことで一部暗中模索のところもありますのでご協力を得ながら、また進めていきたいと思いますが、確かにこれはプロジェクトチームをやらないと、ブワっとかう広がって、バアっと終わっちゃっても困るというふうに思っております。とりあえず町の方の考え方といたしましては、まちづくり政策課に担当をし、そして観光推進室もごございますのでそちらも協力し、観光協会を主体に取り組んでいきたいということでもあります。実行委員会の組織も必要かどうか検討をして、また官民という言い方ですが私ども公民の方が良いかな、官だと何か官僚イメージして良くないですから公民ということで公の者たちと同時また住民の皆さん

方と一緒にこれ築き上げていきたいと、こんなふうに現在考えております。

○船木（7番）

今、取り組みの状況をお聞きしますとですね、まちづくり政策課、それから産業振興課、双方に窓口があるように伺えます。民間感覚からすればですね窓口は1つであっての取り組み、これが必要だろうと思えますけれども、このへんの見解はいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

議員おっしゃるとおりですね、窓口いくつもあってもあれですので、いずれにしても観光推進室、あるいは観光協会とは協力してまいりますけれども、まちづくり政策課の方ですね、窓口1本としてですね、ちょっと取り組みを考えていきたいと思えます。

○船木（7番）

窓口の1本化、それからプロジェクトチームの立ち上げ、これが見えてまいりましたけれども、このプロジェクトチーム立ち上げというのはですね「既に遅し」という感じはありますけれども立ち上げと同時にですね、スピード感を持った企画、立案、これが大事だろうというふうに思えます。それからですね、今回65回、平成25年65回のほたる祭りにですね、メインイベントとしてこの「辰野の雨」これを組み込んでいく必要が大事だろうというふうに思えます。ここでいくつかの具体的な提案をし、ですね、その意向を伺いたいと思えますが、まず1つとして、ほたる童謡公園へ「辰野の雨」の歌碑の建立であります。平成16年、水森かおりが発表した「釧路湿原」の歌碑これがですね、翌17年、釧路市内に建立され名所の1つに数えられているようであります。歌碑の揮毫（きごう）は当然、水森かおりにお願いし、建立に当たっては町内外はもちろんのこと、水森かおりファンクラブへも声を掛け多くの賛同者を求めるということでもあります。より多くの方々による取り組みであること、これが最も重要なことと考えますがいかがでしょうか。2つとして、徳間ジャパンとタイアップしての全町的なイメージビデオの共同制作、これはさきほど無理かなというお話もありましたけれども、来年1月徳間ジャパンからメモリーコンサートのDVDが発売されるということをお聞きすればですね、時期的にも厳しいかな、こんなふうにも感じますけれども、とはいうものの共同販売等、何らかの連携を作る必要があるだろうと思えます。それで、さきほど無理だと言われましたその共同制作、これも模索をしていくべきだろう、いうふうに思えます。この政策にあたってはですね、ほたる童謡公園に加えて、しだれ栗、それから横川溪谷、これら

辰野町の観光スポットを収めてのDVD、こうすべきだろうというふうに思います。以上、ものを作るという2点についてまず、町の見解をお伺いしたいと思います。

○町長

そういったことは今、挙げていただきました歌碑を作るとか、あるいはまた販促等の時に本人呼んで来れりゃ、一番良いんですが、あるいはまたそれこそご当地のDVDこれも含めながら制作する。それはできないこともありませんし、既に町の絵を使った水森かおりの歌が消えていくカラオケの伴奏だけの、絵があればですねカラオケなんか見えますと辰野じゃない所撮ってやっていますので、あの中に「さやさやとはらはらと雨が降る」という良い歌詞があるんですが、よく見ると消防ポンプでかけたようなザーッと洪水みたいな雨が降らしているもので、これはまあ、さやさやどころじゃない。この災害が心配なような雨が当たって、そういった意味で何とか辰野のホテルも何かも入れたって言うふうなことで、徳間ジャパンにも検討しているわけですが、なかなかホテルがああいったDVD流す時に映りにくいということがあるようです。でもチカチカすれば私は良いんじゃないかなと思いますので、もう少し関わっていきたいと思いますが。ある所では既に水森かおりの、あれはまたあとちょっと課長の方から詳しく答えてもらいますが、辰野の風景だけを入れた歌詞が消えてくものもカラオケ用のものが出てきております。それらもまた制作にあたって、どんなふうにするか検討していきたいと思います。確かに「釧路湿原」では水森かおりの歌碑が建立費600万円もかかったって言うんですけども、これはえらいことですが、こういうことも考えていかなきゃならんということで一所懸命模索しているところであります。一番良いのは本人呼んで、辰野でこの演奏会していただくと良いんですが、何かちょっと聞いてみますと大体1,400人ぐらい入る所の会場等を使って、しかも1日に2回ぐらい回転するようなことが大体このくらいの歌手になると行われているようでありまして、しかもこのA席って言いますか近い方の席なんかは、1人が1万6,000円も切符が高いようなことで、一番遠くから見ても5,000、6,000円かかるような、しかもそれを2回入れ替えしないとイケないって言うような、まあまあ売れっ子っていうのはそういうふうなことなのかなあと思っております。辰野700席で2回やってみても。うーん、まあでも半分以上は追っかけが来て埋めちゃうから大丈夫だっていう説もあるんですけども、どんなふうになりますか、また日取りも考えてないところでありますが、できれば伊藤薫さんに来てもらったり、相談しながら。販売促進か何かで水森かおりさんに短時間でも良いですからどこかへ集

まって「皆さん、こんにちは」ぐらいのこと言ってもらって1曲だけ、辰野の雨だけで良いものですから歌って直ぐお帰りになれば30分ぐらいで済むかなと、いろんなことも考えてるところであります、ちょっと具体的なことはまた現在まちづくり政策課が担当しておりますので、そちらの方から答えてもらいます。

○産業振興課長

はい。歌碑の建立の件につきましてははですね、ほたる童謡公園の下辰野側の未利用地が現在ございまして、そちらの方の検討をボツボツ始めたいという、そんな考えもありませんでですね第4期の建設委員会等を立ち上げながら場所、それから用地の関係等につきましてもですね検討させていただければとこんなふうに思っているところでもあります。また、メモリーコンサートのDVDの販売につきましてもですね、観光協会の方で、扱いをいただくようなそんな方向でですね販売をしてみたいとこんなふうに思っております。それからさきほど町長の方から申し上げました、他社のカラオケの関係でありますけれどもこちらの方は観光協会の方から写真を提供させていただいてですね、現在のほたる童謡公園の水路の状況、あるいは本年度撮影、使用いたしました観光協会発行のカレンダーの写真ですね、そのようなものを使っていただいて写真提供の共同制作というようなそんなカラオケの部分も作っていただいておりますので6、7割の第一興商の関係ではありますけれども、他社の部分についてもそんなことを作成していただいております。また1年かけて辰野のPRDVDっていうことでありますけれども、かなりの金額がかかりそうでありますので、また相談をさせていただきながら検討をさせていただければと、こんなふうに思っております。以上です。

○船木（7番）

只今、町長の方からですね水森かおりを呼んでのコンサートはというような話も出てまいりましたので、私はこの水森かおりを招聘（しょうへい）するためですね、ソフト的な取り組みについて伺いたいと思います。まず1つはファンクラブの入会です。辰野町は既に1口、ファンクラブに入会しているというふうにお聞きしましたけれども、町がこぞって入会。要は辰野町としてですね相当程度の入会が求められるだろうと思います。辰野町をPRしていただくためにもですね予算化をしてでも公金を活用する必要もあろうかと思いますが、この点はいかがでしょうか。2つ目としてですね、さきほども出てまいりました作詞作曲家の伊藤薫氏を招いてのトークショー、歌唱指導、ライブ等の開催であります。これは実は12月8日のある新聞にも出ておりましたけども、

既に計画中というふうになりましたので、必ずや実行できるものと確信をしながらですね、ここに触れてみたいと思います。町長の話にもありましたようにですね、伊藤薫氏は92年来町の折、町とホテルに強烈な印象を受け辰野町の関心が非常に強くなったと。第二の故郷にしてもという思いもあるやに聞いております。また伊藤薫氏は昨年まで松本へ年4回ほどライブに来ておりましたけれども、去年の地震で使用していた館が壊れて、どこでライブを開催して良いやら、と思案中とも聞きましたので、辰野町でのライブ、トークショーを定期的で開催するという願いはしてはいかがでしょうか。次はさきほどから出ておりました、コンサート、この件でありますけれども「辰野の雨」のコンテストの開催です。町内は勿論、町外からも出場者を募ってですね、予選コンテスト、それから決勝コンテストを開催し水森かおり、伊藤薫氏の両名には決勝のコンテスト、ここのゲスト審査員をお願いして、併せて水森かおり、伊藤薫氏の観光大使をお願いすると、この点はいかがでしょうか。当然、決勝コンテストは、ほたる祭りのメインイベントにすべきだろうというふうに思います。加えてもう1点、さきに提案しました徳間ジャパンと共同政策をしたビデオ持参の町内への来店者に対するサービス制度の創設であります。例えばこの制度に加入している商店へ来ていただくお客様には割引制度がある。また宿泊者に対しては宿泊の割引を設ける、これらが考えられます。この制度を創設することで町へ人を呼び込む、人が集まれば町は当然活気づく、これぞ町おこしに繋がるものと確信をいたします。これら今まで4点申し上げました。この4点、観光振興に、更には町の活性化に繋がることであります。必ずや繋がることであります。この絶好のチャンスです。ぜひ最大限活用するといった顛末はどのようにお考えか。25年度予算、これをぜひ重点的にここに配分し徹底した町おこしを図るべきと考えます。これらの見解についてはいかがでしょうか。

○町 長

具体的には課長の方からお答えいたしますが、今ご提案いただきましたいろんなこれからの催事の企画、すごいことだなと関心しながら聞かせていただいております。どれも全部やりたい、ほかにもやりたい、いっぱいありますが、前向きにそれぞれチェックしながら進めていきたいと、こんなふうにも思っております。相手があることですから全部できるかどうかは難しいところもありますけれども、できるだけ実行できるような方向を見出しながらということでもあります。これ財源に限りがありますので、なかなか難しいところでもありますけれども、しかしやっていかなきゃならんだろうと、こんなチャ

ンスを活かさなきゃいけない、こんなふうにも思っております。担当課長からお答えいたします。

○産業振興課長

ファンクラブの公金を利用してということでもありますけれど、これについてはまた検討させていただきたいと思います。それから松本のライブの会場から辰野へというようなそんな話でありますので、このへんにつきましてはまた伊藤さんとですね相談をさせていただきながら、辰野の会場でできる所があれば、ということで詰めさせていただければとこんなふうに思います。観光大使につきましてもお忙しい方ですので、非常に難しいかと思いますが、これもプロダクションの方とですね詰めさせていただければとこんなふうに思っております。それからビデオの来店者の関係でありますけれど、このへんにつきましてもビデオができるかどうかという部分もありますので、ビデオできた時点での検討課題になろうかと思いますが、割引券を発行するっていうようなそんなこともできるかと思いますが、ファンクラブに入っていて辰野へ来ていただければ、ほたる祭りの利用について割引というようなそんなことで設けていければ、できることでもあろうかと思いますが、検討させていただければと思います。以上です。

○船木（7番）

ビデオを作るというのは財政的に非常に厳しいという話もありました。これは作りよによってと言いますか、取り組み用によってだというふうに考えます。それについてはですね、例えば、コンサートを組めばさきほど何百万、大きいお金が言われました。大きいお金700万ほど、または1千何百万というような話が出ましたけれども、ほかの情報によればですねコンサートを組む専門の代理店、これを使うならばですね、これが半額程度になるだろうというお話も聞いております。またツアーの中へですね、水森かおりを組み込んでの方法。これもあるだろうと思いますが、ここも検討すべきことだろうというふうに思います。併せてですね、来年のほたる祭りさきほども申し上げました、第65回を数えるということでもあります。節目の来年もそうでしょうけれども「今まで日程の設定というものに非常に苦心してきた」これを耳にしますけれども、ホテルがお祭りに合せて出てくれればこんな良いことはない。このへんを望むばかりでありますけれども、来年平成25年、65回のほたる祭り、また、ほたるの里まちづくり推進協議会、これの発足15年にも当たるかと思いますが、この節目節目のこの機会をですね今

まで提案した企画に加えて、別なものを町ではお考えかどうか、この点についても伺いたいと思います。

○まちづくり政策課長

実はですね徳間ジャパンとお話をした時にですね、水森かおりさんのスケジュール的なこともちょっとお話がありまして、毎年ですね春先にですね新曲を出されているようでありまして。それで、秋にはですねその新曲も含めたですねCDっていうんですかアルバムを収録して販売しているということの中で今まで来ているようでありまして。それで来春、らい春もですねそのような状況であればですねCDのですね販売促進キャンペーンというものをですね、全国各地で行っているようでありまして、これについてはですねさほどお金がかからないというお話を受けておりますので、コンサートが無理であればですね、販売促進キャンペーンのですね候補地にですね辰野町も加えていただけないかというようなことをですね、今後交渉していきたいなというふうに1つとしては考えております。以上です。

○産業振興課長

来年度のほたる祭りのメインのイベントっていうことでお尋ねでありますので、お答えさせていただきたいと思います。三堀議員さんからですね、ご紹介をいただいております「開運なんでも鑑定団」っていうのがありまして、こちらの出張鑑定をですね6月の23日の日曜日ですけれど、辰野の町民会館で開催するように今、日程調整等進めさせていただいておりますので、ほぼ確定でありますけれど、そんなイベントを組んでいきたいという考えでおります。これにつきましては鑑定依頼者が100名以上ないと成立しないということでもあります。第50回の際に企画をしたようでありまして、その依頼者がですね少なくて中止になったっていうようなことも以前にありますので、今回はですね100名以上集めまして成功にさせたいと、こんなふうに考えておりますので、議員の皆さんもですね、お家の方にありますお宝をですね是非、今から用意をしていただいでですねこちらの方に加えていただければこんなふうに思っております。それから、ホテルのお宿移しを子どもたちに山車を引いていただいで行っていたところがありますけれど、こちらの方もですね少し物語り風にですねアレンジをしていきたいと、こんな形で少し賑やかにしてまいりたいと思っております。それから踊りの方につきましても「はひふへホテル」を今年は外したわけでありまして、こちらの方も入れまして3曲の町民総踊りというようなそんな形にやっていきたいということで現在考えております。

以上です。

○船木（7番）

6月23日「なんでも鑑定団」これは結構なことだろうと思います。合わせてですね、プロジェクトの立ち上げというものがきちっとここで意思表示されましたんで、ここです、代理店、外部の代理店、ここと組んでの取り組み、これが大事だろうと思います。ここをですね強く要望して次の質問に移ります。

次は水資源についてであります。地球上の人口は昨年の10月末で70億人に達したというふうに発表されました。この70億人の命の根源である水の代わりになる物質は、現在存在しないということでありまして、この2030年には今の70億人の約半数が深刻な水不足に陥るというOECD（経済協力開発機構）の警告がありました。この警告を危機意識を持って取り組むべきだろうというふうに思います。20世紀は石油の時代、21世紀は水の時代と言われており、2006年頃から外国資本による水資源買収が始まったため、俄かに水に対する関心が高まってきたところでもあります。このような中、県では水源林・水源・地下水保全対策部会が対策を取りまとめ、上伊那広域では連絡会議を設置し、水資源保全のための共同声明を発表し、水資源の重要性を強く呼びかけているところがあります。辰野町の水資源の中でも、とりわけ身近な簡易水道の今後のあり方について伺おうと思います。この簡易水道の水源というのは今、15箇所を数えているということでもありますけれども、それぞれ安全な水の確保に日々努めているところでもあります。それぞれの簡易水道の多くが現在、課題を抱えている中、しっかり取り組まなければならない点として施設の老朽劣化に伴う改修費の確保。年々増加する水質検査料を含めた維持管理費等があげられます。一方、国からの補助金は小野簡水以外得られない中、辰野町の補助金の上限は150万円で大型改修の際には多額の地元負担の抛出が大きな課題であります。近い内に辰野町水道ビジョンを策定するというふうに聞いておりますけれども、いつ頃までに、また内容には今後の簡易水道のあり方をどのように策定しようとしておられるのかまず、伺います。

○町 長

それでは引き続きまして次の質問、水資源についてであります。正におっしゃるとおり水の時代、同時にまた食料危機の時代、あと10年でまた80億人になりますし世界の人口は。ちょっと過ぎると85億人になっていくと。用意できる食物の量も80億人と言われておりますので、日本は丁度、逆行のような人口減、耕地放棄、丁度世界の体制と逆な

方向が今進まれているわけで憂いてるところであります、そのへんも考えていかなきゃならないと思います。そういう中で、今簡易水道、そもそも大体水道の発祥は、みんな地域でもってみんな共同で水を引いたと。この辺では新町とか北大出あたりが一番早かったんでしょうか。我々が小学校の遠足に行く時も「捻るとジャー」って言いまして、捻るとジャーっと出るぞ、というふうな所の早い所の水道見たわけではありますが、水源から特に消毒、その他もなくてきれいな水であったので、そのまま使っていたと。水も使い放題とこういう時代がありました。したがって簡水というものはそのへんから発想して残ったんですが、これで町もやっぱり水道ビジョンというのが出てきておりまして、最近のものは別にしましてできるだけ上水に切り替えて、水の水質の管理もしていこうというようなことで段々簡水を上水に切り替えながら、のみ込んでくれてきているところです。しかしまだ簡水もまた飲給、簡給といろいろありますけれどもそれぞれがまだまだその状況に入っていません。確かに上水にさきほどの国保の原理と同じで、上水に加盟しますと水道料は上がっちゃうって言うんですけども、ある一定の町全体を傷んだ所を直し、また不足であれば新たな水源見つけながらやってく、そういった費用を積んでいくわけですので、その費用としてある。簡水は一回造っちゃうと、次の施設までには本当にお金が本当に安く、水道料も安くできるんです。しかしいざ、配管を全部埋めかえたり、それから給水をする所の、配水池等を造り直したり、あるいはまた新たに水源求めるなんていうことになったり、また一定の消毒等をきちっとやっていかなきゃならないということになると莫大な費用がかかって、1軒で何百万ずつに割り当てになっちゃうというような形になるわけです。だから先に出すのか、後で出すのか、この違いであるというふうに思いまして今進めておりまして、議員ご指摘のとおり平成26年までは合併すれば国の方でも簡水に対して補助金を出すということで、結局もう締め切られる状態であります。小野簡水が辰野町の方へ今度は町の上水へ入って統合されるというような方向にありますが、まだ川島等、ほかの簡水等もそんな話がありましたが、目先安い方が良いというような考え方もおありになるようでありまして、私としては早く補助金がある内に上水に加盟すべきだと、子々孫々のためにもそうすべきだと、こんなふうにも考えているところであります。一旦造れば未来永劫にその水道施設は使えるものじゃありません。同時にまた、今のこういう時代でありますので、その内には放射能検査とかいろんなことも出てくるだろうと思います。それはやはり町全体で行った方が安くつく。そのためには上水に加盟して、その代わり月々水道料は一定の金額。今積

み立てるって積立金があんまりない状態でトントンでやってるわけですから、そんなに余分にとってるわけじゃありませんので、それがやっぱりあり方。全体でもって悪い所をちょっとずつ直しながら自分たちのこともやっていく。共同の正に水道の原理だろうと、こんなふうに思います。そういうことでありますから更にまた進めていきたいとこんなふうに思っておりますが、そのことに、ほかに対しましては、今総論でありますので、課長の方からお答えを申し上げます。

○水処理センター所長

平成24年、25年度で町全体を含めた水道ビジョンの策定を今、始めているところです。これは計画期間が10年間ということで、現在基礎調査を始めたところです。簡水につきましては上水道の統合っていうことを考えますと、逆に上水道事業の方の健全経営というものにまた大きな影響を与えることが容易に想像されますが、ビジョン策定の中で簡易水道組合の意向を取り入れながら、今後の簡易水道のあり方についても検討していきたいというふうに考えております。それからさきほどの現在の関係でですね、水道事業というのは基本的には受益者負担というものが原則になっております。ですけれども、そういうわけにはいかないものですから町ではいろんな補助を実施しております。その内容についてちょっと説明させていただきます。まずですね、クリプトスポロジウム関連の水質検査っていうのがありまして、それについては平均で57% 140万円ですね、合計で金額として140万円の補助を実施しております。それから、議員が話に出ましたように施設整備ということでは平成22年度に簡易水道事業等補助金交付要綱というのを定めております。これは組合員数に応じて補助率30%から50%で取水施設、それから上水施設、送水施設、配水施設などの施設毎、もっと細かく入ってまして更に区分されると15ほどに分けられてますけれども、それぞれに対して限度額が50万から150万円の補助をするものです。それからあとですね、起債、今までの工事で起債を借りている場合におきましてはその起債の元利償還がありまして、その元利償還に対して約30%ぐらいを町の方で補助しております。以上です。

○船木（7番）

今まで簡易水道についてお尋ねしたところでありまして、簡易水道とともにですね、注目すべき所は飲用井戸これのあり方だろうと思います。安全、安心な飲料水の確保にはこの飲用井戸に行政はどのように取り組みをしているのか、またさきほどから話の出ました町の補助金の150万円の限度、これはもっと増額すべきではないかという

ふうに思いますけれども、その点はいかがなものか、これらを検討していくべきだろうというふうに思います。併せて地下水の現状とそれからこれからのあり方についてでありますけれども、地下水というのはですね、原則土地所有者が汲み上げて私的に使う権利があるというふうにされておりますけれども、近隣市町村でも地域共有の財産として公の水として位置づけて大量取水だとか、これらの抑制を条例化してきております。辰野町に地下水保全条例、これがなくてですねこれから作るということのようですけれども、これを制定するにあたってはですね、町内全域にわたって適用し取水規制を明確にして、更には許可制としてですね、地下水はあくまでも公の水であることを明確にすべきだろうというふうに思います。地下水の現状、それから条例制定、併せて今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議 長

質問時間があと3分を切りましたので質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

○町 長

はい。地下水のことではありますが、いずれにしましても水っていうのは表流水、湧水、そしてまた伏流水、それから地下水とあるわけですが、水はその場所になくなることはありますが、地球全体ではなくなることはない。食物とはまた違うということであります。蒸発してなくなっちゃうじゃない、また雨になって落ちてきます。海の方へ流れるじゃない、また雨になって落ちてきます。ゆく河の水は変わらずして、しかももとの水にあらず、ということで循環循環でありますので、ただしその場所に一時的になくなっちゃうっていうことあり得ますし、その地区にないということもありますので、そのへんをしっかりと守り抜いていかなきゃならないということで、今議員のおっしゃるようなことを調査してかなきゃならないと思います。辰野町では大きな会社で、日常600トンぐらい使う、地下水使うような会社もありますが、ほかは今のところ申請方式を取っておりませんので把握できておりません。しかし、いずれにしましても水がなくなるということは現状はありませんけれども、今後に対しましてそういったことで一時的に辰野だって水がなくなることで干ばつでもあるわけですから、検討してそういった条例も作っていかなきゃならないと思いますし、あります。水の豊富な山紫水明な所であります。ただたまに地下水へ油が混入しちゃったり、というようなことは前にありましたけれども、総体的には水が豊富であるというふうに言えると思います。今後につきまして、また課長の方からお答えいたします。

○水処理センター所長

地下水の関係につきましては、来年度、平成25年に地下水の保全に関する条例を策定するというので今進めております。県のですね地下水の取水規制というのを実行性の上がるようなものにするように、積極的に支援する体制を取っておりますので、ほかの市町村の条例も参考にしながら県の助言を受けながら辰野町に合った条例、良いものを作りたいというふうに考えております。

○船木（7番）

時間にもなりましたので、私の質問を終わりますけれども、残された水教育というのを残してしまったわけですけれども、水というのはですね時代の共有財産だということ強く全員が意識することを望みながら、私の質問を終わります。

○議 長

只今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後1時40分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 45分

再開時間 13時 40分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席10番、中村守男議員。

【質問順位11番、議席10番、中村 守男 議員】

○中村（10番）

12月定例議会の一般質問もいよいよ最後、前回9月定例議会に引き続きまして、またしても最終ランナーとなりました。自分の順番が来るまで2期連続、気の小さい私はドキドキ悶々の2日間でした。何とか気を取り直しまして、先に通告いたしましたとおりの質問させていただきます。

最初に町立辰野病院患者満足度調査結果について質問いたします。町立辰野病院は11月13日、民間に委託して初めて実施されました「町立辰野病院患者満足度調査」の結果を発表いたしました。外来、入院患者ともに旧病院においてアンケート用紙1,000枚を配布、回収率は何と100%とは驚きでしたが中味には外来、入院患者の生の声が詰まっていたことと感じられます。医療サービスに対する患者からの評価、要望を把握し、関係スタッフの更なる資質向上や一層の接遇改善を図る、などを目的に今年のお盆過ぎから3週間ほど実施されたようです。集計結果より「受付スタッフや医師・看護師の対

応」について、「非常に満足」「満足」と回答された方が80%前後のようでした。「医師、看護師の説明が分かりやすい」「看護師の言葉遣いや対応が良い」といった数字も高い水準のようでした。新病院への期待度も相当高いようにお聞きしております。病院管理者でもある町長にお聞きいたしますが、満足度の高い今回のアンケート調査結果をどの様に受け止められておられるでしょうか。マイナス面につきましては後でお聞きしますので、プラス面につきましては感想をお願いいたします。

○町 長

それでは毎回、と言いますか2回とも最終になりました質問順位11番の中村守男議員の質問に答えてまいりたいと思います。辰野病院の患者さんたちに対する満足度調査ということで、ご質問でございます。これは旧病院ということでありまして8月から9月にかけて行った調査でありまして、外来の方1,000人。入院の方30人というような形の中で統計が取られたものでございます。手書きで書いていただいた方がその中で80%、ご自由に自分で書いてもらったもの。また書けない事情もある方もありますので、聞き取りで書いていただいたのが20%とというようなことでもございました。満足度調査ということに対しての設問の仕方もあるわけでありまして、えらい引用しているような設問ではなくて正直に書いて欲しいということでもあります。もちろん無記名で結構でありますので、悪いこと書いたから痛い注射がされたとかそんなことは一切ありませんので、ご自由に書かれたわけでありまして、プラス面ということでもあります。風評的にですね、風評的に我々が一般的に聞いていることは、何でもそうですけれども反対者とかですね、あるいはまた不満に感じている方の声が非常に大きく拡大されて聞こえてきますので、殆どの皆さんがダメかなというふうに思う節もありますけれども、実態調査してみますとやはり患者さんたちは、多くがやはり満足と言いますか、とっても満足、やや満足、普通ぐらいをもう累計してまいりますと殆どが問題なし、というふうに待遇に対しましても、また医師その他のインフォームド・コンセント、あるいはまた病名について、あるいは会話自体等も普通にいつているのかなと、こんなふうに思っているわけでもあります。プラス面だけで言いますとそういうことで、思った以上に良かったなということがあります。しかし、これを全て良しとするのではなくて、やはりまだ中には20%は不満な方もあるわけですから、那邊にその辺があるや、よく模索することが更にまた満足度を高めていくことになるだろうと思ひますし、また今後につきましてもまた違った角度、切り口からいろいろまたアンケートを取って質問していく必要もあると

こんなふうを考えているわけでありまして、決してぬか喜びをしているわけではありません。しかし良い結果であったということは新聞報道にも『日報』にも載せていただきまし、一応、良とこの件に関してはしているところではございます。

○中村（10番）

アンケートの対象となりました医師、看護師、医療技師、職員など全てのスタッフが10月1日から新病院での勤務となり、新しい職場で気持ち新たに張り切って職務に邁進されていることと思います。更にこのアンケート結果によって一層の励みになることは間違いないでしょう。以前の噂では「医師の説明が足りない」「看護師の態度が悪い」「病院関係者全てが患者への気配りが足りない」果ては「大きな赤字を出して町のお荷物施設になっている」などの誹謗中傷をよく耳にしました。噂を広げる野次馬レベルで、ろくに利用もせず外見の批判ばかりしていた人たちもおられたことでしょう。しかし、このアンケート結果が実際の利用者の気持ちであり、全スタッフの皆様の今までの頑張りが実証されたと申し上げても過言ではないと思われま。ただし、さきほども町長申しましたが裏を返しますと、20%前後の不満足もあるということになります。自由に記入していただいた意見、要望の中には「いつも親切にしてくださいありがたい」「高齢の患者さんへの配慮が見られた」など好意的な意見がある一方、「先輩看護師が後輩を怒鳴っている声が聞こえた」「常に受診する患者は大切なお客様であるという意識が必要」などの厳しい意見があった様です。平均満足度78.4%は何を基準に出した数値かは分かりせんが「病院職員の態度や身だしなみ」「看護師の髪型や服装」「看護師への質問のしやすさ」また「食事の内容」については平均満足度以下のものでした。今回は辰野病院利用者が対象ですので誹謗中傷的な意見はなかったようですが、さきほど申しあげました一部の厳しい意見に対しまして、今後どのように対処され運営していかれるかお答えをお願いします。

○辰野病院事務長

それでは只今のご質問に対しましてお答えいたします。中村議員さんが言いましたとおりやはり、満足度80%の裏には「不満」「どちらともない」という方がやっぱり20%おりました。このへんにつきましては、さきほどちょっと満足の中で医師、看護師の態度が良いとかそういう話もあったんですが、その20%の中にはやはり「患者にもうちちょっと声をかけて欲しい」とかやはり「言葉遣いが悪い」そのような意見ですね、が多いところでもあります。一応病院としましてもこのような結果を踏まえた中で、今後接

遇や病院運営にも役立てていきたいと思っております。手始めですが町民コンサルタント、町の方で事務事業評価をお願いしているんですけども、このコンサルタントの方をお願いしまして継続的な研修をやっていきたいと思っております。一応、本日11日なんですけど、第1回目の研修会を今日、病院の講堂の方で6時からやるってということで、それからまた引き続きやっていって少しでも改善していきたいなと思っております。また、要望の方でもやはり施設的なものがありまして、多くのものは旧病院でありましたので例えば「駐車場が狭い」とか「病院へのバスの乗り入れが悪い」とか、そのようなご意見をいただいておりますがこの分につきましては新しい病院になりまして、少しは改善できていると思います。ただやはり設備的に「呼び出しで番号で呼んでいただけないか」とか「自動精算機を入れて欲しい」とかそういうご要望がございます。こちらにつきましてもこれからちょっと検討しまして、来年度、再来年度その中で少しでもちょっと改善していきたいなとは考えております。いずれにしても病院の建物だけ良くなっても職員がやはり患者様に対する態度等、一言ですね、そちらがうんと大切だと思っております。このへんを研修しながら良い病院にしていきたいと思っております。以上です。

○中村（10番）

先日10月下旬の土曜日でございましたが、朝、ちょっとガラスの角を叩きまして右手の親指の爪のそばに怪我をしまして、私も血液サラサラの薬を飲んでいるもんですから、ちょっと血が止まらずにサビオを6、7枚巻いてやっと止まりまして慌てて病院へ行きましたところ、玄関に総婦長ともう一方の方、2人でおりまして総婦長に直ぐ声をかけていただきまして、直ぐちょっと右手が不自由で字が書けなんだもんですから、直ぐ受付をしていただきまして、整形外科の方へまいりました。たまたまその日は全員、予約制の患者さんだそうでございまして臨時で飛び込んだものは、これはひょっとすると言ひ方悪いですが「役得で早く見てもらえるのか」なんていう気持ちも少しありましたが2時間ほど待たされまして、11時半頃やっとな診ていただけましたが、非常に看護婦さんも大きな声でハキハキと対応してくれまして非常に気持ちの良い久々の病院通いでございました。アンケートの中で全体的な意見要望の中で「小児科医師の常駐」「出産ができる様にして欲しい」と言った意見もあったようで大事なことですが、この件につきましてはある程度答弁内容は見当がつきますので、今回はあえて質問はいたしません。さきほど事務長の方からちょっと話がございましたが、委託業者の方から定期的な自己

チェックシートの記入、外部講師の接遇セミナーや指導の導入による接遇意識の向上、待ち時間対策として携帯電話で診察予定時間を通知するサービスの導入、待合所の雑誌の充実など、経営上の指摘があったようですが、アンケートの不満足点と合わせ、今後検討し改善していただきまして病院運営の中で良くなるように取り入れていただきたいと思います。

次にちょっと私もたまたま『たつの新聞』にこの満足度調査が出るちょっと前でしたが、去る推理小説を読んでおりましたところちょうど病院の関係の推理小説でございまして、そこに「リエゾンナース」という言葉が出てまいりました。はて、リエゾンナースとは何だろうっていう疑問、聞いたことのない言葉でしたので、何だろうなあと思いながら読んでみまして読み終わりましたところ、解説の所に説明がございました。また、辰野病院の荻原前事務長にちょっと調べていただきましたところ、リエゾンナースについての資料をいただきましたので、いくらか分かってまいりました。精神的な疾患を持つ患者やその家族の心のケアを行うナースのことを指すようでございます。また看護師や医師が仕事上抱える悩み事の相談にも乗るようです。専門看護師認定試験に合格した「精神看護専門看護師」であり、精神看護分野のスペシャリストとして認められている資格で、患者さんと、患者さんをケアする看護師をケアすることにより、より良い医療促進をする重要な役割だそうでございます。患者一人ひとりと入念に面接し、いま心の中にある不満を洗いざらい聞いてくれ、その不満は治療や看護師、病院の設備、個人的な人間関係など広範囲にわたりますが、中でも重要なことは医師に対する不満だそうです。リエゾンとは橋渡し、連絡といったような意味があるそうでございます。リエゾンナースが吸い上げた不満、問題点を解決していければ、そんな病院があるという評判が立てば、安心して来院、入院できる病院として利用者も増大し、また評判が良くなれば医者、看護師も増えてくるのではないかと思います。こんな思いはちょっとたいへん、リエゾンナースというのはスペシャリストだそうでございますので、賃金も高く、病院によっては総婦長とか看護師の一番上に立つような位ぐらいの役割になるそうでございますので、ちょっと辰野病院に常駐したら素晴らしいと思いましたし、こんな人を雇い入れることはいかがですか、というような質問を町長にする予定でございましたが、ちょっとまだまだ新しくなりまして駆け出しの辰野病院でございますので、まだまだ早いような気がしまして将来に向かっての提案ということとして質問は今回は省かさせていただきます。次に、このような満足度調査の応用でございますが、民間福祉施設の利用

者、入所者を施設職員が引率して病院に来ることも多いと思います。介護度の、認知の進んできた施設利用者は、自分の意思で不平不満があっても上手く言えません。説明ができません。中には勝手にタクシーへ利用者を乗せ送りつける施設、送って来て利用者のみを降ろし帰ってしまう施設職員、時にはそんな施設や職員もあるようですが、まあ皆さん知っていることですので、はっきり申し上げますと家の女房が施設から連れて来た時に何かいろいろ以前、不平不満がございましてそういうことを一般質問して直させたらどうだなんて言ったことございましたが、病院を利用している民間施設職員の辰野病院に対する満足度調査も実施していただけたらいかがでしょうか。施設職員なりの不平もあるかと思えます。また、辰野町及び職員に対する住民の満足度調査にも興味が高まってきます。辛口批判も、感謝もあると思いますが、具体的に住民の声を聞く機会が多いほど良いかと思えます。多少の時間は掛かっても、役場を利用する住民のアンケートとして単にランダムに抽出した人選でなく、役場を利用している人を中心により多くの人を対象にアンケートを取って欲しいと思います。以上2件、実施の方向でお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町 長

リエゾンナースほかのことにつきましては今後検討させて、要望等は忘れないように検討させていただきます。そのほか町内の福祉施設の職員が患者さんを連れて来た時にどうなのか、っていうことですが、これも家族ではないし、しかし施設で預かってますし病院の看護師さんに、もし車イスの方なら渡してしまうとそこにいつまでも付いているということは責任範囲が、あそこは非常に厳しい所ですね、本当はついていた方が良いでしょうけど、その中でもし起こした事故は受け取った側の責任になりますので、福祉施設の職員が病院の中まで入ってまだなお、車イスを押しているという姿は、しかし病院の方も忙しいし、看護師不足ですから「連れて来たんだからちゃんと連れて来てください」ってこんなようなことのいきさつが若干あるようです。規定では病院で受け取った以上は病院の方の責任になるというふうになっているんですけども、まあこれが杓子定規な言葉の上で人間が考えた規則であって、そのとおりにやるとまたギクシャクしちゃう。またそれを強要するとまたギクシャクしちゃう、今度は精神的にということですが、よく施設の皆さん方にもお聞きするように、また病院の方にも言ってアンケートか聞き取り調査か何かしてみたいとこのように思います。町場の結局そういうことから関連しますと、住民サービスでありますので町の役場職員に対する声、

等々もあるわけであります。病院に対する声も含めて役場の方には「町長への声」って言うんですが、町長への声って言うと町長だけに不満を感じる人、というふうに取りがちですが、町全般でも何でも結構でありますので、是非一つ、大分結構入ってはいますが時々まとめて見させていただいておりますが、無記名でも結構です。また名前を書いていただいても余計結構ですが、そんなことをご利用いただきたいとこんなふうに思います。また、第五次総の時に、一応町の職員に対するこういったアンケート等は1回取りまして掌握はいたしております。しかしこれからも時々、職員の身だしなみだとか、あるいはまた接遇の仕方、対応時間、言葉遣い、挨拶、等々につきましてはまたいろんな町民会館とか、町の役場の投書箱とか、いろんな形でできますので、毎日やっているわけでは、毎日設置はしてありますから利用いただいて結構ですが、ある目的を持って大々的にやる場合には、そんなような所でさせていただきたいと、こんなふうに考えております。担当課長の方からお答えいたします。

○総務課長

今、町長申されましたように、接遇についてはですね直ぐにも窓口の方で配布をしながら回収をさせていただければできますので、それにつきましては実施に向け検討させていただきたいと思います。ただ行政全般の業務につきましての満足度調査ということになりますと、これは大掛かりになりますので今までにも進めてきたような四次の時の計画の評価の時期ですとか、それから五次の総合計画を立てる時のアンケートの中にそういう項目もありまして、自由記載の部分もありましてその中で数多くのご意見をいただいて、その中にはいろんな職員への接遇の問題も入っております。そんなものを参考にさせていただいて、職員の方にも接遇についての改革をしているわけでありますけれども、接遇に関しましては今のような方法で取らせていただくような形で検討をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○中村（10番）

福祉施設の関係につきましては、さきほど町長申されましたように、患者さんを受け取ってしまえば病院の方の関係になりますので、ちょっと言い方が上手くありませんが、上手くなかったかもしれませんが、福祉施設の人が職員に患者さんを渡す時のやりとりで不満があったようでございます。だから聞き取り調査程度でよろしいかと思っております。また、町の方にもそういう目安箱みたいなものがございましていろいろ、ご意見入ると思いますが、たまには公なアンケート調査いたしまして、公表していくようなことも

あってもよろしいかと思しますので、是非、今後検討していただくようよろしくお願いいたします。

それでは次にまいりまして平成24年度予算の中で重点項目に「スポーツ文化の育成」というのがございました。今年3月の一般質問でスポーツ文化の育成について質問した時、「総合型地域スポーツクラブの早い段階での立ち上げを今年度検討するために予算を盛った」との説明でした。国から、スポーツ振興法に基づいた指導により、それぞれの地域でスポーツ団体を立上げていく、といったことのようにです。また、「地震対策から社会体育館の診断、整備を行って行く、文化では町民会館へエレベーター設置などに力を入れていきたい」とお聞きしました。文化面の方についての答弁は結構でございますが、スポーツ面につきまして地域スポーツクラブ立上げの呼びかけの実施はしたか、立上げ状況、現在の状況、進捗度についてはどうなっておられるか質問いたします。

○町 長

それでは次の質問でございます。まず重点施策ということで上げさせていただいたのは、1つといたしましてこの今の質問の関係に関連したところは体育施設の規模の大きな改修事業が課題となっているということで、逐次それらは進めております。荒神山体育館等もあとトイレを残すだけというふうな形で進めてきておりますし、社会体育館等の耐震、いろんなことも進めてきているところでございます。もう1つは今ご指摘の地域総合型スポーツクラブの設立に向けて検討をして本格化させるということでもあります。委員会で検討いたしておりますが、今度国の方が仕分けってというのがありまして、今までですね、これが大分様相が変わってきまして推進ということでありましたが、支援というふうに変ってしまった。こんなようなことでもありますので、これはこのことに関しては国から言って来た事業でもありますから、そのことをよく見極めながら、でもいろんなクラブがあることは望ましいから進めていかなきゃならないと思います。とにかく、地域を見回してみますと全国的に辰野はまだある方じゃないかなと、こんなふうに思います。大都会とかああいう所は地域的にスポーツと言っても個人的にこうスポーツやる人はあるんですが、団体競技等が前よりは行われているようですが、なかなかまとまりがつかないというようなことの中で、それをまとめる人もいないとかいうようなことの中で何か進まないようではありますが、いずれにしても国の体制づくりでありますので、推進から支援に変わっても支援の中でやるか、また今度の新たな国政担当政党がどのような見解を出すか、また注目しながら考えていきたいと、こんなふうに思います。

現在の進捗につきましては、また担当の方からお答えを申し上げます。施設におきましては社会体育館、ほかには川島小学校なりも使う所もありますので、これ学校ですけれども耐震補強が進んでおるところであります。体育のあるいはスポーツの大切さということはよくよく分かっているつもりでありますので、予算の許す限り、できるだけ工面しながら進めていきたい、このように思っております。詳しくは教育次長の方からお答えします。

○教育次長

只今のご質問、町長も申し上げましたようにスポーツ文化の育成という中で、2つの柱で進めてまいりました。体育施設の大規模の改修事業等につきましては今、議員のご質問の中では、むしろ地域総合型スポーツクラブの推進についての進捗度というご質問かと思っておりますので、そちらに絞ってお答えを申し上げたいと思っております。検討委員会を立ち上げて検討を始めております。只今、町長の答弁にもありましたように、検討していく中で私ども十分に認識していなかった事態でありますけれども、いわゆる国の事業仕分けの中でこの地域総合型スポーツクラブについては、仕分けにあって国、県の進め方が非常にトーンダウンしてきていると。かつては推進ということでやってきているわけでありまして、支援策がなくなってきた県の方でも設立したもの、あるいはこれから設立するものに対して支援はしていくけれども積極的に是非、各町村で1クラブを作って欲しいというようなそこまでの働きかけはしないというような立場になってきております。この背景につきましては、県からの説明を受けましたところ全国で今3,800クラブくらいあるようではありますが、この中でどうも上手くいっているのは1割くらいしかないということがございます。県下でも500クラブくらいあるわけですが、県の方は若干全国に比べて上手くいっている割合が高いわけですが、それでも2割くらいということで、それ以外の所は何らかの理由でなかなか上手くいっていないということがございます。ただ地域総合型スポーツクラブの上手くいっている所のお話を聞きますと、やはり子どもから大人まで生涯のスポーツということで振興が図られているということがございますので、引き続き成功した所の例を参考にしながら研究をして、辰野町に相応しい形でのスポーツクラブを設立するよう拙速を避けながら検討をしていきたいということで、現在の状況でございます。

○中村（10番）

国のやることはどうも分からないことが多くて、しりやけみたいに国がコロコロ変

わってしまいますので、大変かと思えます。例えば辰野町にも以前、早起き野球チームが30何チームもございまして盛んでございました。また夜間ソフトも80数チームあったような気がします、今は60チームあるかどうかくらいの規模になってます。そういうふうが好きで集まって始めたチームでさえ維持できずに段々衰退していきますので、地域のスポーツクラブのように多少でも公になってきますと、なかなか発足させて運営させていくのは大変のような気がします、何とか地域が活性化しますようにスポーツ面でも頑張っていたきたいと思えます。

次にスポーツ関係、施設整備についての質問でございますが、さきほど堀内議員がスポーツ公園の利用について質問ございましたが、多分私のはとはダブらないと思えますが、もしダブっている所がございましたら答弁を省いていただいても結構ですが、私の方は予定どおりお尋ねをしておりますのでお願いいたします。官、民、学連携グループによる「辰野いきものネットワーク」が荒神山を中心に動植物の生態の調査研究をされているようです。また、11月頃でしたか町理事者、各課職員、一般住民が集まりコンサルトまで参加したようでございますが、第2回の「荒神山公園懇談会」なるものを開催し、荒神山の将来像についての検討会が行われたようでございます。先日資料を見させていただきまして急遽、昨日の朝資料を見せていただきましたので夕方担当者の所にまいりましてお聞きしましたところ「いく日の新聞に記事が載っていますよ」ということで拝見させていただきました。また、ウォーターパーク今後の活用方法についての提案をした団体もあるようでございます。荒神山公園のあり方について、多くの住民が関心を持っていることは確かです。ボランティアも活躍しておられるようです。最初にお聞きしますが、「辰野のいきものネットワーク」「荒神山公園懇談会」とはどんな団体でしょうか。何を目的に進んでおられるのでしょうか。またどのような方が参加しておられるのでしょうか、質問いたします。

○建設水道課長

それでは私の方から荒神山公園懇談会についてご説明させていただきます。これにつきましては、3年4年ほど前ですか議会の中でもいろいろ問題になりましてプールの跡地の問題、そしてまたそのような形の中において庁内検討会を昨年度から、その2年前に建設課課内において荒神山公園全体的、またプール跡地の位置づけ、今後どのようにしていけば良いか、そういう形の中において課内、また庁内検討会がございました。それで今年度それにつきまして町民も交えた形の中において公園の懇談会を行いまして、

町民から幅広くご意見を聞き今後の荒神山の公園につきまして考えを進める中において、プールのウォーターパークのあり方について検討しようじゃないかっていうことで進めているものでございます。一応この懇談会の中の基本構想でございますが、人と自然が共存したより良い公園を目指すという形の中で進めております。その中において3点の基本構想を先日確認、町民との皆さんと確認を行ったところでございます。1としまして、自然資源を生かした心のよい空間づくり、荒神山の特質を生かし、健康増進やスポーツ活動のための公園づくり。既存施設の有効活用でコスト削減を図る、このような構想を作りまして町民とともに一緒になりまして、公園の今後の姿を考える会でございます。以上でございます。

○教育次長

生き物ネットワークについてのご質問がございました。手許にきちんとした資料を持ち合わせておりませんので申し訳ございませんが、荒神山には貴重な動植物、辰野町の中心地にありながらあいつた荒神山の中に貴重な動植物があるということで、そういったスポーツ公園の性格を生かしながら、そういった貴重な動植物についての共存を図るっというような意味合いで作られているかというふうに認識しております。さきほど議員、官、民、学連携というご指摘がございましたけれども民間の様々なグループ、それから官としてましては町の美術館、それから学という形では豊南短期大学等も関係しているということで認識しております。手許に詳しい資料がございませんので、申し訳ございません。

○中村（10番）

荒神山スポーツ公園について、例えば野球場、体育館、陸上競技場、武道館のようにたくさんの施設がございますが、施設個々の整備ではなく、また庁舎内担当課毎の計画でなく、この際、官、民、学校など関係団体を含め総合整備委員会のような形にしましてスポーツ、観光、設備新設、廃棄、修理、維持管理などを総合的に検討していかれたらいかがでしょうか。辰野いきものネットワークは何か荒神山には非常に珍しいチョウチョがいるとか、この何とかいうカワセミは大変貴重でここにしかいないとか、何かそういうことを調べたりしているようでございます。また、さきの懇談会で素案を作成する考え方を決定したようでございます。来年1月末の住民対象のアンケート調査を実施する。結果を踏まえ3月開催予定の第3回目でワークショップを行い、構想案をまとめていくなどというようなことが新聞記事で出ておりました。こういった辰野いきもの

ネットワークというのはちょっと私には難し過ぎて分かりませんかかもしれませんが、この荒神山の懇談会、荒神山公園懇談会というので荒神山の将来像について話し合い、進めていくような会合は今後やりたいと思えば、懇談会の参加は可能でしょうか。またこの懇談会が発展していったって、総合開発となるものを官、民、学校など町内関係者の団体で委員会を組織しまして荒神山の将来について話し合い、進めていくようなことは考えておらないでしょうか。質問いたします。

○町 長

次の質問でございますけれども、どれも的を得ているかと思えます。それに沿ってできるだけ、また、ただまだ新たに組織ということになりましても既に、荒神山一体を考える会もあるわけですので、それを根っこにして膨らめるなり専門化するなり、また町がもう当然関わってますので、町も一緒に住民の皆さんと一緒に考えていくと。スポーツその他に対しましてもやはりそのような手法の中で、できるだけ進めることは進めていきたいと思えます。具体的にちょっと担当課長の方からお答えいたします。

○建設水道課長

さきほど申しあげました荒神山公園懇談会でございますが、これは4月に行いまして、またさきほど言いましたように11月に、そうしてまた3月頃、秋3回目というような形で本年度計画で進めているところでございます。これにつきましてはご存知のように、一般町民を対象という形において広報等において住民に周知をいたしまして、誰でも参加できる形の中において懇談会を行っているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村（10番）

是非、私も考えてみたいと思えますのでよろしく願いいたします。近い将来の方向性といたしまして検討していただけるということで大変うれしく思います。最後に1つでございますが、昔、辰野町で早起き野球がチームが30チームの余あった頃は春になりますと丸山球場の草むしりを各チームで場所を決めて草むしり、石拾いをやっておりましたが、最近は7チームだか8チームしかになっちゃいまして、荒神山だけで試合間に合いますので、丸山球場の方は使っておりません。私も最近行ったことございませんが聞くとところによりますと、草ボーボーのようでございます。少年野球がやっているようでございますが、丸山球場の方の草むしり等のグラウンド整備、また荒神山球場におかれましては最近イボイボの靴を履いてソフトボールですとか野球やるのが多くなってきま

して、昔の金属製のスパイクやなんか使わなくなりましたので、グラウンドが掘れずに段々堅くなるだけで滑り込んでも擦り剥いたり、ちょっと大変堅くなっております。来年の春に向けまして是非、砂を入れるなり、掘り起こして整備し直すなりして昔のようなグラウンドに戻していただけたら大変ありがたいかと思えます。この意見は先日の議会懇談会に出まして、質問がござしまして、そんなような話がございました。是非、野球、ソフト、またグラウンドが堅くてあそこへ合宿に行ってもグラウンドの状態が悪くなくてダメだというような声も聞きました。グラウンド整備、是非きれにさせていただきまして使いやすくしていただきまして、合宿や何かも、よそからの合宿や何かも来れるような状態にしていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

12月11日 午後 14時 30分 散会